

跡見マネジメント

跡見学園女子大学マネジメント学部卒業生優秀論文集

第2号(第2期卒業生)

2007年3月

目次

巻頭言	山本 貞雄 1
卒業生表彰受賞者と選考経緯	学務委員会 3
<卒業生論文>	
行政の支援と期待が市民音楽団体に与える影響の考察	大橋 菜保子 5
1990年代に始まる日本のコンテンポラリー・ダンスの社会との繋がりの変化	風間 奏恵 25
春日部市のまちづくり —現状と課題—	川俣 亜由美 39
現役女子大生が考える居住環境調査—理想の空間を手に入れるため—	國井 妙恵 47
人工妊娠中絶と女性の人権—母体保護法と堕胎罪—	小山 香織 69
女性の健康者集団における、アダルトチルドレン予備軍の調査 —ニートから抜け出す方法を探る—	久松 美奈子 97
アメリカに影響を与えた日本のアニメ	長尾 麻衣 119

巻 頭 言

マネジメント学部長
山本 貞雄

今年度は、跡見学園女子大学に、学生達自身の人生目標実現のための実践的な教育を理念とするマネジメント学部が創設されて、第二期生が卒業する年である。

昨年に続き、マネジメント学部卒業生の在学中の活躍の成果を称えるために行われる「マネジメント学部卒業生表彰」の一環としての「論文部門」において、卒業生から論文を募集・選定し、「マネジメント学部卒業生優秀論文集」を発行しようと言うこととなった。

選ばれた7つの論文のテーマは、何れも私がこれまで扱ってきた問題の範疇のものであるので、大変興味深く読ませて貰った。

何れの論文も完成度の高い論文であり、選ばれた7人の皆さんが、マネジメント学部の在学4年間で、ここまで研究能力を高めて来られたことを高く評価したい。

論文のテーマは、人工妊娠中絶に関わる母体保護法と刑法との関係、社会問題となっているニート、芸術文化助成のあり方、理想とする居住環境調査、日本文化のアメリカへの影響、等々全て現代のエポックメイキングな社会科学の問題に属するが、社会科学とは、実証的研究方法によって、社会現象を扱う科学である。

従って、論文のテーマとして取り上げた社会現象について、実証的にデータの収集等の調査、分析、研究を行い、それに基づいて問題点についての解決策の提案、つまり政策提言を行う訳である。

しかしながら、ここで留意すべきことは、実証的と言っても、どのようなデータをどのような方法で収集するか、どのような視点で分析するか、そこからどのような問題を読み取るか、それらの問題のうちどの問題を解決・改善すべき対象に取り上げるか、そしてどのような政策提言を行うかと言った具合に、それぞれのプロセスでどのような選択を行うかによって、答えは異なり、多様な解があり得るということである。

従って、社会科学の問題を扱う場合は、

- ①より高次元の、またはより幅広い視点から課題を捉え直す必要がないか否か、
- ②仮説検証をする場合、今一度、仮説の妥当性自体を見直す必要がないか否か、
- ③自分が出した解釈や結論以外の解釈や結論が成り立たないか否か、
- ④自分が出した結論が果たして実践的に役立つものであるか否か等について、常に謙虚に反省し、再検討する姿勢がなければならない。

そして、この「マネジメント学部卒業生優秀論文集」は、今後もマネジメント学部よき伝統としたいものである。

最後に、第二期生の卒業生の皆さんの大部分は、いよいよ実社会に出て、企業・公共・文化のマネジメントの分野で仕事に就かれるが、今後大いに皆さんのご活躍を期待したい。

卒業生表彰受賞者と選考の経緯

マネジメント学部学務委員会

最優秀論文賞

小山 香織 人工妊娠中絶と女性の人権—母体保護法と堕胎罪—

優秀論文賞

久松 美奈子 女性の健康者集団における、アダルトチルドレン予備軍の調査
—ニートから抜け出す方法を探る—

入賞

大橋 菜保子 行政の支援と期待が市民音楽団体に与える影響の考察

風間 奏恵 1990年代に始まる日本のコンテンポラリー・ダンスの社会との繋がりの変化

川俣 亜由美 春日部市のまちづくり —現状と課題—

國井 妙恵 現役女子大生が考える居住環境調査—理想の空間を手に入れるため—

長尾 麻衣 アメリカに影響を与えた日本のアニメ

横山文野賞

小山 香織 人工妊娠中絶と女性の人権—母体保護法と堕胎罪—

<選考経過>

2006年6月21日	募集要項公示
2006年11月16日	論文提出 一次審査開始（各論文につき各2名の教員による査読）
2007年1月17日	査読結果を反映した修正原稿提出、入賞者内定
2007年1月25日	二次審査開始（6名の教員が全入賞論文を審査）
2006年3月18日	受賞者発表及び表彰式

<横山文野賞について>

2002年4月、マネジメント学部創設に際し着任された横山文野専任講師は、同年、『戦後日本の女性政策』勁草書房を出版し、日本における女性政策研究をリードしていくことが期待される若手研究者・教育者でありましたが、2005年7月に病気のため逝去されました。社会における女性の活躍を支援することを使命とするマネジメント学部としては、この分野の研究が発展していくことを祈念し、卒業生の論文の中から、女性政策、女性問題の分野で優れた作品に対して、横山文野賞を贈りそれを称えることにしました。なお、横山文野賞には、故横山文野講師の夫である山口智久様のご厚意により、横山文野講師の遺産から副賞として記念品が贈られます。

行政の支援と期待が市民音楽団体に与える影響の考察

大橋 菜保子

1. はじめに

私は東京都小平市の小平青少年吹奏楽団に所属しているが、市民音楽団体の活動は地域社会にとって大きな意義があると考えている。たとえば、市民楽団がその地域で演奏することによって地域の人が気軽に音楽にふれあえる。また、地域の人同士、地域の人と楽団員のコミュニケーションをはかる場を提供でき、そのきっかけになる。

また、金銭的な問題で講師を呼べない公立の中学校などにボランティアとして市民楽団員が指導に行くことによって中学生の楽器に対する知識や技術が向上する。こうした中、行政も市民楽団の活動に対する支援を様々な形で行っている。

それでは、行政は同じ市内の音楽団体に対してどのような活動を期待してどのように支援を行っているのか。また、各団体はその期待にどのくらい応えられているのか。その支援の違いによって各市の地域との関わり方にどのような特徴が出てくるのか。

本稿では、埼玉県と東京都の「ベッドタウン」という共通の特徴を持つ東京都足立区、小平市、埼玉県朝霞市、春日部市、川口市、越谷市、草加市、新座市の音楽団体の演奏活動と各市の楽団への支援の仕方を比較して、期待、支援、因果関係の大きく3つを明らかにする。

2. 調査方法

期待と支援については、各行政にインタビュー調査、電話調査を行った。因果関係を調べるため各音楽団体の活動状況は、ホームページ情報等を収集し、団の概要、演奏会状況を調べた。8市区の音楽団体は、今回私が洗い出しただけでも全部で46団体あり、とても数が多いので各団体のホームページでの情報収集を行うにした。調査対象の音楽団体のジャンルは吹奏楽団・オーケストラ・合唱団・マンドリンクラブ・和太鼓で、団体名は以下の通りである。

東京都足立区、吹奏楽「足立吹奏楽団」「ウィンドクルーオーケストラ」、オーケストラ「足立シティオーケストラ」、合唱「足立区民合唱団」、太鼓「江戸葦原龍神太鼓」、小平市、吹奏楽「小平青少年吹奏楽団」、オーケストラ「小平市民オーケストラ」、朝霞市は、吹奏楽「朝霞市民吹奏楽団」、合唱「朝霞混声合唱団」マンドリン「朝霞マンドリンアンサンブ

ル)、川口市は、吹奏楽「川口ウィンドアンサンブル」「川口市民吹奏楽団」「川口アンサンブルリベルテ吹奏楽団」「川口プラスソサエティ」「川口交響吹奏楽団」、合唱「川口市民合唱団」「ぞうれっしゃ合唱団」「川口マンドリンアンサンブル」、太鼓「いなり太鼓会」「酔鼓會」、越谷市、吹奏楽「ル・トラヴェール吹奏楽団」「越谷市音楽団」、オーケストラ「ドルチェ弦楽合奏団」、合唱「越谷女声合唱団」、太鼓「鼓葡萄」、春日部市、吹奏楽「春日部市民吹奏楽団」「かすかべMUSICA・PIACERE」、合唱「男声あんさんぶるポパイ」「春日部少年少女合唱団はじめのいっぽ」マンドリン「春日部マンドリンアンサンブル」、新座市、吹奏楽「吹奏楽団モツソ」、オーケストラ「新座交響楽団」、合唱「新座少年少女合唱団」、マンドリン「新座マンドリンクラブ」「オルケスタ新座マンドリンクラブ」、太鼓「和太鼓どどん」である。

3. 調査内容

各自治体へは、「各音楽団体に対して支援を行っているか。支援を行っている場合、どのような支援を行っているか（支援）」を尋ねた。支援の内容については、金銭的な支援（補助金など）と非金銭的な支援（練習場・備品・備品収容倉庫・ホールの貸し出しの有無など）の2つの項目にわけ具体例をあげ調査を行った。さらに「各団体に対してどのような活動を期待して支援を行っているか（期待）」と「支援の違いによって各団体と地域との関わり方にどのような特徴が出てくるのか（因果関係）」についても調査した。

各団体と地域との関わり方は、団体が地元でボランティアとして行う依頼演奏と、市内中学校などで楽器講習会を行うことなどが考えられるが、本研究では依頼演奏の頻度によって地域との関わり方の強弱を評価した。各音楽団体については、団の概要（名称・設立・入団の条件・団員数・団員構成・団費・練習場所・練習回数・演奏行事・団の目的）、年間の演奏行事（自主演奏会・依頼演奏会など）、を調査した。

4. 東京都足立区・小平市、埼玉県朝霞市・春日部市・川口市・越谷市・草加市・新座市の行政から音楽団体への①支援の比較

（1）東京都足立区

ウィンドクルーオーケストラを除いた区内の全団体に対して支援を行っている。金銭的な支援面は「直接的な金銭的支援」として、足立シティオーケストラ・足立区民合唱団・足立吹奏楽団に対し指揮者等謝礼、楽器運搬費、楽器購入費を助成している。また、音楽団体の金銭的負担が軽くなるよう、定期演奏会及び練習等の会場確保、区所有の楽器の無償使用を行っている。非金銭的な面では、区でチラシ等配布による演奏会等周知をしている。江戸葦原龍神太鼓に対しては、「間接的な金銭面支援」を行っている。同団体は足立区和太鼓連盟に加盟している。足立区和太鼓連盟は足立区文化団体連合会に加盟しており、市は足立区文化団体連合会に対し補助金を交付しており、同連合会から足立区和太鼓連盟

を經由して、江戸葦原龍神太鼓に支援が行われている。

(2) 東京都小平市

支援を行っている。小平青少年吹奏楽団に対し、金銭的な面では「直接的な金銭面支援」として、毎年の成人式出演を依頼し、30万円の謝礼金を交付している。金銭的負担が軽くなるような支援として昭和62年から現在まで毎年高額楽器の貸与、小平第六小学校の音楽室を練習場として貸しており、楽器の収容庫としてその音楽室のとなりにある倉庫を使用している。また、定期演奏会の会場として「ルネ小平（小平市民会館）」を演奏会前日、当日ともに無料で貸し出している。小平青少年吹奏楽団、小平市民オーケストラとも、市民文化祭開催の際には、会場を教育委員会が確保しており、会場使用料は免除されている。間接的な金銭面支援として、小平青少年吹奏楽団、小平市民オーケストラ両団体はともに小平市文化協会に加盟しているため、市から小平市文化協会への補助金が間接的に交付されている。

(3) 埼玉県朝霞市

支援を行っているが、金銭的な面で「直接的な金銭面支援」は行っていない。間接的な金銭面支援として、朝霞市社会教育関係団体等補助金を朝霞市文化協会へ交付している。金銭的負担が軽くなるような支援として、定期演奏会（朝霞市文化祭）の会場先行予約、朝霞市公民館使用料免除を行っている。非金銭的な支援としては、事業、活動のPR、名義後援を行っている。

(4) 埼玉県春日部市

かすかべMUSICA・PIACEREに対しては支援を行っていない。男声アンサンブル「ポパイ」に対しては、春日部市合唱連盟に加盟しているため、春日部市合唱連盟が開催する「市民合唱祭」を春日部市教育委員会との共催として会場使用料を支援している。春日部市芸術文化振興会という任意団体を平成15年度に設立し、行政が行う支援と合わせて支援を行っている。支援内容は、イベント開催情報のホームページでの紹介、イベント開催後のホームページでの取材記事の紹介、ホームページでの芸術文化団体の紹介、名義後援による支援、助成制度による支援である。春日部市吹奏楽団、春日部マンドリンアンサンブルは、加盟団体であるため、これらの支援をうけている。春日部市では、公民館を使用し活動する団体は、1,200～1,500団体と推定している。行政の公平性の観点から特定の団体に、団体の練習場所の手配、備品の購入費補助、収容倉庫の確保、ホール使用料の減免や免除等を行っていない。

(5) 埼玉県川口市

埼玉県川口市は、今回調査を行った他市の倍近い40万人の人口があり、それに伴い音

楽団体数も多くなっている。そのため、市では個々の団体に対し直接的な支援を行っているが、全体を見切れないため間接的な支援のみを行っている。

間接的な金銭面支援として、川口市民音楽協会、川口市文化団体連合会、川口市美術家協会を通じて各団体に補助金を交付している。金銭的負担が軽くなるような支援として、市展、文化祭では会場を確保し、発表する場を設けている。実行委員に支援しており、事務的なことは市が担当している。また、練習場で公民館を使用する場合、登録団体は使用料が半額になり、使用の予約は本来なら2ヶ月前から抽選になるところを、3ヶ月前からの優先予約としている。非金銭的な支援としては名義後援を行っている。

(6) 埼玉県越谷市

支援を行っているが、直接的な金銭面支援は行っていない。「越谷市文化連盟」に所属している団体に対し、間接的な金銭面支援として補助金の交付を行っており、非金銭的な支援として、年1回ホールを優先予約できる。同連盟には、越谷市音楽団、越谷市民交響楽団、女声合唱団が所属している協会が加盟しているため、この3団体は上記の支援を受けている。また全体に共通して行っている支援は、名義後援である。

(7) 埼玉県草加市

文化協会に所属していない北谷太鼓を除いて、支援を行っている。直接的な金銭面支援は行っていない。間接的な金銭面支援として、文化協会を通じて補助金を交付しているが、北谷太鼓は文化協会に所属していないため補助金は受け取っていない。金銭的負担が軽くなるような支援として、草加中央公民館を使用している草加中央吹奏楽団、草加市民吹奏楽団、草加市民管弦楽団に対し使用料を半額にしている。また、草加中央公民館で購入している大型楽器を無料貸与している他、大型楽器保管倉庫、楽譜収納スペースなどを公民館内に確保している。定期演奏会は、中央公民館との共催事業としているため、ホール使用料を免除している。

(8) 埼玉県新座市

支援を行っている。直接的な金銭面支援は行っていない。新座市文化協会に加盟している団体に対しては間接的な金銭面支援として、補助金を交付している。金銭的負担が軽くなるような支援としては、文化協会に対し、新座市民会館ホールやほっとぶらぎギャラリー一及び多目的室の使用料の減免を行っている。

非金銭的な支援として文化協会を通じ、財団法人等からの文化活動に対する助成の情報を提供している。また、新座市文化協会に加盟していないを問わず、市民に対し新座市民まつり文化祭という形で、日頃の文化芸術活動の成果を発表する場を提供している。新座交響楽団、吹奏楽団モツソ、オルケスタ新座マンドリンクラブ、新座少年少女合唱団、和太鼓どどんは、新座市文化協会の加盟団体であるため支援を受けている。

5. 各市の支援を比較した結果

図表1は、以上の結果をふまえ8市区の支援の状況を表にまとめたものである。非金銭的な支援と、文化協会を通じて、加盟団体に対しての間接的な金銭面支援は全市区で行っていることがわかる。各市の支援の行い方は「積極的な支援」「消極的な支援」「どちらとも言えない支援」の3つに分類できる。「積極的な支援」として、直接的な金銭面支援、文化協会へ間接的な金銭面支援、非金銭的な支援、練習場・大型楽器無料貸与の4項目を全て実施している足立区、小平市、草加市、「消極的な支援」として文化協会へ間接的な金銭面支援、非金銭的な支援の2項目を実施している春日部市、越谷市、「どちらとも言えない支援」として文化協会へ間接的な金銭面支援、非金銭的な支援、練習場（市内公民館など）の使用料免除を行っている朝霞市、川口市、新座市となる。

図表1 調査対象楽団の比較資料

	直接的な 金銭面支援	文化協会へ間接 的な金銭面支援	非金銭的な支援	練習場、大型楽 器無料貸与
東京都足立区	○	○	○	○
小平市	○	○	○	○
埼玉県朝霞市		○	○	使用料免除
春日部市		○	○	
川口市		○	○	使用料免除
越谷市		○	○	
草加市		○	○	○
新座市		○	○	使用料免除

6. 各市から音楽団体に対しての期待の比較

(1) 東京都足立区

音楽活動の普及と、地域社会に奉仕の精神をもつての貢献、文化芸術活動の鑑賞機会を区民等に提供することによる区民生活の向上及び人材の育成による文化の継承を期待している。

(2) 東京都小平市

小平青少年吹奏楽団は、市を代表する楽団という位置づけの期待の意味からも、市の行

事、地域のお祭り等にさまざま出演してもらっている（市民まつり、成人式、市民文化祭、青少年音楽祭、サマーフェスティバル等）。独自の定期演奏会も行っており、会場はいつも満員に近い状態となっている。このほかボランティアで、老人ホーム・障害者施設・親子の集いなどでの演奏、市内の子どもを対象にした初心者バンド指導なども行い、公共生活への貢献度も多大であると感じている。市としては、楽団の活動が毎年広がって内容が濃くなっていることに、ますます今後の活躍を期待している。小平市民オーケストラは、活動の主なものは、ルネこだいら（市民文化会館）で行われる年1回の定期演奏会であるが、小平市文化協会に加盟している団体として、このほか市民向けの講習会、発表会などの実施を期待しているが、団員の減員などの理由から実施には至っていない。

（3）埼玉県朝霞市

市民の生きがいづくりにつなげることのみならず、これから学びたい人への指導や、地域活動等へ生かしてもらいたいと考えている。生涯学習活動を通して、朝霞の文化活動がより一層活性化し、人と人のつながりや学びの環ができるきっかけになることを期待している。活動を行っていただいている時点で、期待には十分に答えてもらっている。

（4）埼玉県春日部市

生活のなかの潤いとして芸術文化に親しむ人々が増加し、文化団体も多数生まれ、年間を通じ様々な活動を積極的に行われている。市民による自主活動の芽生えと成長を踏まえ、従来行ってきた芸術文化に接する機会を直接行政が提供する形態（公演の招致）から、市民と行政のパートナーシップによる市民参画型事業に転換しているところである。

市民の自主的な芸術文化活動を側面から支援、奨励することにより、音楽団体に限らず芸術文化活動全般が活発化し、個々人の自己実現や生涯学習活動の広がり生まれ、更に活動の成果を発表する機会が増加し、市民に優れた芸術文化に触れる機会が提供されることを望んでいる。優れた芸術文化に多くの市民が触れることにより、市民の創造力や表現力を育むと共に、心のつながりや相互に理解し、尊重し合う心豊かな環境の醸成を期待している。

近年、市内に民間のギャラリーが多数新設されていることや、演奏会、展覧会の回数、集客数、国の行う委嘱事業への参加団体数などからも活発な活動が行われていることがわかる。多くの団体があり、個々の状況は異なるが、多くの市民に優れた芸術に触れる機会が提供されており、充分対応しているものと考えている。

（5）埼玉県川口市

市からの支援を受けた各音楽団体が、文化祭や川口市民会館「リア」でのロビーコンサートなど市からの依頼演奏会に出演することを期待しており、その期待に答えている。団体の活動に関しては、現状維持ではなく「推進」していかなければならないと考えるため、

その点で今後も課題が残っていく。また、協会に加盟していない団体には支援ができず、団体も協会の存在を知っていれば支援を希望するだろうし、協会の知名度をあげなければならぬ。芸術全体を見ると、日本舞踊などには若年者がおらず、後継者が育っていないことから伝統芸能がなくなってしまうようにすること、文化は成果が目に見えないため、予算が後回しにされたり、不景気だと予算を削減されることも課題である。

(6) 埼玉県越谷市

芸術文化活動の育成のため、各団体が活動しやすくなること、市民が音楽を鑑賞しやすくなることを期待している。

(7) 埼玉県草加市

音楽活動をしていけば、発表の場が欲しいという思いが出てくるので、楽団のその思いの受け皿となる場を提供しつつ、草加市は「音楽都市宣言」をしているので、お客さんにも気軽に音楽に触れあってもらえるようになることを期待している。また、ジュニア育成にも力を入れている。

(8) 埼玉県新座市

各団体の自主的な文化活動の中で、そのすばらしさを多くの市民に広め、また様々な文化活動の場を子どもや高齢者など市民へ提供することと、地域文化の発展につながることを期待している。新座市民まつり文化祭等での発表を通じ、市民への音楽を含む文化への啓発に貢献している。

7. 各市の期待を比較した結果

各市とも共通して、支援によって音楽団体が活動しやすくなること、文化祭や地域での演奏で活動の成果を発表する機会を与え、市民に芸術文化に触れる機会が提供されること、芸術文化に市民が触れることにより市民の創造力や表現力を育むと共に人と人とのつながりや学びの環ができるきっかけになることなど、文化の継承を期待している。

8. 東京都足立区・小平市、埼玉県朝霞市・春日部市・川口市・越谷市・草加市・新座市の市民音楽団体比較

(1) 音楽団体の概要

図表2は、調査対象の8市区で活動する市民音楽団体の状況を比較したものである。団体数では川口市が圧倒的に多く、各市の音楽団体をジャンル別に見ると各市とも吹奏楽団が

多い。全団体でほぼ共通していることは、週に1～2回の練習を各市内の公共施設で行っている。団員構成は、高校生から社会人の団体が圧倒的に多く、和太鼓団体については小学生から入団できる団体が多い。入団条件としてオーケストラ・吹奏楽など楽器を使用する団体は、楽器経験があることを前提としている団体が多数あるが、オーディションや面接を行っている団体は、2団体のみとなった。また、各市の在勤在学を条件としている団体も少ないことがわかった。

図表2 調査対象楽団の比較資料

東京都足立区

ジャンル 名称	吹奏楽 足立吹奏楽団	吹奏楽 ウィンドクル ーオーケスト ラ	オーケストラ 足立シティオー ケストラ	合唱 足立区民合 唱団	太鼓 江戸葦原龍神 太鼓
設立	1978年	1990年	1988年	1989年	1963年
入団の条件	高校生以上 楽器経験があ る 楽器を持参で きる	高校生以上 楽器を持参で きる	高校生以上 演奏経験があ る オーディショ ン有り	高校生以上 週2回の練 習に参加で きる	
団員数	約60名				
団員構成	高校生から社 会人		10～70代		
団費	2000円/月	1500/月	1000/月	60000/年	
練習場所	区内小学校 文化ホール		西新井文化ホ ール	区内公共施 設	
練習回数	週2回			週2回	
団の目的	「感謝と奉仕」の もと、地域に根差 した演奏活動が できる楽団				

東京都小平市

ジャンル 名称	吹奏楽 小平青少年吹奏楽団	オーケストラ 小平市民オーケストラ
設立	1986年	1990年
入団の条件	・高校生以上	

	・楽器経験3年以上	
団員数	約50名	
団員構成	高校生から社会人	学生から社会人
団費	1500円/月	2000円/月
練習場所	小平第六小学校	市内の公共施設
練習回数	週2回	週1回
団の目的	市民に愛される楽団	小平市民文化会館「ルネこだいら」のフランチャイズ・オーケストラとなることを目指す。

埼玉県朝霞市

ジャンル 名称	吹奏楽 朝霞市民吹奏楽団	合唱 朝霞混声合唱団	マンドリン 朝霞マンドリンアン サンブル
設立	1980年	1987年	
入団の条件	・楽団の活動に積極的に参加できる ・高校生以上で吹奏楽経験者	なし	
団員数	約60名		
団員構成	高校生から50代	10代~80代	
団費	2000円/月	2500/月	
練習場所	市内公民館	中央公民館	
練習回数	週1回	月2回	
団の目的	地域に根ざした文化活動	音楽を愛する心を育てる 会員相互における音楽素養の向上と親睦を図る 地域文化の発展に貢献する	

埼玉県春日部市

ジャンル 名称	吹奏楽 春日部市吹奏 楽団	吹奏楽 かすかべMUS ICA・PIAC ERE	合唱 男声あんさん ぶるポパイ	合唱 春日部少年少 女合唱団はじ めのいっぽ	マンドリン 春日部マン ドリンアン サンプル
設立		平成7年	1991年		
入団の条 件		楽器経験3 年以上高校 生以上 毎週練習に 参加できる			
団員数	約40名				
団員構成		高校生から 社会人			
団費	3000円/月	3000円/月		2000円/月	1000円/月
練習場所	春日部市・さ いたま市岩槻 区内の公民館	旧春日部市 立沼端小学 校	Ooiwa Edukativa Stanza	春日部コミ ュニティセ ンター	春日部中央 公民館
練習回数	週1回	週1回	週1回	月3～4回	週1回
団の目的	人を感動させ る演奏をす る!』 無理なく・楽 しく・愛され る				

埼玉県川口市①

ジャン ル 名称	吹奏楽 川口ウィン ドアンサン ブル	吹奏楽 川口市民吹 奏楽団	吹奏楽 川口アン サンプル リベルテ 吹奏楽団	吹奏楽 青木フィ ルハーモ ニー吹奏 楽団	吹奏楽 川口ブラ スソサイ エティ	吹奏楽 川口交響吹 奏楽団
設立	1979年	1971年	1980年	1992年		1992年
入団の 条件		15才以上 楽器経験者	18歳以上の楽 器経験者 楽器演奏のブ ランクが無い		(川口高 校吹奏楽 部OB)	

			方 やる気のある 方、向上心のある 方 練習、行事に参加 できる方 面接をクリア された方			
団員数	約50名		約100名	約50名		
団員構成	高校生から 社会人					
団費	2500円/月	2500円/月				
練習場所	川口市青少年会館	川口市青少年会館	川口市内の中学校	川口市立榛松中学校		川口総合文化センター リリア練習室
練習回数	月3～4回	週1回				週1回
団の目的			団員相互の親睦と音楽技術の向上を目指し、地域社会の文化発展に寄与する	感動のある音楽を！」をモットーに、吹奏楽活動を通じた音楽技術の向上と豊かな音楽づくり		感動を団員同士だけではなく聞いている人も一緒に感じる

埼玉県川口市②

ジャンル 名称	合唱 川口市民合唱 団	合唱 ぞうれっし ゃ合唱団	マンドリン 川口マンド リンアンサ ンプル	太鼓 いなり太鼓会	太鼓 酔鼓會
------------	-------------------	---------------------	--------------------------------	--------------	-----------

設立	1948年	1991年	1990年	1990年	1978年
入団の条件	高校生以上 経験問わず	なし	なし	なし	領家二丁目 にお住まい の方、勤めて いる人誰で も
団員数		約300名	約20名	約20名	約40名
団員構成		2才から7 0才	30代～4 0代	小学生から大 人	子どもから 大人
団費	3000/月			2000/月	
練習場所	西川口公民館		川口リリア	東領家小学校	神社会館
練習回数	週2回		月2回	週2回	週1回
団の目的		いのちと平 和と子ども たち			地域に密着 した活動

埼玉県越谷市

ジャンル 名称	吹奏楽 ル・トラヴェ ール吹奏楽 団	吹奏楽 越谷市音楽 団	オーケスト ラ 越谷市民交 響楽団	オーケスト ラ ドルチェ弦 楽合奏団	合唱 越谷女声 合唱団	太鼓 鼓葡萄
設立	1987年	2001年	1982年	1983年		1988年
入団の 条件		18歳以上 楽器を所有 している 他の吹奏楽 団体に所属 していない				
団員数		約60人	約80名			
団員構 成	学生から社 会人	学生から社 会人	中学生から 社会人	高校生から 社会人	30代か ら60代	小学生か ら50代
団費		2500円/月	3000円/月 (一般)			
練習場 所		市内の公共 施設	市内の公共 施設	市内の公共 施設		ぶどうぞ の幼稚園
練習回		週1回	月4～5回	週1回		週1回

数						
団の目的		楽しく、やりがいのあ るバンド				

埼玉県草加市

ジャンル 名称	吹奏楽 草加市民吹奏楽 団	吹奏楽 草加中央吹奏楽 団	オーケストラ 草加市民管弦楽 団	太鼓 北谷太鼓
設立	昭和53年		1988年	
入団の条件	高校生以上 吹奏楽経験者。 平日(水曜日)の練習 に参加できる	なし	草加市在住又は 在勤	小学生以上
団員数	約70名	約40名	約30名	
団員構成	高校生から社会 人			小学生から大人
団費		2000/月	4000/月	1000/月
練習場所	草加中央公民館	草加中央公民館	草加中央公民館	原町コミュニテ ィーセンター
練習回数	週1回	週1～2回	月5～6回	週1回
団の目的			地域への貢献と団員 一人一人の音楽性向 上	

埼玉県新座市

ジャンル 名称	吹奏楽 吹奏楽団モ ッソ	オーケス トラ 新座交響 楽団	合唱 新座少年 少女合唱 団	マンドリン 新座マンド リンクラブ	マンドリン オルケスタ新座 マンドリンクラ ブ	太鼓 和太鼓 どどん
設立		1987年	1972年	1977年	1977年	
入団の条件	中学生以上 楽器持参可 能		小学3年 生から高 校3年生	なし	なし	募集し ていな い
団員数	約25名			約40名		約20 名

団員構成				平均年齢 36才		
団費	2000円/月			1000/月	5000円/3ヶ月	
練習場所	新座市畑中 公民館		市内公民館・市内大学	市内公共施設	市内公共施設	市内小学校多目的ホール
練習回数	週1回		週1回	月2回	月2回	週1回
団の目的					一般の方に、マンドリン音楽を楽しんでもらう、楽しさを知ってもらう	

(2) 演奏活動状況

東京都足立区

ジャンル 名称	吹奏楽 足立吹奏楽団	吹奏楽 ウィンドクルー オーケストラ (支援なし)	オーケストラ 足立シティオーケストラ	合唱 足立区民合唱団	太鼓 江戸葦原龍神太鼓
自主演奏会	年2回	2年に3回	年2回(中心に)	年2回(中心に)	
依頼演奏会	年20回	年2回程度	有り		年25回程度
コンクール など	コンクール アンサンブル コンテスト				
その他	中学生対象の講習会				

東京都小平市

ジャンル 名称	吹奏楽 小平青少年吹奏楽団	オーケストラ 小平市民オーケストラ
自主演奏会	年2回	8ヶ月に1回(2年に3回)
依頼演奏会	年20回程度	

コンクールなど		
その他	初心者バンド指導	

埼玉県朝霞市

ジャンル 名称	吹奏楽 朝霞市民吹奏楽団	合唱 朝霞混声合唱団	マンドリン 朝霞マンドリンアン サンブル
自主演奏会	年1回		不明
依頼演奏	年11回	年1回	不明
コンクールなど			不明
その他		お祭りに参加(年3 回)	

埼玉県春日部市

ジャンル 名称	吹奏楽 春日部市吹奏楽団	吹奏楽 かすかべMUSIC・PIAC ERE	合唱 男声あんさんぶるポパイ	合唱 春日部少年少女合唱団はじめのいっぽ	マンドリン 春日部マ ンドリンアン サンブル
自主 演奏会	年2回	年1回		不明	年1回
依頼 演奏会	約1回	1～2回		不明	有り (回数は不明)
コンク ールな ど	コンクール	コンクール		不明	
その他	はるぴよ		お祭りに参加		

埼玉県川口市①

ジャンル 名称	吹奏楽 川口ウィ ンドアン サンブル	吹奏楽 川口市民 吹奏楽団	吹奏楽 川口アン サンブル リベルテ 吹奏楽団	吹奏楽 青木フィ ルハーモ ニー吹奏 楽団	吹奏楽 川口ブラ スソサイ エティ	吹奏楽 川口交響 吹奏楽団
自主演奏会	年1回	年1回	年2回	年2回		有り
依頼演奏会	年2回	年7回	有り	有り	有り	年1回
コンクール			コンクール	コンクール	コンクール	コンクール

など						アンサンブルコンテスト
その他			市内中学生へ指導 遠征			

埼玉県川口市②

ジャンル 名称	合唱 川口市民合唱団	合唱 ぞうれっしや合唱団	マンドリン 川口マンドリンアンサンブル	太鼓 いなり太鼓会	太鼓 酔鼓會
自主演奏会	2～3年に1回	年1回	年1回		
依頼演奏会					年間約10回
コンクールなど					
その他	合唱祭			お祭りに出演	

埼玉県越谷市

ジャンル 名称	吹奏楽 ル・トラヴェール吹奏楽団	吹奏楽 越谷市音楽団	オーケストラ 越谷市民交響楽団	オーケストラ ドルチェ弦楽合奏団	合唱 越谷女声合唱団	太鼓 鼓葡萄
自主演奏会	2年に1回	あり	年1回	年数回	2年に1回	
依頼演奏会	なし	年10回	約年1回	なし	なし	年数回
コンクールなど	コンクール	コンクール アンサンブル コンテスト				
その他	団内アンサンブルコンサート					

埼玉県草加市

ジャンル 名称	吹奏楽 草加市民吹奏楽 団	吹奏楽 草加中央吹奏楽 団	オーケストラ 草加市民管弦楽 団	太鼓 北谷太鼓
自主演奏会	年1回	年2回	有り	
依頼演奏会	約年3回	約年2回		
コンクールなど	コンクール アンサンブルコ ンテスト			
その他		市内音楽祭参加		年数回お祭りに参加

埼玉県新座市

ジャンル 名称	吹奏楽 吹奏楽団モ ッソ	オーケス トラ 新座交響 楽団	合唱 新座少年 少女合唱 団	マンドリン 新座マンド リンクラブ	マンドリン オルケスタ新座 マンドリンクラ ブ	太鼓 和太鼓ど どん
自主 演奏会	なし(控えてい る)	年1回	年1回	年1回	年2回	有り
依頼 演奏会	年4回			有り		
コンクー ルなど						
その他		年数回イ ベントに 参加	海外遠征 テレビ出 演		ティーコン サート	

7. 行政の支援と活動状況の関係の比較

まず、「積極的な支援」を行っている足立区、小平市、草加市の各音楽団体活動状況のみをみる。3市区とも太鼓団体を除いた全ジャンルの音楽団体は、自主演奏会を行っている。太鼓団体は、間接的な支援または、支援されていないがお祭りに出演するなど地域に貢献した活動を行っている。吹奏楽については、足立吹奏楽団、小平青少年吹奏楽団は年間約20回の依頼演奏会と中学生を対象とした講習会を行っている。草加市の2つの吹奏楽団が年間2～3回の依頼演奏会を行っているが、積極的な支援を受けている団体としては比較的少ないと言える。オーケストラ、合唱については、自主演奏会を目的としているなど依頼演奏会はほとんど行っていない。

次に「消極的な支援」を行っている春日部市、越谷市の各音楽団体活動状況のみをみる。

春日部少年少女合唱団はじめのいっぽの活動状況は不明であるが、自主演奏会は男声あんさんぶるポパイと太鼓団体を除いた全団体で年間1～2回行われている。依頼演奏会については、吹奏楽団は越谷市音楽団の年間10回が最高回数で、春日部市吹奏楽団、かすかべMUSICA・PIACEREの年間1～2回、ル・トラヴェール吹奏楽団の0回となっている。太鼓団体「太葡萄」と春日部マンドリンアンサンブルは依頼演奏会を行っているが回数は不明で、越谷市民交響楽団は年間1回である。依頼演奏会を行っていない音楽団体はドルチェ管弦楽団、越谷女声合唱団、男声あんさんぶるポパイ、ル・トラヴェール吹奏楽団である。

最後に、支援の仕方が「積極的、消極的どちらともいえない」朝霞市、川口市、新座市の各音楽団体活動状況をみってみる。自主演奏会は川口市の太鼓団体「いなり太鼓会」「酔鼓會」を除いた全団体で年間1～2回行われている。新座市の「吹奏楽団モッソ」は、団員の減少により自主演奏会を控えている。依頼演奏会は、3市の全吹奏楽団、朝霞混声合唱団、新座マンドリンクラブで行われている。回数は年間2～3回行っている団体ももっとも多く、川口市民吹奏楽団のみ7回となった。また、川口アンサンブルリベルテは、市内中学生への指導も行っている。

8. 行政の支援と活動状況の関係の比較結果

依頼演奏会をもっとも多く行っている音楽団体は、積極的な支援を行っている足立区、小平市の「足立吹奏楽団」「小平青少年吹奏楽団」の年間約20回で、次に回数の多い越谷市音楽団の約2倍の回数になった。両団体は、市内中学校への指導を行っている。しかし同じく積極的な支援を行っている草加市では、依頼演奏会の数は伸びなかった。支援の積極性にかかわらず、依頼演奏会を行っている音楽団体は吹奏楽団と和太鼓団体が多くなることがわかった。合唱、オーケストラ、マンドリンでは依頼演奏会を行っている団体数が少なく、行っても回数は2～3回と多くはない。また、音楽団体内の事情によりその団体や市が期待する活動を行えない団体も存在することがわかった。

以上のことから支援の積極性と依頼演奏会の数は、あまり関係がないということがわかった。関係があると言えるのであれば、足立区、小平市と両市の吹奏楽団のみにおいてだ。依頼演奏会の数と関係があるのであれば、支援の積極性より、吹奏楽団、和太鼓団体において依頼演奏会の数が多くなるという「音楽のジャンル」が関係している。

市の職員の方のお話を聞かせていただくと、各市とも私が洗い出した音楽団体数より、はるかに多くの団体が存在することがわかった。それらの団体を含めた調査結果を出せばより正確なものになっただろう。

5. おわりに

積極的な支援を行うことが必ずしも音楽団体の依頼演奏会の回数増加につながっているわけではないことがわかった。しかし、依頼演奏会の数が最多の音楽団体は、積極的な支

援を行っている市区にあることから因果関係がないとは言い切れない。音楽団体の活動が活発になることを期待して支援を行っている場合もあるだろうし、音楽団体の活発な活動を評価して支援を積極的なものにしていく場合もあるだろう。本研究ではそこまで明らかにできなかったが注目すべき点なのではないだろうか。

また、私が所属している小平青少年吹奏楽団は、年間の依頼演奏会の数が多く、自主演奏会でもほぼ満員のお客さんを集めていることを市が評価してくれている。しかし、この安定性から「そろそろ支援を軽くしたい」ということを市の方がおっしゃっていた。楽団員からすると、今までの支援にとっても感謝しているが支援が手厚いことに超したことはないから、市と団の考え方の差が出てきてしまう場面だと思う。

市が、支援によって音楽団体が活動しやすくなること、文化祭や地域での演奏で活動の成果を発表する機会を与え、市民に芸術文化に触れる機会が提供されること、芸術文化に市民が触れることにより市民の創造力や表現力を育むと共に人と人とのつながりや学びの環ができるきっかけになることを期待していて、その支援の財源が税金なのだから、各音楽団体はコンクールやアンサンブルコンテストなど団員同士のみ、自分たちの発表することのみを目標にするのではなくボランティア演奏を行い市民に音楽を提供し、地域に貢献していくべきだ。また、足立区、草加市はジュニア育成に力を入れており、今後の発展が注目される。

謝辞

本研究を進めるにあたっては、足立区文化推進課、小平市社会教育課、朝霞市生涯学習課、春日部市社会教育課、川口市文化推進室、越谷市市民部、草加中央公民館、新座市秘書広報課、の皆様に貴重なアドバイスをいただきました。ここに記して厚く御礼申し上げます。

1990年代に始まる

日本のコンテンポラリー・ダンスの社会との繋がりの変化

風間 奏恵

要旨

<はじめに>

身体表現によるコミュニケーション能力の低下が問題とされる現代社会で、身体の表現力を追求するコンテンポラリー・ダンスに注目が集まっている。ワークショップやダンスセラピーなどの活動を通じて、コンテンポラリー・ダンスが生み出す社会的な役割が関心を呼んでいるのである。

本研究ではこのようなコンテンポラリー・ダンスに着目し、どのようにして社会に広がっていったのか、そしてこれからどのような活動を行っていくのかを考察する。

1. <日本のダンス界の歴史と問題点>

日本のダンス界で最も多くの教室が存在するバレエは一般向けのバレエ教室の経営によって成り立っているとされてきた。そのため、子どもとその親の関心を超える作品の上演ができず、実験的な試みや新しい作品のクリエイションが少ないことが問題であった。

2. <イギリスとアメリカの芸術文化助成のあり方と、日本のそれとの比較>

イギリス、アメリカの舞台芸術界の歴史とその競争原理は、師弟関係を中心とする日本のダンス界と比べると、アーティスト個人の自由な活動の幅に大きな違いがあった。

3. <JCDN 発足>

以上の問題を受けて、日本でJCDN準備室が発足した。JCDNは誰でも情報を得られるウェブサイトをつくり、「踊りに行くぜ!!」という全国パフォーマンススペース間のダンス巡回型プロジェクトを始動した。日本にコンテンポラリー・ダンスの観客を増やす環境整備に貢献した。

4. <ヨーロッパスタイルの劇場専属コンテンポラリー・ダンスカンパニー “Noism” >

この流れの中、新潟に公共ホール専属のコンテンポラリー・ダンスカンパニーが誕生した。所属ダンサーは新潟に住み、公演やワークショップを行うことで新潟に観客を増やしていった。日本にも「アートと社会のつながり」が少しずつ作り上げられていった。

5. <観客育成>

コンテンポラリー・ダンスによる身体表現の可能性や社会的課題の解決が期待されている。そして、その活動を通じて日本全国でダンスを身近に感じられるようになってきたといえるだろう。

<結論>

教室経営による公演に始まった日本のダンス界は、大きくその構造を変えてきた。その原因は、JCDN が“ダンスと社会の関係性”を築くことを先頭に立って行ってきたこと、日本の芸術助成の発展によって芸術団体が、民間団体や自立した経済主体として活動できる基盤ができたこと首都圏や地方のなどである。これから、コンテンポラリー・ダンスは日本全国に広がっていくことが予想される。

目次

<はじめに>	P. 3
1.<日本のダンス界の歴史と問題点>	P. 3
2.<イギリスとアメリカの芸術文化助成のあり方と、日本のそれとの比較>	P. 4
3.<JCDN 発足>	P. 5
4.<ヨーロッパスタイルの劇場専属コンテンポラリー・ダンスカンパニー “Noism” >	P. 7
5.<観客育成>	P. 8
<結論>	P. 12

<はじめに>

コンテンポラリー・ダンスにはいろいろな定義がある。日本のダンス界の従来の流れであるバレエ、モダンダンス、マイム、舞踏などの多様な身体技法を吸収しながら、それらの特定のスタイルに囚われる事のないダンスが 1980 年代後半に誕生した。本研究ではこのようなダンスを総称してコンテンポラリー・ダンスということとする。

身体表現によるコミュニケーション能力の低下が問題とされる現代社会で、身体の表現力を追及するコンテンポラリー・ダンスに注目が集まっている（注1）。ワークショップやダンスセラピーなどの活動を通じてコンテンポラリー・ダンスが生み出す社会的な役割に期待が寄せられているのである。

また、言語を使わないダンスは他の芸術分野に比べて国際的な展開が容易であり、国際交流にも役立っているようだ。さらに、コンテンポラリー・ダンスのアーティスト達は企業に支援してもらうことで企業の社会貢献活動の推進にも活躍している。

本研究ではこのようなコンテンポラリー・ダンスに注目し、どのようにして社会に広がっていったのか、そしてこれからどのような活動を行っていくのかを考察する。

1. <日本のダンス界の歴史と問題点>

日本のダンス界で最も多くの教室が存在するバレエは一般向けのバレエ教室の経営によって成り立っているとされてきた。そのため、子どもとその親の関心を超える作品の上演ができず、実験的な試みや新しい作品のクリエイションが少なかった。日本ではダンサーを育てる機関と舞踊団が同じ組織であり、育成から公演までひとつの組織が責任を負うのが通常である。そのため、異なる団体に属するダンサー達の相互交流の道がなかった（注2）。

教室経営によって成り立っていたということは、（限られた範囲の）教え子が資金を負担して活動してきたということであり、支援者が外に広がらなかったためにそのやり方でしか成り立たなかったともいえるであろう。日本のバレエはその活動団体の財政面に問題があるようである。

また、日本の現代舞踊は主として中学、高校の体育の時間に行われる教育舞踊として成立してきた。これらのダンスは感情表現と団体演技をテーマとしており、それが典型的な教育舞踊と言われてきた。つまり、日本ではダンスはアートではなく体育であった。また、教室による師弟関係を基にピラミッド型の上下関係に積み上げられることにより、作品内容に影響を与えてきた。

市村作知雄はこれに対して、振付家は良いダンサーを自由に使いたいという欲求を持つのでそれを実現できる環境になっていないことが日本のダンス界の致命的な欠陥であると述べている（注3）。

2. <イギリスとアメリカの芸術文化支援のあり方と、日本のそれとの比較>

では、同じ舞台芸術である演劇で一般的に世界最高レベルの水準を保つといわれているイギリスや、アメリカの舞台芸術の状況と比較する。

(1) <イギリスの芸術文化助成の仕組み>

イギリスにはアーツ・カウンシル (Arts Council) とイクイティ (Equity) という組織がある。

アーツ・カウンシルとは、二大国立劇場と言われているロイヤル・ナショナルシアター、ロイヤル・シェイクスピア劇団という地方演劇の財政を支えている半官半民の芸術評議会である。アーツ・カウンシルは公平な目で演劇状況を眺め、援助資金を出す。その生い立ちは第二次世界大戦中、芸術文化を盛んにして国民を勇気付けようと、国家がこれを援助したことに始まる。二大国立劇場同士を競わせ、それに民間経営の商業演劇を競わせて英国演劇を活性化させてきた。

イクイティとは作家、演出家、俳優、劇場労働者が一つになった組織である。入会には厳しい審査があり、プロフェッショナルとアマチュアをはっきり分けている。役者はイクイティと契約し、イクイティは劇場、プロデューサーと役者との契約を代行する(注4)。

イクイティの行う契約の代行によってイギリスの俳優は自由に活動することができる。師弟関係を中心としてきた日本のダンス界と比べると、アーティスト個人の活動の幅に大きな違いがある。

(2) <アメリカの芸術文化支援>

アメリカには独自の寄付促進税制が存在する。93年にアメリカの地域劇団の活動を視察した演劇評論家の村井健の報告によれば、アメリカでは、芸術団体やNPOが中央政府や州、市、財団、企業、個人から寄付金を受けることができ、寄付を租税控除の対象とできる税制が存在する。地域劇団の運営費の約50パーセントは寄付でまかなわれており、助成を受けた非営利の地域劇団は公共へのサービスが基本原則となっている。また、同じように助成を受ける劇場も安い料金で良質の舞台を市民に提供することを心がけ、助成にこたえようとする(注5)。

同じく、96年より一年間ニューヨークにてアーツマネジメントを学んだ佐東範一によると、アメリカにはダンスと地域社会の接着剤としてのダンスプログラムがある。例えば、アーティストがアドバイザーとなり、子どもから老人まで未経験者と共にダンス公演を行う機会があるという。また、学校や障害者施設でワークショップ(参加者が自主的活動方式で行う講習会)が行われている(注6)。

また、アメリカにもイギリスと同じような競争原理が存在すると一般に言われている。以下は芸術支援に関する調査、研究を行っている塩谷陽子の報告である。DTW (Dance Theater Workshop) という非営利団体の行っている、「フレッシュ・トラック」というプ

ログラムである。DTWでは年に二回、舞踊作家を「発掘」するためのオーディションを行っている。ニューヨークやその近郊の無名の舞踊作家たちによる応募が殺到する。何故なら、このオーディションをきっかけに有名になっていったと言われている舞踊作家がたくさんいるからだ。応募の電話がつながれば、その場でオーディションの日時を指定してもらえるとという。実績も経験も推薦も何も要らずに作品ただひとつだけでニューヨークのダンスシーンに殴りこみをかけられると塩谷は述べている。オーディションに受かった舞踊作家は100席程度の劇場で公演を行う。キャリアのない全く知らない舞踊作家の公演である。チケットは8ドルだが未知の才能を持った無名の舞踊作家に出会うため、それ位のチケット代を惜しまない観客がニューヨークには大勢いるという(注7)。アメリカには競争原理のシステムと共に、それを支える好奇心を持った観客が存在するのである。

このように見てくると、日本のダンス界はイギリスのような国家による支援やプロの組織化の伝統がなく、また、アメリカのような寄付促進税制やダンスプログラムに見られるアートと社会をつなぐ仕組みもなかったといえる。つまり、日本のダンス界は教室経営に頼り、教育舞踊としてしか成立してこなかったと言える。

(3) <「アートの社会化」について>

このようなイギリス、アメリカの芸術文化支援に支えられた舞台芸術は「アートの社会化」と言える。これらと日本の教室経営に頼って活動を続けるバレエ界を比べてみると、アートと社会の繋がりの有無の差はその活動に大きな影響を及ぼすだろう。この違いを知る日本のダンサーはより良い活動場所を求めてアメリカ、ヨーロッパにダンス留学をする。その結果、海外で高い評価を受けて国際的に活躍する日本人ダンサーが増えた(注8)。1996年頃の日本においては、芸術文化助成の制度は数少なく、たいいてい人は公演を行うためには高額な費用を払って劇場を自分で借りなければならなかった。また、ワークショップも人々に馴染みがないことから認識されておらず、コンテンポラリー・ダンスを知っている人は非常に少なかった。このように、当時は劇場やホールでの公演以外に社会とダンスの接点を作るプログラムはほとんどなかった。このような状況で、日本のダンサーは日本公演よりもむしろアメリカやヨーロッパでの海外公演の方が行いやすい状況にあった。

3. <JCDN 発足>

以上の問題点を受けて、佐東範一は「日本では芸術は心を豊かにするといいながら、日常生活にとってダンスは余分なものとして捉えられてきたのではないか」と気付く(注9)。そして、1998年佐東によって日本でJCDN(Japan Contemporary Dance Network)準備室が発足した。準備一年目には全国行脚を行い、より多くの地域のダンス、舞台関係者と会って話をした。その結果、佐東が認識したことは日本にはダンスに関する情報が流通していないということ、ダンスの企画を実現するための相談にのってくれる機関が少ないということ、東京や関西にダンサーは多く存在するが地方には少ないということ、ダンスと

その地域の関わりが少ないということであった。そこで、JCDN では誰でも情報を得られるウェブサイトを作り、全国のダンス関係者を集めてミーティングを開催した。このようにして佐東は日本にダンスのネットワークを作り上げていった。その後、二年間の準備期間を経て2001年3月にJCDNを発足させ、同年7月には京都府よりNPO法人認証を受けた。そしてJCDNは日本にコンテンポラリー・ダンスの観客を増やし、アーティストが活動できる機会を増やすことに成功したという。JCDNは日本のダンス界にとって重要なダンスと社会の関係性を築くことを先頭に立って実現してきたのである。

(1) <日本の芸術助成>

このJCDN発足に先立って日本の芸術助成にも動きがあった。まず、1990年には社団法人企業メセナ協議会が発足した。この団体は、メセナ（芸術文化支援）の啓発・普及を図ると共に、芸術文化を企業、行政、NPOなど社会の様々な分野を結ぶ活動を展開してきた。1994年には企業メセナ協議会の「助成認定制度」が制定された（注10）。この制度は企業や個人が協議会を通じて芸術・文化活動への寄付を行うと税制上の優遇措置を受けられる制度である。規模は大きく違うものの、アメリカの税金控除制度に対応するものとして、日本では企業メセナが民間の芸術文化支援を税制面から促進する糸口になったといえよう。また、1994年には財団法人地域創造が発足した。地域創造は地域の芸術環境づくりの財政的支援と公立文化施設の活性化を図る事業を行う団体である。

そして、1998年NPO法が制定され、芸術団体をはじめとする市民団体でも法人格をとることができるようになった。これにより団体名で銀行口座を開設したり不動産の登記をしたり、電話を設置するなどの契約行為を行えるようになった。民間団体のように自立した経済主体として活動できる基盤ができたということである。

(2) <新たな動き>

日本国内で以上のような動きがある中、JCDNはその後どのように展開していったのだろうか。

まず、主な活動としては2000年から始まった「踊りに行くぜ!!」という全国パフォーマンススペース間のダンス巡回型プロジェクトがあげられる。東京、大阪のアーティストは北海道から沖縄まで全国各地へ巡回公演を行い、それと共に各地方を拠点とするダンサーたちが公演を行う。文化庁の芸術団体人材育成支援事業に認定され、第7回目の今年（2006年）は日本各地で生まれたダンスが全国21ヶ所で公演を行う。毎年開催地を拡大していき、東京、関西以外にダンサーが少なかった開始当初と比べると日本国内でダンスが確実に広がっていった。また、各地の芸術文化振興財団等主催のダンス・フォーラム、ワークショップをコーディネートしている。

4. <ヨーロッパスタイルの劇場専属コンテンポラリー・ダンスカンパニー

“Noism” >

以上に述べたように、日本にも「アートと社会のつながり」が少しずつ作り上げられていった。そんな中、2004年4月、新潟にて「Noism」というダンスカンパニーが誕生した。これは新潟市民芸術文化会館が、世界的に活躍するダンサー・振付家である金森穰を舞踏部門芸術監督として迎えたことにより、劇場専属のダンスカンパニーとして設立されたヨーロッパスタイルのプロフェッショナル・ダンス・カンパニーである。ここで、この「Noism」というダンスカンパニーについて論じる。

(1) <Noism 発足の経緯>

新潟日報によると、Noism 旗揚げには舞踊など現代分野で何か新しい方向性を打ち出したいという狙いがあったという(注11)。当初、カンパニーの設立は全く考えていなかったが、金森穰との出会いが新潟市民芸術文化会館の館長である鈴木栄子氏を変えた。劇場関係者の紹介で金森氏に舞踊部門の芸術監督を打診したところ、逆に金森氏から「肩書きだけでなく、ダンサーが踊りに専念できるようなカンパニーをつくってほしい」と提案されたという(注12)。劇場専属のカンパニーは欧州では一般的というが、日本ではまだ珍しい。そのため、欧州でモーリス・ベジャール等のもと10年のキャリアを持つ金森氏と運営方法などを話し合い、一つ一つ決めていったという。メンバーが新潟に住むことで地域との一体感が生まれ、観客も自分達のカンパニーだと思ってくれていると金森氏は語っている(注13)。

また、金森氏は劇場専属のカンパニーであるということから、以下のように語っている。本来劇場とは舞台芸術作品を“制作”し、上演する場である。一つの作品を創るために、各分野の専門家たちが劇場で働き、日々訓練をし、上質の舞台芸術を市民に向けて発信するのである。そして、身体表現の専門家である自分達ダンサーは、人としての存在意義、身体の可能性、表現の可能性の追求という目的のために自らを捧げることを辞さない人々、そのために“選ばれた人々”のことだという。そして、その選ばれた専門家を支え養うのが劇場という場であり、その活動を支援する市や国は、専門家たちが自分達の地元で活動することに意義を感じ、その見返りとして、上質の芸術の提供を求めることができるのだという(注14)。

今年5月には新作公演「sense·datum」が新潟市民芸術文化会館のスタジオBで世界初演として発表され、公開リハーサルには国内はもちろん海外のメディアも取材に訪れていた。また、Noism はコンテンポラリー・ダンスの観客が多い首都圏のほかに、メンバー紹介のフリーペーパーを配布するなどして地元である新潟でも確実に観客を増やしていった。その証拠に私設のファンクラブが設立され、雑誌でも何度か特集が組まれている(「月間ニイガタ」、「PASマガジン」等)。

日本に3000館以上ある公共ホールの中でプロの専属コンテンポラリー・ダンスカンパニーを持ち、海外からも注目されるほどの芸術を発信しているのは新潟市民芸術文化会館だ

けである。この動きが日本において、劇場がその町の文化を創り上げるという役割を担う第一歩となることを金森氏は願っている。日本のダンス界において、教室経営による活動を行っていた当初に比べ、公共ホール専属のダンスカンパニーが現れたことは、「アートと社会」の繋がりが生まれた動きに沿う流れであると考えられる。

(2) <ダンサーと地域住民とのつながり>

しかし、今年の6月に新潟日報はNoismの本公演への来場者数に伸び悩みが見られると報じた(注15)。理由は、普段から舞台公演に接する機会の少ない市民にとって5000円程度に設定したチケット料金が高額に感じられたということ、また、公立ホールの専属カンパニーなのに割安感を覚えなかったということが挙げられている(注16)。このチケット料金の問題に対して、新作の公演を普段は稽古場として使っているスタジオで行い、一般料金を3000円まで抑えている。そして、来場者数の伸び悩み、普段から舞台公演に接する機会の少ない市民のために、Noismは新しい試みを行っている。

一つ目はフリートークである。公演後に行われるアフタートークのスペシャル版で、メンバーと一般市民の自由な意見交換の機会が持たれている。対象はNoismファンクラブの会員から公演を見たことのない市民まで幅広い層である。

二つ目は未経験者でも小学生から40代の人まで受け入れるワークショップである。内容は様々で、未経験の子どもを対象にしたものや、これまでダンスを身近に感じてこなかった大人のためのダンス体験学習会、ダンス経験者のためのHip-hop(1980年代、ニューヨークのゲットーに育った黒人のティーンエイジャーたちによって作られた音楽やダンスなどのサブカルチャーのスタイル。)を主体とした表現の研究所、クラシックバレエ経験者を対象としたものなど、本格的なプログラムまで行われた。この様々な内容をすべて一つのカンパニーのメンバーが行う。多才なメンバーで結成されたNoismのメンバー一人一人が新潟のダンス人口を増やしていこうとしていると言える。公共ホール専属のダンサーが地域住民とダンスの繋がりを作り出している。

5. <観客育成>

前章では、Noismが地域住民とダンスとの繋がりを作り出し、観客を育てているかについて述べた。しかし、この問題はNoismだけでなく、コンテンポラリー・ダンス界全体の問題であると考えられる。

(1) <JCDNと地域創造の取り組み>

先程も挙げたJCDNの「踊りに行くぜ!」の公開選考会では数年前から、各地でダンサー、振付家、参加者が作品に対する対話を通して作品を成熟させるためのクリティカル・レスポンス・プロセスという手法を用いて、ディスカッションを行っている。このディスカッションによって、観客の作品に対する率直な意見や感想を引き出す試みだ。

市民とダンサーの自由な意見の交換が地元の豊かな芸術文化育成、そしてそれを支える観客育成につながると考える。

その他に、財団法人地域創造は平成 16 年度から新たに「公共ホール現代ダンス活性化事業」を始めた。これは公共ホールで身体の実現力を追及するコンテンポラリー・ダンスを身近なものにすることを目的としたプログラムである。公募により選考したコンテンポラリー・ダンスの登録アーティストを公立ホールに派遣し、一週間程度滞在してワークショップと公演を行う。

(2) <芸術による身体表現の可能性とは>

以上のようなプログラムがどのような影響を人に及ぼすのだろうか。ここで芸術による身体表現によって期待されているコミュニケーション能力の向上について考察する。

コミュニケーションとは相手を知ることから始まる。宮沢章夫は、自己紹介とは違う演劇の言葉の使い方によって、より相手を知り、もっと自分を分かってもらえることが出来ること述べている(注 17)。それによると、人は「からだ」を持っていて、自己紹介をする時にはその「からだ」を持った誰かは自分に近づいてくる。その時、その「誰か」は自分とどれくらいの距離をとって話しかけてくるかによって相手が自分をどのように思っているかが表れているという。演劇は常に生身の「からだ」が登場する。その「からだ」が、どういう状態で存在しているか、どれくらいの距離をとっているかを常に意識しながら、表現を組み立てる。そこに「ふれる」ということがあり、人とより深く「ふれる」ことからいろいろなことを考え、また、考えることができるのが演劇というものだ、と宮沢章夫は述べている(注 18)。

この世に存在する全ての人々が、演劇の登場人物のように感情表現が豊かであればいいが、なかなかそうはいかない。多くの人は、大勢の人の前や初めて会う人の前では緊張し、なかなかうまく話せなくなるというのが一般的である。このように、コミュニケーションがうまくとれていない状態が「かたいからだ」であると宮沢章夫は述べている(注 19)。

コミュニケーション不足による障害は人に様々な影響を与える。例えば、会社では日ごろのコミュニケーション不足により業務に支障が出る事が考えられる。また、家庭では、コミュニケーション不足により離婚や登校拒否を招いたりする。近年で増加している青少年による犯罪も、コミュニケーション不足が原因の一つであるとニュースで頻りに報じられている。

また、アメリカでは 1930 年代からモダンダンスが精神科で教えられるようになり、それが治療的効果を持っているとスタッフたちが認めるようになった。「ダンスはコミュニケーションである」ということを治療機能に掲げたアメリカのダンスセラピー創始者、M.チェイス女史は集団でのリズムカルな動きの体験が、身体意識と対人関係をはぐくみ、心の治療に効果をもたらすと考えた(注 20)。

(3) <ダンスの力>

以上に述べたことは演劇だけでなく、同じようにダンスにも期待されている分野である。それが、上記でも挙げた地域創造の「公共ホール現代ダンス活性化事業」である。この事業のモデル事業として2004年に、金沢市民芸術文化村で行われたダンサー・振付家の山田うんのワークショップでは以下のような結果を得ることができたという(注21)。

3年生と6年生の2クラスで行われたワークショップで、ダンサーは教室に入るとそのまま黒板に「山田うん ダンサー 女」と書き、無言で子ども達と握手し、一人一人の動きに即興でリアクションする「握手ダンス」で子ども達の気持ちをすっかり虜にしてしまった(注22)。担当の小学校の先生によると、6年生ともなると、警戒心、反発心が強く、人の言うことを聞かない子もいるという。しかし、ダンサーは普段の授業とまったく違うアプローチで子どもの心を開き、新しい感覚を教えてくれたという。3年生も、自分で発想する課題を与えると、いつも固まってしまう子が、ダンサーの力でスムーズに集団に溶け込み、積極的になったと子ども達の変化に驚いている。山田うんは学校でのワークショップの終わりに、「人それぞれにオリジナルな動きがあります。自分のオリジナルな動きを探して、これからも表現のストックを増やしていきましょう。」と児童達に話した。この自分のオリジナルの動き、人に対して表現をして自分を伝えようとする事こそが、ダンスでいうコミュニケーション能力だろう。

さらに、コンテンポラリー・ダンスには「コンタクト・インプロビゼーション」というコミュニケーション能力を高めるテクニックがある。その基本は、身体の接点で体重をかけたり引き合ったりという、力学にしたがって創造していくもので、アイコンタクトや他人との関係性のなかで動きを生み出していくことなど、意味を広く捉えて即興で踊るこのテクニックは、相手(パートナー)の気配を感じて自分の体を相手に任せることによって、自分自身とパートナーの間のエネルギーの流れに感覚で気づいていくことが可能になる。このワークショップでは、自分の体を全てパートナーに預けるため、子どもと子どもはもちろん、子どもと先生の関係が対等になることを感じる事が出来るという(注23)。

2006年4月25日に行われた、地域創造の「平成18年度公共ホール現代ダンス活性化事業公開プレゼンテーション」で、勝部ちこは分かりやすい例として、老人介護を挙げた。介護は、する側は相手のニーズ(起こす、支える)に応え、される側は相手の体重と自分の体重が丁度保たれる感じ(引っ張られる、解き放つ)を感じる事が出来る。このような共同作業のように、手を合わせて相手の体重をどこまで支えられるか、どこまで預けられるかという事や、ゆっくり動かす事、相手のペースを感じる事で、自分以外の他者を感じる事が出来るという(注24)。

以上のようなダンスのテクニックを使い、人々がより他者を意識し、興味を持ち、人とのコミュニケーション能力を養うことでダンスは社会的になくってはならないものになっていくであろう。

(4) <その他の活動>

以上に述べたものと類似の活動を行っている団体について論じる。前述で、JCDN ではコンテンポラリー・ダンスが日本に広がっていかない理由として、ダンスに関する情報が流通していないということ、ダンスの企画を実現するための相談にのってくれる機関が少ないということを挙げていると述べた。この問題を解決するため、「JCDN Membership Dance File」(注 25)を創刊した。以下は、掲載されている団体の中で、広く一般(ダンス未経験者)にダンスを広めるという意味で、ホームページで参加者を募集している団体を抜粋した。

①NPO 法人 芸術家と子どもたち

2001年に設立された特定非営利活動法人で、子どもたちとアーティストが会う機会づくりをしている。その事業の中でも“エイジアス(ASIAS)”という活動ではアーティストが小学校へ出かけて行き、先生と協力しながらワークショップ型の授業を実施している。教える、教えられるという一方向の関係性ではなく、アーティストと子どもたち、あるいは子どもたち同士が、双方向の関係性に気づくというワークショップだ。作品をつくる(結果を出す)ことよりも、むしろそのプロセスや、そこで行われるコミュニケーションを大切にしているという(注 26)。

この団体ではボランティアスタッフが活動の記録を行っている。その活動記録から、昨年7月に行われたワークショップを一つ挙げる。それは珍しいキノコ舞踏団の伊藤千枝が講師を勤めるもので、子どもたちの普段の一日である朝起きてから寝るまでを子ども達の「発明」でダンスにしてしまうという切り口で作品を創り始めた。普段の一日が、子どもたちの伸び伸びとしたアイデアでダンスに生まれ変わり、本番では自分たちの生み出したダンスをたくさんの人に見てもらえる喜びが舞台上の子どもたちから伝わってきたと報告されている(注 27)。

東京と同じく、たくさんのダンサーを輩出する関西でも類似の活動を行っている。

②Dance & People

2002年にワークショップの企画を始め、2004年から主に障害のある人を対象とするダンスアーティストによるワークショップの推進をおこなう。コンセプトは「ひととダンスの縁結び」で、様々なところで生活している人がダンスに出会える機会を作っていくこと。現在は身体性の異なる人と人との間のやりとりを軸に据えた継続的なダンスワークショップの実施に力点をおいているという(注 28)。連続で行っているダンスワークショップである「しでかすカラダ」は、障害の有無や年齢、舞台経験を問わず、表現したい人が視覚や聴覚を使って伝えるために必要な事を考えて工夫するというワークショップを行っている(注 29)。

他にも、地方都市でユニークな活動を行っている団体が愛媛県にある。

③有限会社 オフィスモガ

1998年に設立され、コンテンポラリー・ダンスからストリートダンスまで、様々なレッ

スを行うオープンスタジオとしてスタートし、2000年より週末のパフォーマンススペースとしても活用が開始された。一番の目的は「松山の松山の人々による松山のためのダンス環境づくり」で、松山ならではのオリジナリティの高い芸術発信地を目指しているという（注30）。他の団体に見られない注目される活動は、「生ダンス映画館」という企画である。「まるで映画館のようにいつでもダンスが見られる空間」を目指して2003年に始まり、毎週日曜日にダンスパフォーマンスが開催されている（注31）。ホームページでは毎週の公演の様子が紹介されている。

以上、三つの団体に共通することはダンスにより、身体表現の可能性や社会的な影響が期待されているということである。そして、これらの活動を通じてダンスを身近に感じるための活動は東京だけでなく、日本の広い範囲で起こり始めているようである。

<結論>

バレエのような教室経営によって成り立ってきた日本のダンス界は、近年に至って大きくその構造を変えてきた。その原因は、JCDNが日本のダンス界にとって重要な“ダンスと社会の関係性”を築くことを先頭に立って実現してきたこと、日本の芸術助成の発展によって芸術団体が、民間団体や自立した経済主体として活動できる基盤ができたことである。さらに、地域創造のワークショップのような芸術による身体表現能力の育成や、Noismのような地域での特色ある公演、様々な団体による身体表現の可能性や社会的課題の解決が期待されている。以上のことから、コンテンポラリー・ダンスはこれからさらに日本全国に広がっていくことが予想される。

謝辞

本論文を執筆するにあたり、日頃ご指導いただいた曾田修司教授に深謝する。また、査読していただき、ご助言をいただいた先生方に感謝する。

参考文献

注1：同様の趣旨は様々な人々が述べているが、以上の記述は財団法人地域創造 ホームページ 地域創造レター「今月のニュース」2005年11月 No.127を参考にした。

NPO法人DANCE BOX ホームページ 「設立趣旨」

<http://www.db-dancebox.org/about.htm>

注2：財団法人地域創造 地域創造レター別冊 制作基礎知識 P.20～21. 「日本のバレエ・ダンス界」（著 市村作知雄）

注3：注2と同じ

注4：「現代英国演劇」石川敏男 寺崎祐則 朝日出版社 1986年 P.44～48.

- 注 5 : 1993 年 7 月 13 日朝日新聞記事より
「多様な助成で良質な舞台」演劇評論家 村井健
- 注 6 : 1999 年 2 月 26 日朝日新聞記事より
「社会に根付け 現代ダンス」舞台芸術制作者 佐東範一
- 注 7 : 「ニューヨーク 芸術家と共存する街」丸善株式会社 1998 年 P.139~141.
- 注 8 : 注 5 と同じ
- 注 9 : 注 6 と同じ
- 注 10 : 社団法人 企業メセナ協議会 ホームページ <http://www.mecenat.or.jp/>
- 注 11 : 2005 年 8 月 14 日新潟日報記事より
「国内外にダンス発信」
- 注 12 : 注 11 と同じ
- 注 13 : 2006 年 7 月 29 日新潟日報記事より
「劇場文化 100 年構想」金森穰
- 注 14 : 注 13 と同じ
- 注 15 : 2006 年 6 月 7 日新潟日報記事より
「現代ダンス考 新潟の現場から」小川弘幸 (NPO 法人 文化現場代表)
- 注 16 : 注 15 と同じ
- 注 17 : 「演劇は道具だ」宮沢章夫 理論社 2006 年 P.78~81.
- 注 18 : 注 17 と同じ
- 注 19 : 注 17 と同じ
- 注 20 : 「ダンスセラピー グループセッションのダイナミクス」
ヘレン・レフコ著 株式会社 創元社 P.166~167.
- 注 21 : 財団法人地域創造 地域創造レター 今月のニュース No.127
2005 年 11 月
- 注 22 : 注 20 と同じ
- 注 23 : 山口情報芸術センター ホームページより 勝部ちこ
<http://www.ycam.jp/>
- 注 24 : 財団法人地域創造 平成 18 年度公共ホール現代ダンス活性化事業
公開プレゼンテーション (平成 18 年 4 月 25 日)
東京芸術劇場 リハーサル室 勝部ちこ
- 注 25 : JCDN Membership Dance File vol.5
編集・発行 : NPO 法人 ジャパンコンテンポラリーダンス・ネットワーク
発行人 : 佐東範一 (2006 年 1 月発行)
- 注 26 : NPO 法人 芸術家と子どもたち ホームページ
<http://children-art.net/> (2006 年 9 月 20 日更新)
「NEC×ACTION!子どもとつくる舞台」活動報告より

注 27 : 注 25 と同じ

注 28 : 注 25 と同じ

注 29 : Dance & People ホームページ

http://blogs.dion.ne.jp/rieko_dance/ (2006 年 9 月 19 日更新)

注 30 : 注 24 と同じ

注 31 : 注 24 と同じ

市民主体のまちづくり 埼玉県春日部市

川俣 亜由美

1. はじめに
2. 地方分権意識の高まり
 - (1) 地方自治制度のはじまり
 - (2) 戦後の制度改革
 - (3) 「地方の時代」へ
3. 春日部市の現状
 - (1) 春日部市について
 - (2) 春日部市の住民意識
4. 春日部市のまちづくり
 - (1) 中心市街地活性化基本計画策定
 - (2) 春日部 TMO
 - (3) 春日部 TMO による取り組み
 - (4) 中心市街地活性化基本計画と市民
5. 問題点と今後の課題

1. はじめに

埼玉県は、多くの市町村が東京のベッドタウンである。東京で買物や食事をして、埼玉にある家には寝るためだけに帰ってくるという人が多い。住民同士が触れ合う機会が少なく、「住む」まちへの興味や関心は高いとはいえないのではないか。私の住んでいる春日部市もそのようなベッドタウンである。春日部市では、大型店の閉店や商店の閉店などによりまちの活力が失われつつあるとして、中心市街地活性化基本計画を策定した。確かに大型店は閉店したが、そのあとには大きなマンションが建ち、閉店する店も出てきているが、駅前に美容院やペットショップなど新たな店やマンションが多く建設されている。ベッドタウンでは、どのようなまちづくりが行われているのか、私の住んでいる春日部市を例に、住民の意識やまちの現状から問題点を整理して今後の課題を提案したい。

2. 地方分権意識の高まり

(1) 地方自治制度のはじまり

1871年、戸籍法の制定にともない小区と大区が創設された。歴史的に形成されてきた自然村秩序を無視して、行政村として地方行政区画を設けるものであった。地方の名望家が国の役人としての戸長が配されたが、自然村秩序を無視したこの制度は、機能しなかった。

1878年、郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則の「三新法」が制定された。郡区町村編制法により最末端の自然村秩序にあわせて行政村基準を作ろうとしていた。しかし府県会規則により、地域社会の秩序と安定を実現することはできなかった。

1888年、地方制度再編の必要性が高まり、4月に市政および町村制が、1890年5月に府県制および郡制が公布された。地方議会は選挙資格を名望家に限定していた。

こうして再編された地方制度も、名望家による自治を認めながら一方では中央政府による官僚支配の貫徹をはかるものであったとされる。中央集権の地方自治の日本の特質は、明治以来日本の政治を支配していくこととなる。

(2) 戦後の制度改革

1889年に公布された明治憲法には地方自治に関する規定は設けられていなかった。

1946年に制定された日本国憲法の第8章には、第92条から第95条まで地方自治の規定がおかれた。第92条は、地方自治の基本原則として「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定している。

従来、団体種類別に設けられていた地方団体に代えて、昭和22年に地方自治全般を扱う地方自治法が公布され、憲法施行の日から施行された。

敗戦まで内務省の管轄下に置かれていた警察行政は、内務省の解体と共に自治体警察として分権化され、その管理は民間人から成る公安委員会にゆだねられた。

各自治体に公選制の教育委員会が設けられ、教育行政の民主化と分権化も図られた。しかしこの改革は、地方教育行政法が制定されたことにより衰退し、教育委員は首長による任命制に改められた。

税制は、国と自治体間で税源が分離された。

(3) 「地方の時代」へ

その後数十年間、地方自治法については、さまざまな変遷を重ねた。

1970年代は、「地方の時代、文化の時代」が主題となった。

1990年代に入り、バブル経済が崩壊した後、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会づくりのためには、これまでの中央集権的なあり方を問い直し、各地域の問題を各住民らが自らの責任において決定するのが必要なことだという認識が高まり、新しい「地方分権型政治、行政システム」に転換しようとする改革が進められている。

2000年に制定された地方分権一括法は、自治法等475本の法律を一括して改正するものだった。地方分権一括法は国、及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化、機関委任事務の廃止、などが主な内容である。

それと前後して、政府は、「行政能力の向上」「能率的な市町村行政」を掲げ、大規模な市町村合併を指導した。新市建設計画に計上された事業について事業費の95%を限度として合併債の発行を認め、また発行額の70%については、地方交付税基準財政需要額で措置するという合併特例債により合併は急速に進み、約1000の自治体が削減された。

今後の地方分権の改革の中で最も重要なのが、「税配分の変更(税源移譲)」「国庫支出金(負担金補助金)の削減」「地方交付税制度の見直し」という「三位一体の改革」である。この改革により、自治体の税財政制度の自主性が高まり、分権改革はさらに進められ、各自治体は、地域特色を生かした魅力あるまちづくりを進めることが必要だろう。

3. 春日部市のいま

(1) 春日部市について

埼玉県春日部市は、埼玉県東部に位置し、総面積66km²、人口24万人の都市である。市内を走る東武線には地下鉄、東急線が乗り入れ、東京から電車で一時間という立地から東京のベッドタウンとなっている。昨年旧庄和町と旧春日部市が合併し、春日部市になった。

(2) 春日部市の住民意識

春日部市民の、春日部市に関する意識を住民調査からみる。

生活環境の評価は、「住みよさ」「都市基盤」「教育・文化」「生活環境」「保健医療・福祉」の全ての項目で約3、つまり「普通」と評価されている。これは、適度に満足しているとも考えられるし、問題意識を抱いていないととることもできる。

表1 生活環境の評価(五段階の加重平均)

住みよさ	2.99
都市基盤	2.84
教育・文化	2.84
生活環境	2.8
保健医療・福祉	2.7

出典：平成15年度春日部市世論調査から作成

今後のまちづくりの力点に関しては、保険、医療、社会保障等が最も高く、市民参画、地域コミュニティ等、市民文化、国際交流等、地方分権、情報化等が低くなっている。東京で働き、学び、遊び、買物をして春日部の自宅には寝るために帰ってくるだけ、という人が多い地域では、自分の住んでいるまちに、「生活する」こと以外では興味関心がわかないのは自然のことかもしれない。この点から見ても、春日部市は典型的な「東京のベッドタウン」でるといえる。

表2 今後のまちづくりの力点(母数=2,711人)

安心感のある生活環境の創造（保健、医療、社会保障等）	36.60%
温かみのある社会福祉環境の創造（高齢者福祉、児童福祉等）	32.70%
安全な都市環境の創造（消防、防災等）	24.80%
快適な都市環境の創造（道路、公共下水等）	24.50%
美しい都市環境の創造（環境保全、公園・緑地等）	20.40%
豊かな人を育む都市の創造（学校教育、生涯教育等）	14.60%
適正な行財政による都市創造（行政運営、財政運営）	8.40%
活力のある都市の創造（商業、サービス等）	8.30%
時代に適した都市創造（地方分権、情報化等）	3.00%
文化の薫る都市の創造（市民文化、国際交流等）	2.90%
市民主体の都市創造（市民参画、地域コミュニティ等）	1.10%

出典：平成 15 年度春日部市世論調査から作成

4. 春日部市のまちづくり

(1) 中心市街地活性化基本計画策定

春日部市は、「近年、市の顔とも言える中心市街地において大型店舗の閉店、空店舗の増加などによりまちの活力が失われつつある」ために、平成 14 年度に春日部市中心市街地活性化基本計画を策定した。

この計画がどのように策定されたのかまとめた。

計画策定のために作業部会と委員会が組織された。

作業部会は、春日部市商工会議所、春日部市都市整備部、商店街代表、春日部市生活環境整備部、春日部市政部、春日部市建設部から計 13 人からなる。

策定委員会は、大学教授、商工会議所、春日部駅東口都市近代化推進協議会、商店会連合会、商店協同組合、くらしの会、商工振興委員会、土木事務所、政策部、生活環境部、建設部、都市整備部、埼玉県東部労働商工センターの計 19 人からなる。

計画策定の流れは以下のようになっている。

表 3 作業部会の流れ

開催日	検討内容
第一回 平成 14 年 11 月 8 日	中心市街地の現況と課題 ・中心市街地の区域設定
第二回 平成 14 年 12 月 11 日	・市街地環境の現況特性 ・商業の実態と特性 ・中心市街地活性化の基本課題

第三回 平成 15 年 1 月 23 日	中心市街地活性化の基本的方向と将来目標像の検討 ・中心市街地活性化の理念・目標と基本的方向の検討 ・中心市街地の将来目標像の検討
第四回 平成 15 年 2 月 7 日	中心市街地活性化に向けた施策の検討 ・施策体系の検討 ・個別施策の展開方向の検討
第五回 平成 15 年 3 月 10 日	実現化方策の検討 ・中心市街地活性化推進体制の検討 ・実現化手法、主体及びスケジュールの検討 ・実現化に向けた課題整理

出典：春日部市中心市街地活性化基本計画より作成

表 4 委員会の流れ

開催日	検討内容
第一回 平成 14 年 12 月 20 日	中心市街地の現況と課題 ・中心市街地の区域設定 ・市街地環境の現況特性 ・商業の実態と特性 ・中心市街地活性化の基本課題
第二回 平成 15 年 2 月 20 日	中心市街地活性化に向けた施策の検討 ・施策体系の検討 ・個別施策の展開方向の検討
第三回 平成 15 年 3 月 19 日	実現化方策の検討 ・中心市街地活性化推進体制の検討 ・実現化手法、主体及びスケジュールの検討 ・実現化に向けた課題整理

出典：春日部市中心市街地活性化基本計画より作成

春日部市の活性化の理念・目標は、「街なかに春日部市民や来街者の多彩な交流を演出する舞台《劇場都市かすかべ》を創る ―歴史と未来に出会う観光クロス・ポイントシティの実現に向けて―」。

活性化の基本方針は、「鉄道連続立体交差事業と連携した東西市街地の一体化と回遊性の向上」「新たな拠点・核づくりによる中心市街地機能の充実・強化」「歩行者回遊ネットワークの形成によるにぎわいと快適環境の創出」「歴史・文化資源を活用したかすかべらしさの創出と観光産業起こし」「集客性のある《劇場都市かすかべづくり》に向けた商業活性

化施策への取り組み」「市民活動と TMO の連携による活性化推進体制づくり」としている。

(2) 春日部 TMO

春日部市中心市街地活性化基本計画に基づき、具体的な計画を立案すると共に、これらの取り組みを推進するために春日部 TMO が設立された。春日部市では、春日部商工会議所が担っている。

(3) 春日部 TMO による取り組み

2006 年 12 月までに行われたこと。

ミュージックフェスティバル

Jazz Day かすかべ

エイサーまつり

粕壁宿散策ウォーキングツアー

お絵かき羽子板展など

(4) 中心市街地活性化基本計画と市民

中心市街地活性化基本計画を策定するにあたって、市民の意見はどのようにとりいれられてきたのか。1999 年 1 月から 2006 年 10 月までの広報かすかべを調べたが、2003 年 7 月に「劇場都市かすかべ」構想が掲載される前は、一切関連する記事は載っていなかった。理念・目標には市民の意見が取り入れられていないことがわかる。

鉄道などハードについては春日部市役所が市民の意見を取り入れるために広報で委員を募集したりしているが、TMO に関しては市民の意見や活動を取り入れるための会合や呼びかけはなかった。

5. 問題点と今後の課題

問題点は、まちづくりの計画やひとつひとつのイベントに実際に市民が関わる機会がないことではないか。Jazz Day かすかべやエイサーまつりの参加人数から見ても、地域のイベントに興味のある人が多いと言っていると思う。これらの人々が実際に TMO 活動に「市民」として主体的に関わることのできる仕組みづくりが必要ではないか。

【参考文献】

中川幾郎[2001]『分権時代の自治体文化政策 ハコモノづくりから総合政策評価に向けて』勁草書房。

伊藤裕夫・片山泰輔・小林真理・中川幾郎・山崎稔恵[2001]『アーツマネジメント概論』水曜社。

新藤宗幸[1998]『地方分権』岩波書店。

今井照[2004]『超入門 地方自治制度はこうなっている』学陽書房。

小林重敬[1999]『地方分権時代のまちづくり条例』学芸出版社。

久保光弘[2005]『まちづくり協議会とまちづくり提案』学芸出版社。

市町村シンポジウム実行委員会[1998]『自治立法がまちをつくる 第11回「地域新時代」市町村シンポジウム報告書』公人社.

今井照[2001]『新自治体の政策形成』学陽書房.

日本文化行政研究会これからの文化政策を考える会[2001]『文化政策 はじまり・いま・みらい』水曜社.

新藤宗幸・安部斉[2006]『概説 日本の地方自治』東京大学出版会.

松本英昭 [2005]『地方自治法の概要』学陽書房.

山崎正[2000]『住民自治と行政改革』勁草書房.

梶亨[2000]『自治体の文化政策 ～21世紀の地域文化戦略』風響社.

根木昭[2002]『芸術文化政策Ⅱ ―政策形成とマネジメント―』放送大学教育振興会.

後藤和子[2002]『文化政策学：法・経済・マネジメント』有斐閣.

中川幾郎[1995]『新市民時代の文化政策 ―文化・自治体・芸術・論―』公人の友社.

川崎賢一・佐々木雅幸・河島伸子[2002]『アーツ・マネジメント』放送大学教育振興会.

後藤和子[1998]『芸術文化の公共政策』勁草書房.

瀬沼克彰[1988]『住民参加の文化開発』学文社.

川越市[1992]『川越のあゆみ 川越市市政施行70周年記念誌』ぎょうせい.

龍元・清水裕之・大月淳[2001]「公共文化施設計画における市民参加と意思決定について ―可児市文化センターの計画事例として―」『文化経済学』第3巻第1号

大久保規子[2004]「市民参加・協働条例の現状と課題」『公共政策研究』2004

庄和町[2005]『庄和町中心市街地活性化基本計画』庄和町産業課・都市計画課・政策課発行.

春日部市[2003]『春日部市中心市街地活性化基本計画』春日部市生活環境課商工課・都市整備部鉄道高架整備課発行.

春日部商工会議所[2005]『春日部市商業タウンマネジメント構想(中小小売商業高度化事業構想)』春日部商工会議所発行.

現役女子大生が考える居住環境調査

～理想の空間を手に入れる為に～

國井 妙恵

要約

現代の女子大生の家に対する考え方や、理想とする住環境についてアンケート調査を実施した。調査の結果、現役女子大生は、家族が集団生活を送る“家”を自分の居場所として位置づけていた。“家”の中で自分の生活の中心とする空間については、一人になれる自分の部屋をくつろげる空間だとする一方、日常生活の中心となっているのは、ダイニングとしての役割をもあわせもったリビングであった。そして、そのリビングを家の中心に置き、くつろげる空間とした一戸建て住宅を持つことが理想と考えている学生が多いことが分かった。そうした学生は、歳を重ねても住みなれたその家で暮らしていきたいと考えている。自分を想い家族を想い、こだわって居住環境をつくっていけば自然とそこは暮らす人が主役となる家となる。現代の女子大生は、そうした理想の空間を求めていることが分かった。

— 目次 —

はじめに

1. 研究の目的と方法

- (1) 研究目的
- (2) 調査方法とアンケート内容

2. 調査結果と考察

- (1) 現在の居住環境について
 - ① “家” に対する考え方
 - ② くつろげる空間について
 - ③ 生活の中心の場所としてのリビング
 - ④ 将来の住まい像
- (2) 家を建てる時の希望について
 - ① 家を建てるきっかけ
 - ② リビングを考える
 - ③ 高齢期の住まい像
- (3) 高齢期の住まいについて
 - ① 「畳の上で死にたい」という考え方

3. 研究のまとめ

- (1) まとめ
- (2) おわりに

謝辞

参考文献

はじめに

私は大学卒業後、両親の経営する会社で家づくりにかかわる仕事に就くこととなった。その会社では、住む人と環境にやさしく、安心して暮らせる住まいづくりを目指している。住む人を知らなくては、その人に合った住まいをつくることはできない。そして、その家に住まう人は一人であるとは限らない。同居する人を家族と考え、家族と暮らすための住まいをつくる人が多いのではないだろうか。

家族と一緒に暮らし生活する家は、各々の個室だけでなく、トイレやお風呂場のような共用の空間、リビング・ダイニングのような皆が集まる空間、それらがあって家族が暮らす家であると考え。しかし、家族全員がすべての面において快適だと思う空間をつくることはそれぞれの個々の希望があり、簡単ではない。年齢も性別も違えば、やはり求めるものも違って来るだろう。だからこそ“家”は、そこに住む人が快適に過ごせる空間でなくてはならない。

そこで、家づくりにかかわる仕事に就くにあたり、住環境に対する考え方の基礎情報を知っておきたいと考え、身近な現役女子大生が住環境に対してどのように考えているのか、どのような住環境に住み、将来どのような“家”に住みたいと考えているのか、跡見学園女子大学の学生を対象にアンケート調査を行った。

1. 研究の目的と方法

(1)研究目的

理想の居住空間をつくるためには、自分にとってどのような環境が快適であり、どのような環境が快適ではないのかということを知っていることが重要であろう。

そこで、現役の女子大生は“家”に対してどのように考え、その環境でどのように過ごしているのか、どのような環境を快適だと感じ、どのような家を望んでいるのかを調査した。

(2)調査方法とアンケート内容

現代の女子大生は、今の居住環境をどう考えているのか、そして、どのような環境を理想としているのかを調査した。調査の対象は現役女子大生とし、吉村英子教授の講義「健康科学A」を受講する学生のうち156名にアンケート形式で調査した。

アンケートの内容は以下の通りである。

(12) (11)で「ある」と答えた方にお聞きします。それはどの部屋ですか？

(13) あなたにとって、くつろげる部屋の条件はなんですか？（複数回答可）

一人になれる ・ 家族がいる ・ 広い ・ 狭い ・ 静か ・ にぎやか
明るい ・ 暗い ・ 片付いている ・ 散らかっている
外が見える ・ 外が見えない
必要なものがある それは何ですか？：

その他 具体的に：

(14) あなたは、現在のリビングに不満はありますか？

ある ・ ない ・ リビングはない

(15) (14)で「ある」と答えた方にお聞きします。どんなところが不満ですか？（複数回答可）

広い ・ 狭い ・ 暑い ・ 寒い ・ 静か ・ うるさい
明るい ・ 暗い ・ 外から丸見え ・ モノがありすぎる
必要なものがない それは何ですか？：

その他 具体的に：

(16) あなたにとってリビングは、何をする場所ですか？（複数回答可）

くつろぐ ・ 家族団らん ・ 食事をする ・ 寝る ・ 勉強をする
テレビを観る ・ 音楽を聴く ・ ゲームをする ・ 特に何もしない
ただの通り道 ・ リビングには入らない
その他 具体的に：

次の(17)～(22)は、将来あなたが家を建てるとしてお考えください。

(17) 家を建てるときにこだわったことは何ですか？（複数回答可）

業者 ・ 場所(立地条件) ・ 面積(広・狭) ・ 庭 ・ 向き ・ 和 ・ 洋
デザイン ・ 建材 ・ 外装 ・ 内装 ・ 段差(有・無) ・ 色
明るさ(明・暗) ・ 室温(暖・寒) ・ インテリア ・ 風水
その他 (具体的に：)

(18) あなたが家を建てるきっかけはなんだと思いますか？

結婚 ・ 出産 ・ 親との同居 ・ 親との別居
資金ができた ・ 年齢 ・ 特にないと思う
その他(具体的に：)

(19) リビングは、家のどの部分におきたいですか？ また、その理由は何ですか？

- ・玄関入ってすぐ→(理由:)
- ・家の中心→(理由:)
- ・日当たりの良い位置→(理由:)
- ・庭に面した位置→(理由:)
- ・道路に面した位置→(理由:)
- ・家の角→(理由:)
- ・その他()
- (理由:)

(20) あなたがリビングに必要なだと思うものは何ですか？ (複数回答可)

- ソファ　・　テーブル　・　こたつ　・　お仏壇　・　本(本棚)　・　食器棚
- エアコン　・　空気清浄機　・　電話　・　テレビ　・　オーディオ　・　パソコン
- ゲーム　・　コーヒーメーカー　・　クッション　・　ペット小屋
- 観葉植物　・　花(花瓶)　・　絵画
- その他()

(21) あなたが高齢になった時の為に、建てる時から工夫しておきたいことはありますか？

- ある　・　ない

(22) (21)で「ある」と答えた方にお聞きします。

それはどのような工夫ですか？ 具体的に教えてください。

(23) あなたは老後、自分の住みなれた家で過ごしたいと思いますか？

- そう思う　・　そうは思わない　・　こだわらない

(24) (23)で「そうは思わない」と答えた方にお聞きします。

老後はどこで過ごしたいと思いますか？ また、それはどのような理由ですか？

- ・どこで

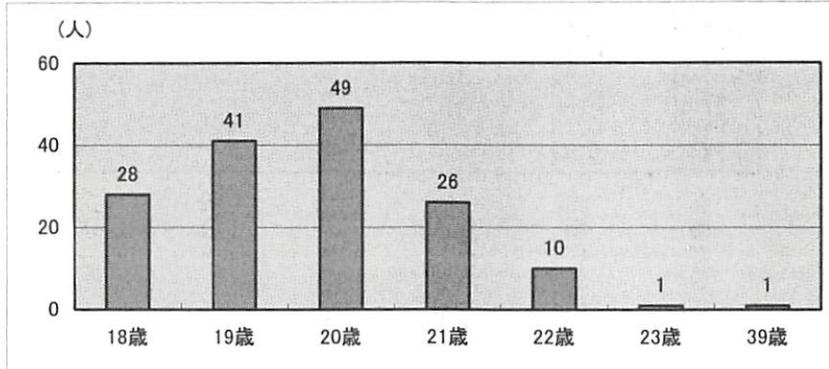
- ・理由

以上でアンケートは終了です。

ご協力どうもありがとうございました✿

(3)調査対象

図1 アンケート対象者の年齢構成



調査対象者の年齢構成は図1に示すとおり、18歳が28人、19歳が41人、20歳が49人、21歳が26人、22歳が10人、23歳と39歳がそれぞれ1人の計156名である。

2. 調査結果と考察

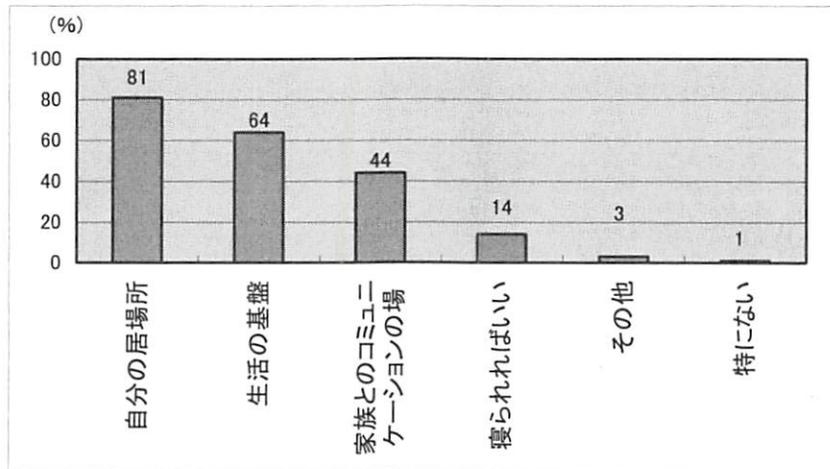
(1)現在の居住環境について

①“家”に対する考え方

衣食住は「生活の基盤」とされている。その中でも住居は、衣服や食べ物とは異なり、高価な買い物でもあることから頻繁に替えたり独占したりすることはそれほど多くないだろう。そんな、自分だけのものではないが自分の生活の土台として位置づけられている住居には、どのような役割があるのだろうか。

「あなたにとって、“家”の役割はなにか」という問いでは、図2に示すように、「自分の居場所」との回答が一番多くみられ81%、「生活の基盤」が64%、「家族とのコミュニケーションの場」が44%、「寝られればいい」が14%となっていた。また、「役割は特でない」が1%であり、ほとんどの人が家に対して何らかの役割のある場所としていることがわかった。そして、家は家族との集団生活の場所という前に、自分の居場所と感じている人が多いことが明らかであった。

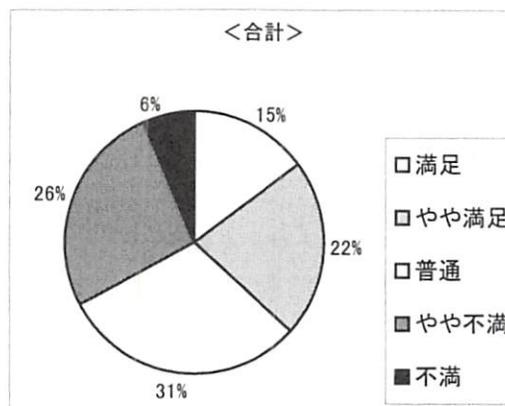
図 2 現役女子大生が考える家の役割



次に、現在の住まいは自分の居場所であり、生活の基盤として満足できるものであるかどうか調査した。

図 3 に示すように、現在住んでいる家に対し、「満足」・「やや満足」が 37%、「普通」が 31%、「やや不満」・「不満」が 32%と、それぞれ同じような割合で、満足だと感じている人、それなりだと感じている人、不満を感じている人がいることがわかった。

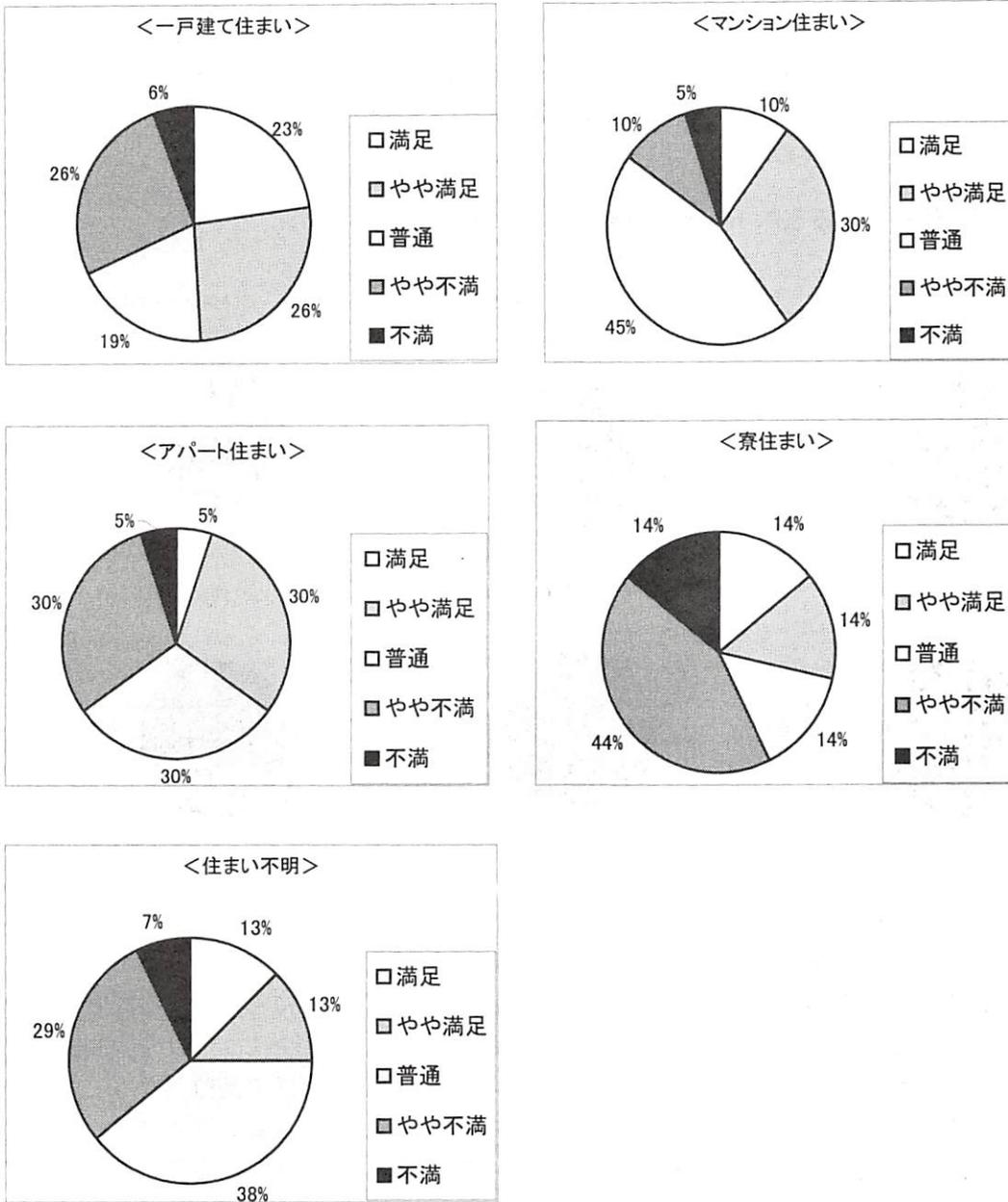
図 3 現在住んでいる家に対する満足度



しかし、この満足度の数値は、現在住んでいる住まいの形態によって違った傾向が表れた。一戸建て、マンション、アパート、寮、および住まいの形態が記されていないものは、不明のものとして住まいの形態を分けると、図 4 に示すとおり、「満足」・「やや満足」と満足だと感じている人がほぼ半数である一戸建て住まいのものに対して、寮住まいでは「やや不満」・「不満」と不満を感じている人が半数以上であった。マンション住まいにおいては、不満を感じている人が少ないが、満足だと感じる人も一戸建て住まいより少なく、45%が「普通」だと答えていた。不満ではないが、満足でもないと感じていること

が明らかになった。

図 4 現在住んでいる家に対する満足度



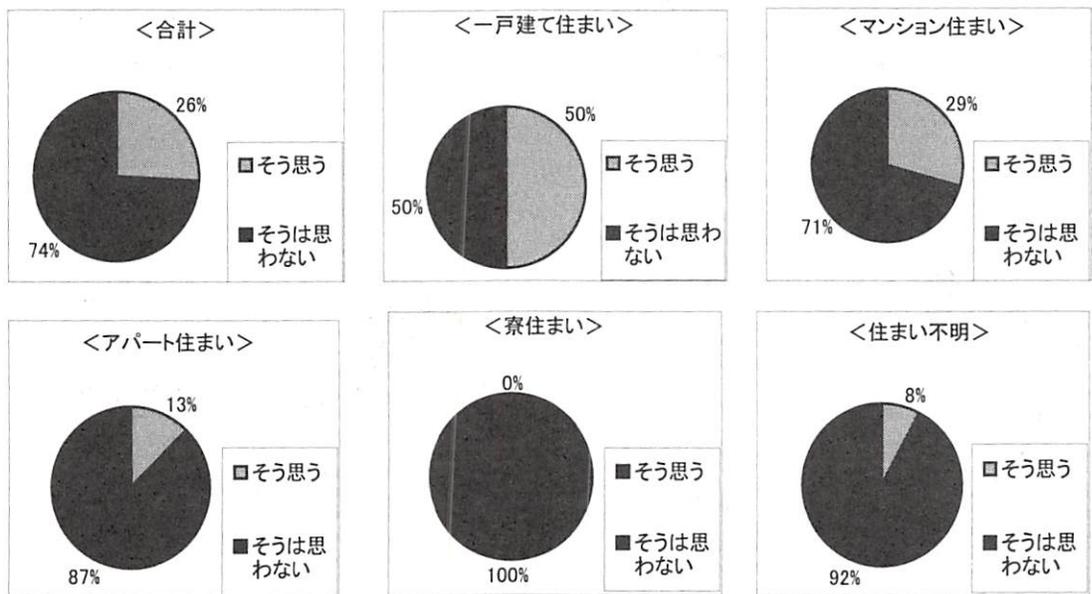
住まいに対する不満で最も多かったものは、「狭い」こともしくは、「自分の空間が十分に無い」ということであった。家の役割を自分の居場所と考えているため、広さや自分だけの空間がなければ快適には過ごせないと感じていることがうかがえた。その他にも、「十分な収納スペースが無い」ことや「古い」といったことも不満の原因となっていた。「駅からの距離が遠い」ことや、「周辺の音がうるさい」ということ、「隣家との距離が近すぎて

窮屈に感じる」ことなど、快適さを図る上で周りの環境も満足度に大きく関係していることがわかった。

また、現在の住まいに「満足」・「やや満足」・「普通」と、不満を感じていなくても、そこにずっと住み続けたいかというところではなかった。

図5に示すように、現在不満は無いにも関わらず、74%もの人がずっと住み続けたいとは思っていない。住まいの形態別にみると、面白いことに、一戸建て、マンション、アパートの順で住み続けたいとは思わない率が著しく増えていた。寮住まいはいずれ退寮することを前提に住んでいるため、住み続けたいとは思わないが100%となった。

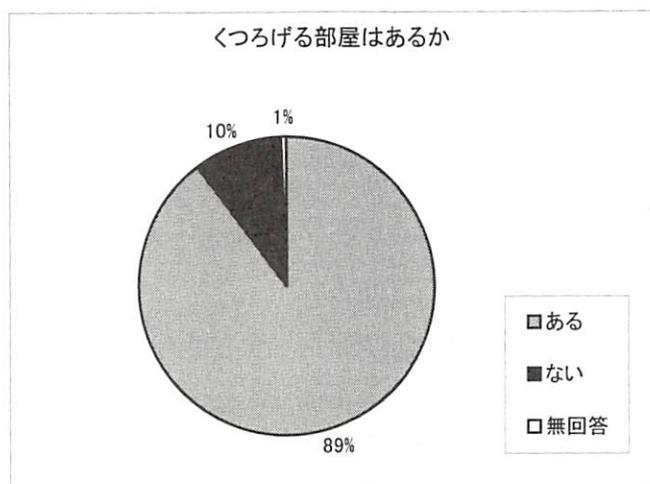
図5 現在住んでいる家にずっと住み続けたいと思うか



②くつろげる空間について

“家”が自分の居場所、そして生活の基盤であるのは、安心してくつろぐことのできる空間があるからであろう。図6に示すように、実際に、現在の家にくつろげる部屋があると答えた人は89%となっていた。そのほとんどがくつろげる部屋として、自分の部屋または寝室をあげていることから、まさに、自分の居場所、そして生活の基盤となっている部屋がくつろげる空間となっていることがうかがえた。その他には、リビングやダイニング、家族の部屋、お風呂場、トイレなど、一人になれる空間から、家族が集まる空間まであげられた。

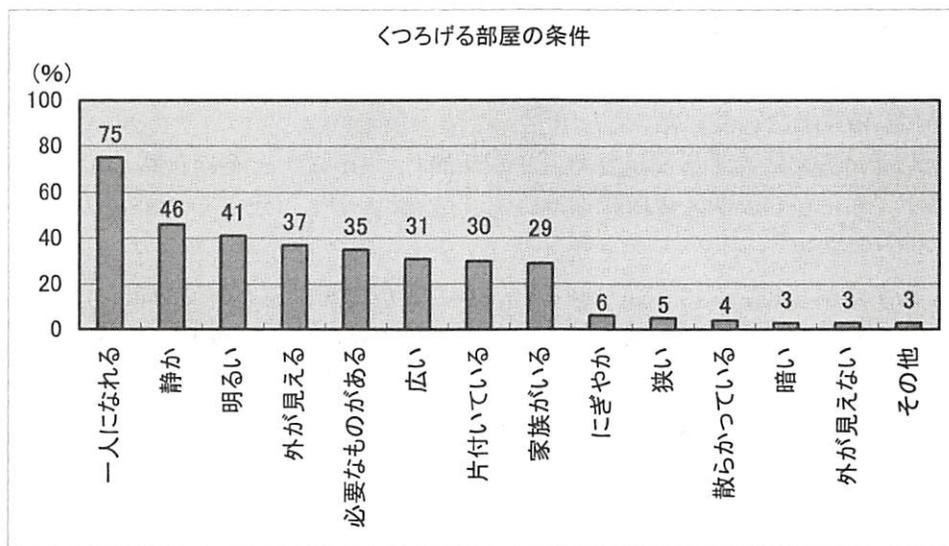
図6 現在住んでいる家にくつろげる部屋はあるか



くつろげる部屋の条件においても、図7に示すように、一人になれることとする人が多かった。

これらの条件を満たした部屋を想像してみると、次のようになることが想定される。広い静かな部屋に、窓からたくさんの陽の光が入る自分ひとりの部屋。片付いてはいるが、ベッドやテレビ、オーディオ、パソコンといった必要なものは揃っている。部屋から出れば、そこには家族がいる。調査の結果からは、現役女子大生の理想の住まい像がこのようなものであることが読み取れた。

図7 くつろげる部屋の条件



③生活の中心の場所としてのリビング

自分ひとりの部屋に必要なものが揃いくつろぐことができるのであれば、家族が集まる

リビングは何をする場所なのであろうか。

図8に示すように、リビングでは「食事をする」と答えた人が74%、「テレビを観る」が73%、「家族団らん」が64%、「くつろぐ」が60%となっていた。半数以上の人リビングでは、食事をし、テレビを見、一家団らんをする。生活の基盤といわれている衣食住のうち、食住がなされる場所がリビングとなっている。つまりリビングは、リビングとしてだけの空間ではなくダイニングとしての空間、その両方を担っていることになる。

そんな生活の基盤となる場所がくつろぐことのできる空間となることは、ゆとりがあり快適な生活がおくれるということにつながる事が推測できる。

図8 リビングは何をする場所か

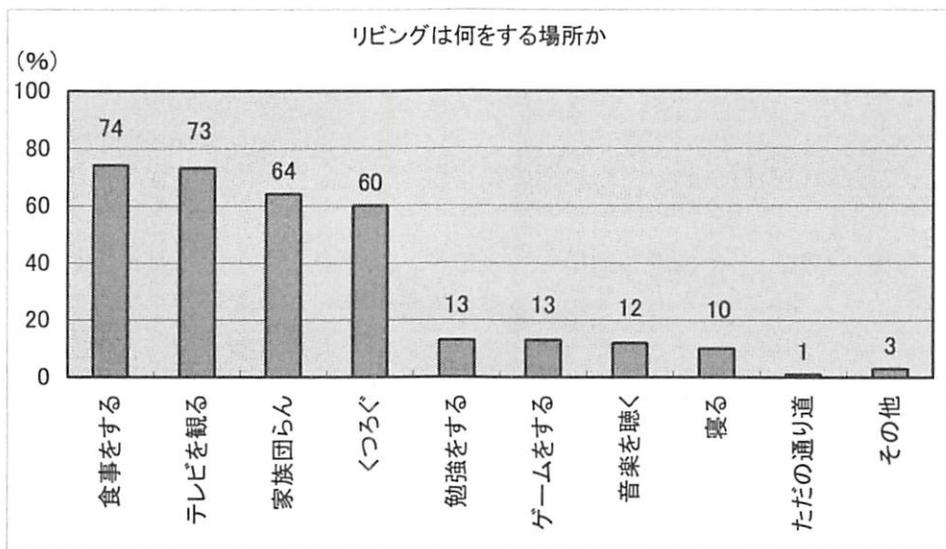
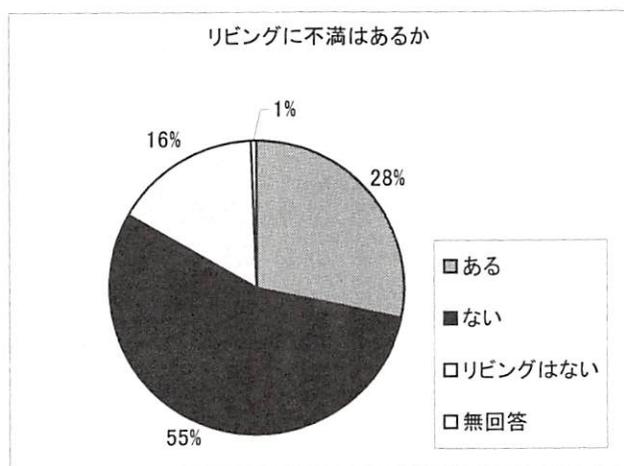


図3に示すように、現在の家に不満を感じている人が32%、満足だ・普通だと感じている人が68%であるのに対し、図9を見ると、現在のリビングに「不満がある」が28%、「不満はない」が55%となっていた。

現在住んでいる家に対する満足度で「やや不満」・「不満」と不満を感じている人が51人いる中で、リビングのある家に住んでいる人は38人であった。その38人のうち、現在のリビングに「不満がある」と答えた人が21人もいることから、現在の家に不満を感じている人の多くがリビングに不満があるということが指摘できる。逆を言えば、リビングに不満がなければ、家に不満を感じる人が少ないのではないかと推測される。

つまり、リビングは大きな役割を担っており、家の中心となる生活空間はリビングであると認識している現役女子大生が多いことが明らかとなった。

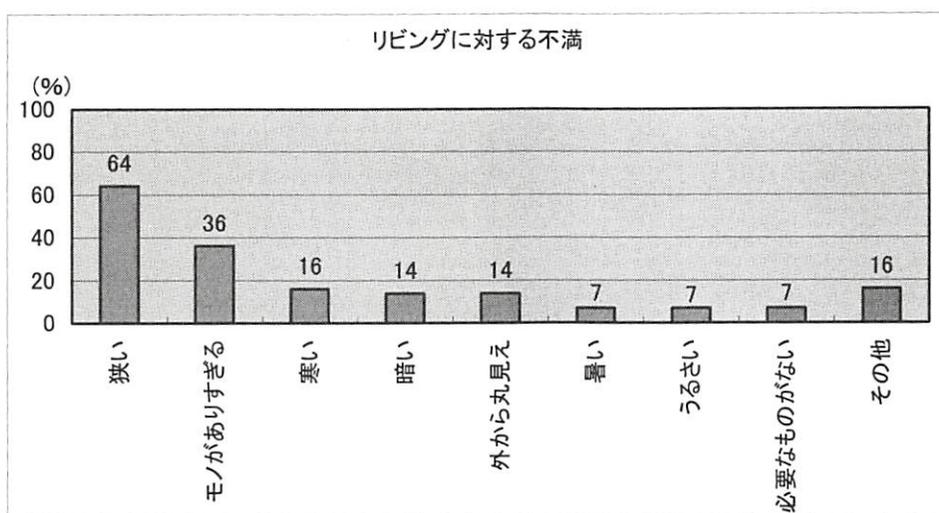
図9 現在のリビングに不満はあるか



リビングに対する不満がなくなれば、快適な理想の居住空間に近づくことができることがこの調査により分かった。

リビングに対する不満で最も多かったことが、現在の家に対する不満同様、狭いということであった。図7のくつろげる部屋の条件として、31%が広いことをあげており、また、30%が片付いていることをあげていた。モノがありすぎることも、くつろぐにはいい条件とはいえないことが分かった。

図10 現在のリビングに対する不満



④将来の住まい像

次の図11は、現在住んでいる家に対して、「今、住みたいと思う家」、そして「将来、住みたいと思う家」の形態をそれぞれまとめたものである。

現在一戸建てに住んでいる人は、今も将来も一戸建てに住みたいと考えている人が70%と圧倒的に多くみられた。また、現在マンションに住んでいる人は、今も将来もマンションに住みたいと考えている人が最も多く35%であった。

現在の住まいに関係なくまとめたものでは、今住みたいと思う家の形態が、「一戸建て」が50%、「マンション」が32%、「アパート」が11%、「その他」が7%であった。そして、将来住みたいと思う家の形態が、「一戸建て」が76%、「マンション」が19%、「アパート」が1%、「その他」が4%となっていた。将来住む家として最も多く望まれているのが一戸建てということが明らかであった。

表 11 今住みたいと思う家、将来住みたいと思う家

現在、一戸建て住まい

今、住みたいと思う家	将来、住みたいと思う家	(%)
一戸建て	一戸建て	70
	マンション	4
	アパート	0
	その他	0
マンション	一戸建て	15
	マンション	9
	アパート	0
	その他	0
アパート	一戸建て	0
	マンション	0
	アパート	0
	その他	0
その他	一戸建て	2
	マンション	0
	アパート	0
	その他	0

現在、マンション住まい

今、住みたいと思う家	将来、住みたいと思う家	(%)
一戸建て	一戸建て	25
	マンション	10
	アパート	0
	その他	0
マンション	一戸建て	15
	マンション	35
	アパート	0
	その他	0
アパート	一戸建て	5
	マンション	0
	アパート	5
	その他	0
その他	一戸建て	0
	マンション	5
	アパート	0
	その他	0

現在、アパート住まい

今、住みたいと思う家	将来、住みたいと思う家	(%)
一戸建て	一戸建て	25
	マンション	0
	アパート	0
	その他	0
マンション	一戸建て	40
	マンション	5
	アパート	0
	その他	0
アパート	一戸建て	25
	マンション	0
	アパート	0
	その他	0
その他	一戸建て	5
	マンション	0
	アパート	0
	その他	0

現在、寮住まい

今、住みたいと思う家	将来、住みたいと思う家	(%)
一戸建て	一戸建て	14
	マンション	0
	アパート	0
	その他	0
マンション	一戸建て	14
	マンション	0
	アパート	0
	その他	0
アパート	一戸建て	72
	マンション	0
	アパート	0
	その他	0
その他	一戸建て	0
	マンション	0
	アパート	0
	その他	0

現在の住まいが不明

今、住みたいと思う家	将来、住みたいと思う家	(%)
一戸建て	一戸建て	43
	マンション	1.5
	アパート	0
	その他	4
マンション	一戸建て	18
	マンション	13
	アパート	0
	その他	0
アパート	一戸建て	4
	マンション	1.5
	アパート	1.5
	その他	0
その他	一戸建て	5
	マンション	1.5
	アパート	0
	その他	7

合計

今、住みたいと思う家	将来、住みたいと思う家	(%)
一戸建て	一戸建て	46
	マンション	3
	アパート	0
	その他	1
マンション	一戸建て	19
	マンション	13
	アパート	0
	その他	0
アパート	一戸建て	8
	マンション	2
	アパート	1
	その他	0
その他	一戸建て	3
	マンション	1
	アパート	0
	その他	3

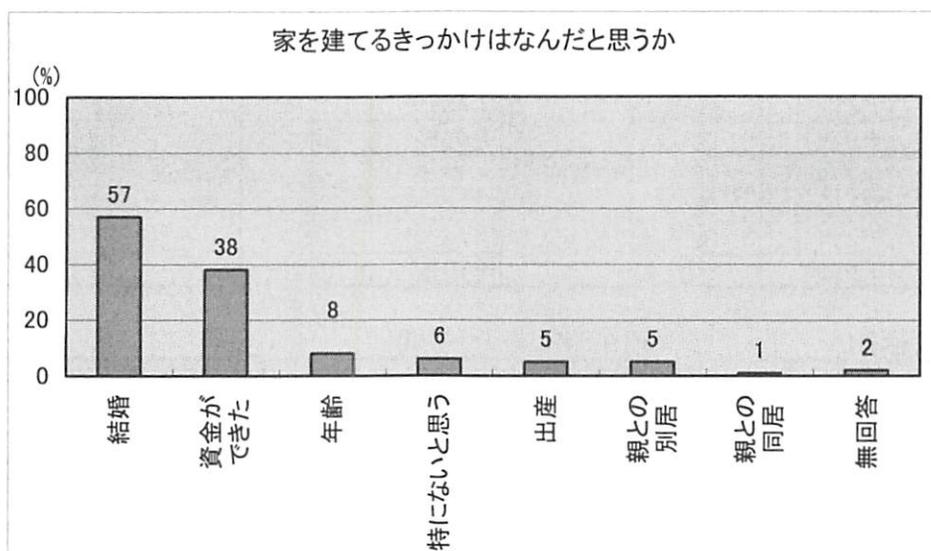
(2)家を建てる時の希望について

①家を建てるきっかけ

人は、暑いときには薄手のもの、寒いときには厚手のものを着る。お腹がすいたときには食べ物を食べる。家はどのような時に建てるのだろうか。家の建て替えの理由として、以前は「老朽」が約60%となっていたが、ここ最近の傾向は、「老朽以外の理由」が3分の2以上を占めているのだという(国土交通省住宅局住宅生産課)。

「家を建てるきっかけはなんだと思うか」という質問に対して、図12の通り、半数以上の57%の人が「結婚」をあげ、次に「資金ができた」が38%であり、合わせると95%がこの二つの答えに集中した。

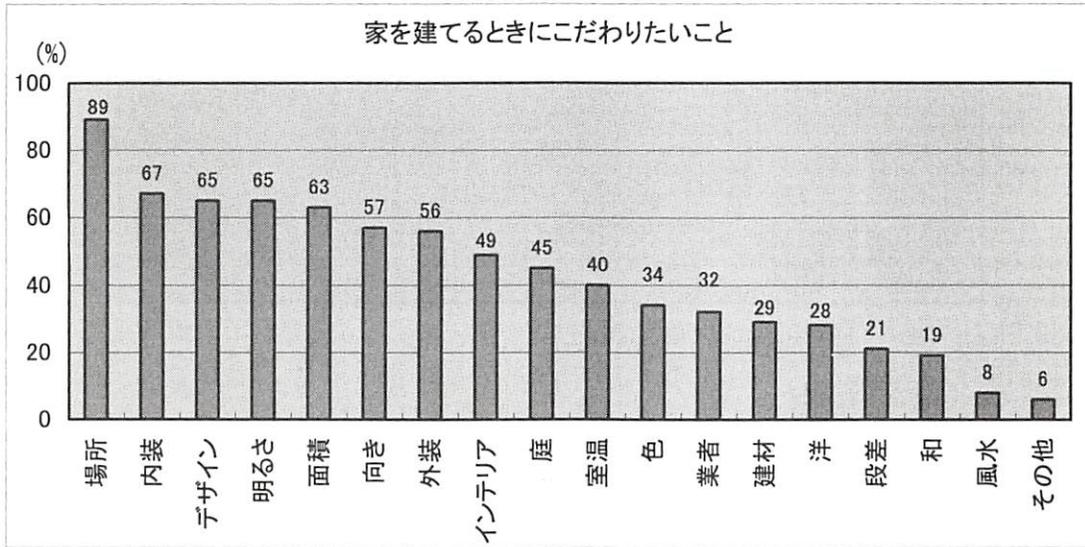
図12 家を建てるきっかけ



家を建てるとなれば、一から自分の望む家を創りあげていくことができるのである。自分または家族が暮らす家を考える時に、どんなものでもいいと考える人は、おそらくいないであろう。安全に暮らせることはもちろん、住む人のこだわりがなければ、満足して快適に暮らせるものではない。現役女子大生は、家を建てる時には、どのようなことにこだわりたいと考えているのだろうか。

図表13のように、89%の人が「場所」にこだわりたいと答えていた。「現在の家に対する不満」で、駅からの距離が遠いことや、周辺の音がうるさいということ、隣家との距離が近すぎて窮屈に感じることなどの家の周辺の環境が不満だという答えが多く見られたように、暮らす場所にはその周りの環境も含まれていることがわかった。また、ふるさと情報館代表の佐藤氏は「物件選び」をするよりも、「地域選び」を優先させることが大切だ。」と述べている。

図 13 家を建てるときのこだわり



②リビングを考える

家族の生活の中心としてのリビングが機能を十分に発揮できるためには、その位置も重要になってくるのではないだろうか。

図 1 4 のように、家族みんなが集まる場所だから明るく健康的なものにしたい、光が入る場所だと自然と人が集まる、などという理由から、「日当たりの良い位置」とする人が約半数の 47%であった。また、家族が集まりやすく使いやすいようにという理由から、「家の中心」が 33%、庭で子供が遊んでいても安心なように、眺めの良いところで家族と食事をしたい、などの理由から、「庭に面した位置」が 17%、家族が必ず顔をあわせることができる場所だからという理由で、「玄関入ってすぐ」が 10%という答えであった。選んだ位置はそれぞれ違っていたが、多くの答えに共通していた理由は、家族が集まることを考えてのことであった。

そしてそのリビングには、図 1 5 のように、食事をするためにテーブルが、くつろぐためにテレビやソファが、快適に過ごすためにエアコンが必要であることが明らかであった。

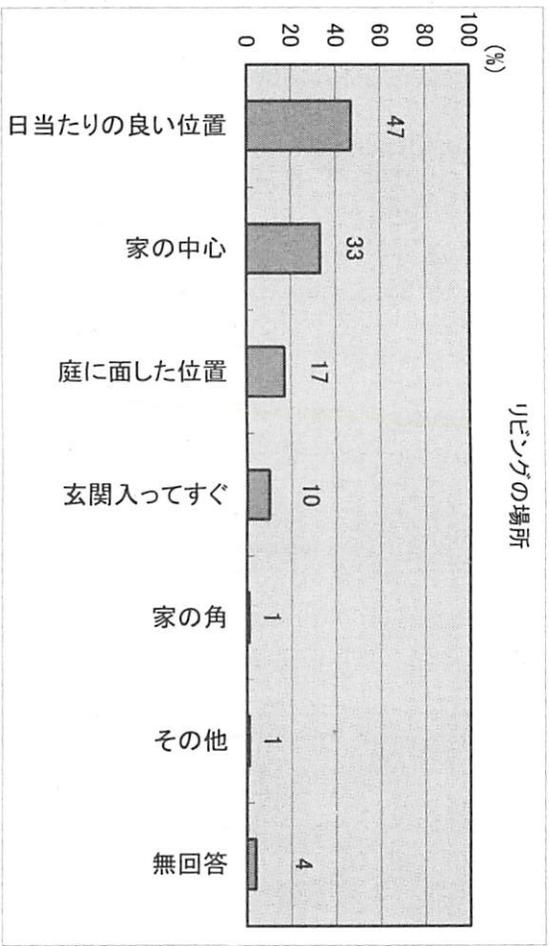


図 14 リビングの場所

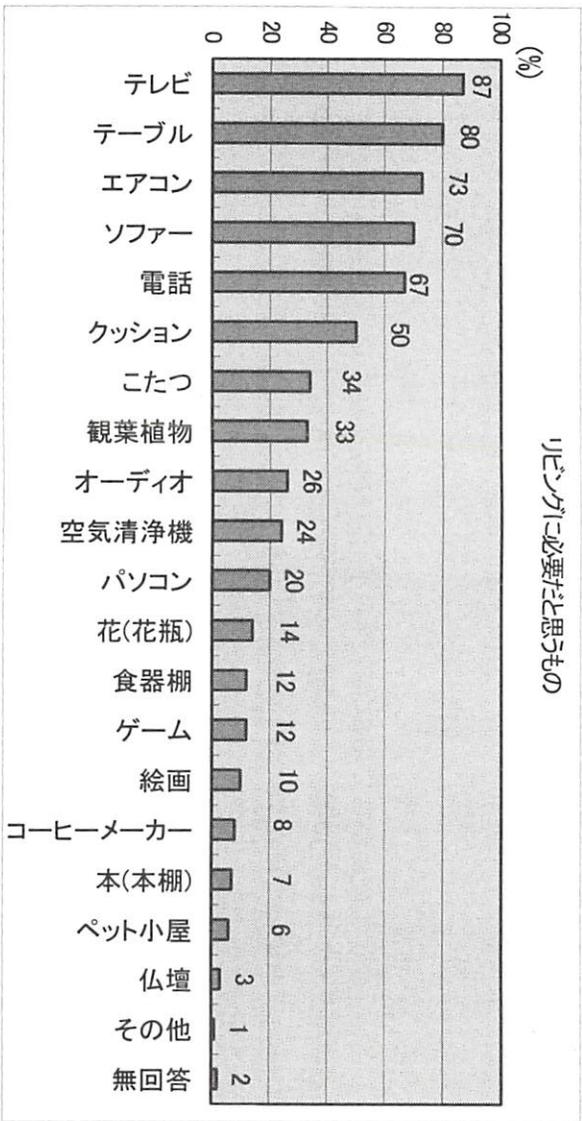


図 15 リビングに必要なと思うもの

③高齢期の住まい像

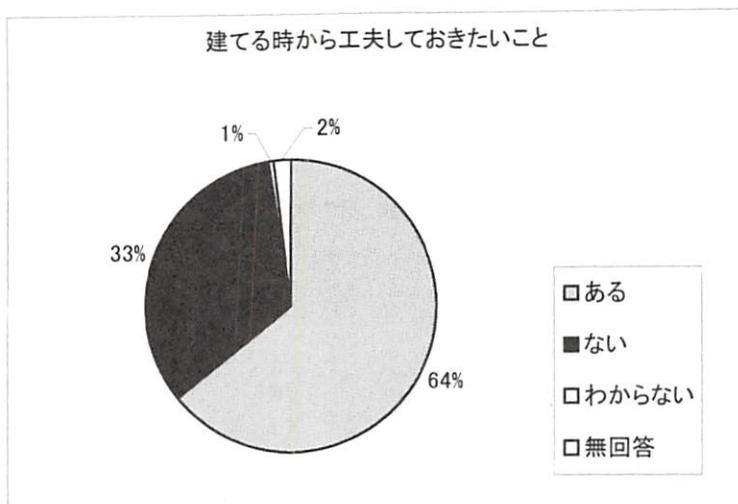
今後家を建てることになれば、家は高価な買い物で、多くは歳をとるまで、または相当の期間その家で暮らすことになるはずである。快適な環境で暮らしたいということは、若くても高齢になったときであっても変わらない。ただ、快適だと感じる内容は今とは変わってくるかもしれない。福祉住環境コーディネーターテキストによると、高齢者の家庭内事故の発生率は交通事故よりも高く、死亡事故も多く起きている。高齢者の家庭内事故死には、溺死の他、同一平面上での転倒や、階段での転落、転倒などが挙げられている。また、車椅子ではわずか 2.5cm の段差があっても通過できない場合があるという。そのことを考えて、家を建てる時には高齢になったときのために、工夫しておきたいと思うことはあるものなのだろうか。

図 17 に示すように、工夫しておきたいことが「ある」と答えた人は 64%、「ない」と答えた人は 33%と、半数以上が何かしら考えて工夫しておきたいと思っていることがわかった。表 16 を見ると、「ある」と答えた人の多くが考えている工夫は、段差をなくすこと、あるいはバリアフリーであることとしていた。さらに、手すりを取り付ける、車椅子が通れる広さにする、生活の基盤を一階に、などたくさんの工夫が挙げられていた。

表 16 家を建てるときに工夫が必要と考えている場所や内容

	(人)		(人)
段差をなくす	43	畳の部屋(和室)	2
バリアフリー	38	外部との連絡	1
手すりをつける	14	移動しやすく	1
階段	13	外装	1
風呂	4	ユニバーサルデザイン	1
生活基盤を1階にする	3	信頼できる業者	1
トイレ	3	住み続けられる家	1
車椅子が通れる幅	3	寒すぎないように	1
セキュリティー	3	広すぎない廊下	1
使いやすい家具	3	引き戸にする	1
平屋建て	3	縁側	1
生活しやすく	2	ペットと暮らせる家	1
収納を多く	2	避難経路	1
庭	2	掘りごたつ	1
改造・改築できる家	2	介護をしやすく	1
ベッドが置ける広さ	2	滑りにくい床材	1
周辺の環境	2	エレベーター	1

図 17 家を建てる時から工夫しておきたいこと



(3) 高齢期の住まいについて

① 「畳の上で死にたい」という考え方

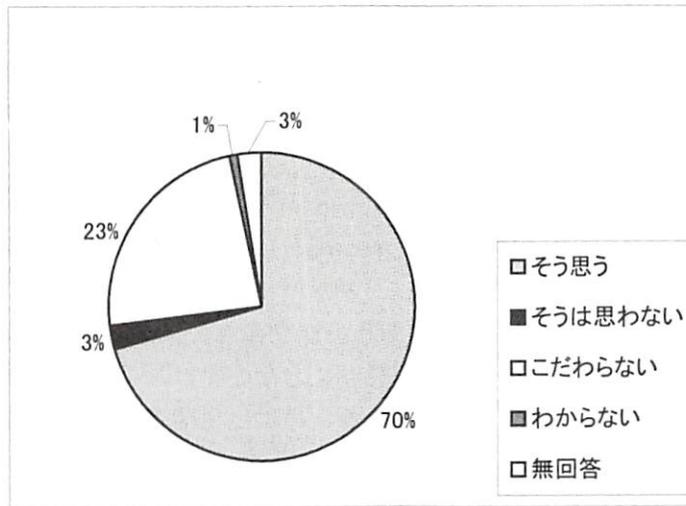
畳の上で死ぬという言葉をよく耳にすることがある。現代の人たちもそのように望んでいるのだろうか。

朝日新聞によると、自宅で最期を迎える人の割合が 1980 年には 30%を超えていたが、2005 年には 12.2%まで下がり、年々減り続けているのに対し、「厚生労働省が 04 年、一般の人に「終末期をどこで過ごしたいか」聞いたところ、6 割が「できるだけ自宅で」と答えた。」と書かれていた。

図 18 をみると、「老後、住みなれた家で過ごしたいか」に対して、「そう思う」が 70%、「そうは思わない」が 3%と、住みなれた家で過ごしたくはないと答える人はほとんどいなかった。

そこが畳の上ではなくても、今も昔も住みなれた家で家族に見守られながら最期を迎えたいと感じる心は変わらないことがわかった。川人氏は、「ガンの末期の身体衰弱が進行する時期、家族に見守られて自宅で過ごしている人でも、いよいよ終末のときには病院に入るつもりだという意思表示をされている方もいます。家には苦痛の治療がしてもらえないと思いこんでいる方、死ぬ間際の状態は怖くて見ていられないと思う家族、家族が大変だろうから自分が病院に行くという患者さん、それぞれ理由は異なりますが、在宅ターミナルケアを続けるなかで、最後は自宅死選択に変わることがよくあります。」「療養の場として「自分の家」に敵うホスピスなどないのです。」と言っている。

図 18 老後、住みなれた家で過ごしたいと思うか



3. 研究のまとめ

(1)まとめ

現代の女子大生にとって、家という存在は何かしら自分の居場所としての役割を担っており、現在の居住環境を自分の居場所として感じている人が多かった。その居場所である家では、一人になることができる自分の部屋がくつろげる空間となっていた。しかし生活の中心となっているのは、自分一人の部屋ではなく、家族と共に食事をしたり、テレビを観たりする家族との共有の場であるリビングであった。そのリビングは、食事をする場所、テレビを観る場所、家族団らんの場所、くつろぐ場所としている人がそれぞれ半数以上であり、生活の基盤といわれている食と住がなされている場所となっていた。

現在の家に不満を感じていると答えた人の多くは、リビングに不満を持っており、家族が集い食と住がなされるそのリビングが家族それぞれの希望が集約でき、くつろげる場所であれば、家に対する満足度が増すことが本調査により明らかとなった。リビングを満足のいくものとするためには、食事をするためにテーブル、くつろぐためにテレビやソファ、快適に過ごすためにエアコンなどが必要だとされていた。

一戸建てに住んでいる人ほど、家に対する満足度が高く、一戸建て、マンション、アパートの順で住み続けたいとは思わないという人の率が著しく増えていった。現代の女子大生は将来、家の周辺環境の良い場所に建つ一戸建て住宅に住むことを理想としていた。その家は、特にリビングの様相に関心が高く、家族みんなの集まる場所として日当たりの良い位置にあり、気に入った家具や調度品があることを望んでいた。そして、そんな家で明るく健康的な生活を送れること、そして歳をとっても安全に安心して暮らすことができるものになりたいと考えていた。そのために家を建てることから、段差をなくすこと、あるいはバリアフリーであること、さらに手すりを取り付ける、車椅子が通れる広さにする、生活の基盤を一階に、などたくさんの工夫をし、老後も住みなれた家で過ごしたいと思っている人が多かった。

(2)おわりに

住み良い住環境というものは、人それぞれで違って当たり前である。しかし、居心地の良い家で暮らしたいという願いは、誰しもが持っていることだろう。

だからこそ“家”は、一般的に快適だろうと思われる他人が考えた空間ではなく、そこに住む人が自ら快適に過ごせると考える空間でなくてはならないと考える。

“家”はただの箱ではなく、暮らしを写すものである。生活するうえで欠かすことのできない暮らすための場所、“家”の環境は、からだと心が健康であるためにとても重要な存在である。そこは、睡眠をとり、食事をし、家族がともに暮らす場所だからこそ、生活の基盤として安心・安全にくつろげる場所であるべきなのだ。家にこだわるということは、暮らしを豊かにし、自分を大切にし、家族を想うことなのではないだろうか。家族で豊かな暮らしを育むための、理想の空間を手に入れるためには生活者の暮らしに合わせた家作りが必要である。いい家とは、暮らす人が主役となる家であり、住む人とともにつくられるべきだと考える。

謝辞

本論文を作成するにあたり、多くの方々にご指導、ご協力をいただきました。

お忙しい中、論文指導から制作まで多岐にわたりご指導いただいた吉村英子先生に深く御礼申し上げます。また、貴重な時間を頂きアンケート調査にご協力くださった学生の方々に、この場をお借りして感謝いたします。

この研究を進めるにあたり、共に考え応援してくれた同ゼミの長尾麻衣さん、服部美穂さん、久松美奈子さんにも心から感謝いたします。

本論文は多くの方々の支えがあって制作することができました。本当にありがとうございました。

参考文献

朝日新聞、2006年12月7日。

朝日新聞、2006年12月16日。

川人明（2005）『自宅で死にたい—老人往診3万回の医師が見つめる命』詳伝社。

国土交通省住宅局住宅生産課監修

（2001）『環境にやさしい住まいのポイント』社団法人住宅生産団体連合会、

（2001）『健康で安全な住まいづくりのポイント』社団法人住宅生産団体連合会、

（2001）『66の実例から学ぶ 住まいづくりのポイント』社団法人住宅生産団体連合会。

小林高志（2005）『かしこく「いい家」を建てる70の方法』主婦と生活社。

早川和男（2005）『居住福祉』岩波書店。

渡辺光子（2004）『2005年版 福祉住環境コーディネーター2級短期合格テキスト』日本能率協会マネジメントセンター。

人工妊娠中絶と女性の人権 —母体保護法と墮胎罪—

小山 香織

- I. はじめに
- II. 人工妊娠中絶について
 - i. 世界の妊娠中絶
 - ii. 優生保護法と母体保護法——女性障害者の人権
 - (1) 優生条項
 - (2) 経済条項
- III. 墮胎罪と人工妊娠中絶
- IV. 母体保護法 14 条について
 - i. 母体保護法 14 条の問題点
- V. 人工妊娠中絶における女性の権利
- VI. 現代女性を取り巻く環境及び現状
 - i 中絶
 - ii 産みたいのに産めない環境
 - iii. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (RH/R)
 - iv. 男性の中絶に関する権利 (判例)
- VII. 改善案

要約

本論文では、人工妊娠中絶と女性の自己決定権について、日本国内あるいは諸外国の中絶の現状とそれに関する法規制、その歴史、また、女性の自己決定権についての現状やその歴史を参照し、何が問題であるかを検討した。憲法は「個人の尊重」について宣言している(13条)。これは人間社会の根本原理である「人間の尊厳」について定めたものである。また、憲法は人間の尊厳に係るものとして「生命に対する権利」について定め、これについては、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とすると定めている(同条)。これは、「生命権」を謳ったものである。

また、憲法は、国民に「健康で文化的な生活を営む権利」として「生存権」を保障している(25条)。ここに生存権の内容としての「健康権」の保障がある。母体保護法は、「母性の生命健康の保護」を目的としている(1条)。母性の生命健康の保護は、人間の尊厳を基礎として、女性の生命権及び健康権の視点から考える必要がある。しかし、母体保護法と堕胎罪が並存することで生じる矛盾点や、日本も批准しているはずの1994年にカイロで開かれた国連主催の国際人口開発会議で提唱された概念によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの未発達が大きな問題であることが分かった。今後、周囲の国の女性の自己決定権に対する動き、中絶に対する考え方を把握し、最先端の所に合わせていかなければならない。

I. はじめに

現代社会は様々な難問に直面しているが、とりわけ人間の生と死の境界に浮上してきたいくつかの問題には、直ちに答えを出すことの困難な問いが含まれている。人工妊娠中絶、出生前診断といった「生命の選択・選別」に関わる問いに関するものがその1つである。この問いに答えようとするとき、しばしば「生命の価値」と「当事者の自己決定」という2つの論点为中心的な位置を占める。前者は、例えば「生命の質」や「当人(ないし周囲の人)の利益」の評価に基づいて当の固体が「生きるに値する/値しない」の判断を下す、といったかたちで論じられる。後者は、生命あるいは死の選択ではそれに直接関わる当事者(本人または家族)の決定が最優先されるべきという考えであり、生命倫理の基本原則となっている。

出生前診断は障害を持つ胎児の選択的中絶を伴っている。あるいは、不良な遺伝子を排除しようとする優性思想(優生学)であるという主張がされることがある。

実際の現場で、生/死の選択が迫られる場合、これらの論点が基準・尺度として重要な役割を果たしていることは否定できない。しかしそこでも、どのような原則に依拠し、またいかなる手続きの下で、誰が評価・判断を下すのか、そしてそのような意思決定はいかなる根拠によって正当化されるのか、といった意思決定システムの問題を避けて通るわけにはいかない。よって、このテーマについて論じることには大きな意義があると考えられる。

ここでは、人工妊娠中絶に関する様々な問題の中の1つである「母体保護法と堕胎罪」について深く掘り下げていく。また、そこで大きな問題となっている女性の権利についても同様に深く掘り下げていく。今回は「人工妊娠中絶」をテーマとして取り上げ、とりわけ母体保護法と女性の自己決定

権に重点を置くことにする。

また、それについての問題点や改善点及び私見等を述べる。

II. 人工妊娠中絶について

人工妊娠中絶とは、人工的な手段（手術または薬品）を用いて意図的に妊娠を中絶させることである。刑法では墮胎と言う。日本では母体保護法第2条第2項により一定の事由により、人工妊娠中絶を行う場合、その時期は、「胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期」と定められており、厚生労働省の事務次官通達により、現在は妊娠22週未満となっている。

日本では明治以来、墮胎(人工妊娠中絶)が墮胎罪により禁止されていた。一方、明治時代からの「富国強兵策」のもとで「徴兵」が行われており、その後の侵略戦争での強い兵士(男性)とその強い兵士を生む「健康な」母(女性)を大量に確保するために「生めよ、増やせよ」が国家スローガンとなった。その流れの中で1940年に、ナチス・ドイツの断種法を参考にした、国民優生法が制定された。ナチス・ドイツの断種法も、日本の国民優生法も優生思想の影響を色濃く反映していた。ナチス・ドイツで行われたホロコースト(ユダヤ人絶滅計画)は、ユダヤ人に対する人種・民族差別であるが、ジプシーといわれるロマも絶滅の対象であったし、同性愛者もその対象であった。収容所に入れられた時、ユダヤ人は黄色い星を胸に付けさせられたが、同性愛者はピンク色の星を胸に付けさせられ、収容所の中でも差別された。ただし、この場合の同性愛者は男性のみ(ゲイだけ)であり、女性の同性愛者(レズビアン)は対象にされもせず無視されていた。ただし、絶滅計画が最初に実行されたのは、精神障害者に対してであった。ナチス・ドイツの優生政策は、障害、病気、人種、民族、性的指向に対する差別であった。

日本の国民優生法は、国の戦争遂行において頑健な兵士を確保するため、「不健全素因」として障害者を優生手術(不妊手術/断種手術)の対象とする一方で、女性の意思による中絶を認めず、母子保健政策を強化し、優良多子家族の表彰を行い、妊産婦手帳による妊娠の届出制度を開始し、国家による妊産婦の把握を行った。現在の母子手帳の原形は戦時体制に見られたものであるが、「母子保健」というように「母子」を一体化してとらえることに対しては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、女性の自己決定権から疑問が投げかけられている。ある意味では、母子は利益相反者でもあるからである。例えば、妊娠中に夫が死亡した場合、母子間の夫(父)の財産の相続権については、母子は利益相反者となり、子供の代理人には検察官となる。というのは、夫(胎児の父)の財産を妻(胎児の母)が独り占めしてしまうかもしれないし、他の夫婦の間の子や、夫の母違いの子がいた場合、より相続関係が複雑化し、生まれてきた子の相続権を守るためである。

女性の自己決定権に立っても、中絶の是非についてはなかなか割り切れないものがあるかもしれない。しかしもっとも中絶を認めやすい場合は、民族浄化のために「強制妊娠」

がもたらされた時だろう。例えば、旧ユーゴスラビアやアフリカでの内戦においては、戦略として、女性に対する暴力が利用された。旧ユーゴスラビアでの強制収容所では、女性の尊厳を奪う為にレイプ(強姦)をするだけではなく、その強姦の結果としての「強制妊娠」が目的であった。他民族の女性を強姦して強制的に妊娠させることにより、自民族の血を半分受け継いだ子が生まれるわけであり、その結果、半血の自民族を増やすことになる。他民族の男性は殺害する。これが「民族浄化」であり、これも自民族優位主義という優生思想の反映である。戦時下の女性は「強制妊娠」という望まない妊娠をしても、安全な中絶を受けられる保障はなかった。命と引き換えになるかもしれない「自己墮胎」をするか、出産して子供を育てるかの、どちらかの選択肢しかない。これこそ究極の女性に対する暴力である。

i. 世界の妊娠中絶

国連人口基金『世界人口白書(2000年、要約)』によると、「推定で年間5000万件の中絶が行われているが、そのうち2000万件は安全でない中絶であり、結果としておよそ7万8000人の女性が死亡し、何百万人もが後遺症に苦しんでいる。安全でない中絶の少なくとも4分の1は、15歳から19歳の女子に対して行なわれている」と報告されている。

世界では、推定で5000万件。そのうち2000万件が「安全でない」中絶である。それによって数百万人が後遺症に苦しみ、毎年7万8千人の女性が死亡する。安全な手術なら死亡率は10万分の一未満(Pro Familia Hamburgのホームページによる)とされているため、これがいかに危険なものであるかが分かる。世界での中絶による死亡(『世界人口白書(1997年)』)によれば、

- ・アジア 40,000人
- ・アフリカ 23,000人
- ・ラテンアメリカ 6,000人
- ・オセアニア 500人
- ・旧ソ連 500人
- ・ヨーロッパ 100人
- ・北アメリカ 僅少

となっている。安全でない中絶とは、「必要な技術を欠く者によっておこなわれるか最低限の医療水準を欠いた望まれない妊娠の終了法」と定義されている。それによって死亡する女性のほとんどが、アジアとアフリカ、ラテンアメリカの女性である。発展途上国における貧困と医療技術による不足がこの原因であることは容易に予想される。(以下、『世界人口白書(1997年)』より)。なんらかの状況での中絶は、ほとんど全て(98%)の国で合法的だとされる。しかし違法とされる中絶があるのも事実で、厳しく規制される地域ではヤミ中絶が横行することもまれではない。これも中絶による死亡を増す一因だと考えられる。ただし合法だからといって安全であるとは限らない。たとえば、「旧ソ連のように」中絶措置へのアクセスが官僚機構によって制限されている場合や、避妊具や安全な中絶処置が不

足したり高価で手が届かない場合、また、「医療従事者が手術の実施を拒否する場合」には、危険な処置が横行する。（『世界人口白書(1997年)』）

「医療従事者が中絶手術を拒否する場合」というのは、たとえば宗教的信条のために拒否する場合のことである。中絶が〈悪〉だとされる根拠は宗教的なものに限らないと思われるが、因習的に中絶が悪だとされる場合には、隠れて危険な中絶をせざるをえない場合が多いであろう。たとえば、中絶が禁止されている国の多いラテンアメリカでは、秘密におこなわれている中絶のうち、およそ5件に1件が合併症を起こし病院にかつぎ込まれているというデータがある。中絶が〈悪〉だとされるのは、発展途上国やその因習における事柄に限らないと思われる。現に、そのまま妊娠を続ければ育てゆく子どもの将来を絶つことに、良心の呵責を感じる女性は少なくない。しかし他方で、一般に〈悪〉だと思われているということが、中絶をする女性を外部からさらに責めたり、ヤミ中絶を横行させて結果的に母子ともに殺してしまうということに繋がっているといえる。

また、ある調査によれば、未婚の工場労働者や学校に通っていない思春期の女性などが「望まない妊娠」をすることが多く、そうした女性たちの3分の1以上が望まない妊娠を経験していたとされる。経済的に弱い立場にある女性は、望まないセックスを強要されることも多い。そうでなくとも女性は男性に対して弱い立場に置かれることが多く、若い女性のエイズ/HIVの発生率の高さなどに現れる。例えば、サハラ以南のアフリカで新たに感染した15～19歳の若者のうち3分の2は女性であるとされる。

（以下、引用は次の本から。国連人口基金、『世界人口白書（2003年）』、24ページ：UNFPA, "STATE OF WORLD POPULATION 2003"）

性暴力によって妊娠した場合も見逃せない。世界人口白書には、慣習的なものが性暴力を助長するさまが次のように描写されている。「南ア共和国のある調査では、年少の女子に対する性暴力や性的強要があまりにも一般的に行われているため、「日常の愛」と呼ばれていることがわかった。3万人の若者を対象とする別の調査では、男性4人のうち1人が相手の少女の同意なしにセックスをしたことがあると明言し、また、自分の知り合いに無理強いすることは単に「荒っぽいセックス」で、性暴力ではないという考えを大部分の若い男女が示し、大多数の女性は性的虐待の責任は女性にあると述べた」。妊娠中絶は、日常の中に潜むこうした暴力の結果でもある。また人身売買と売春は、経済的に弱い立場にある女性を妊娠中絶や性感染症に追い込む。こうした性暴力、人身売買、売春は、中絶により胎児の命を奪うだけでなく、たとえばサハラ以南のアフリカでの死亡原因の第一位を占めるエイズ/HIVとなって、現に生きている人々の生命を脅かしている。

性産業や奴隷的労働に売り込むために、人身売買される若い女性と子ども（しばしば強要または誘拐により）の推定数は、毎年70万人から400万人までと大きな幅がある。性的奴隷として若い女性を売ることは女性の権利の重大な侵害であり、女性の健康に対する脅威でもあるが、それがここ10年で大幅に増加している。極度の貧困、女性と女子の地位の低さ、国境での手ぬるい検査、法を執行するうえでのなれ合いなどのすべてが増加の原因

になっている

アジアと東ヨーロッパでは、13歳という若さの少女が「通信販売花嫁」として人身売買されている。インドでは、性産業従事者の5人に2人が18歳未満であると推定されている。スリランカでは、子どもの性産業従事者の大多数が少年である。ある地域の概算によると、年間100万～200万人の男女が売買されており、その大部分がアジアで行われている。22万5000人以上が東南アジアの出身で、さらに15万人が南アジアの出身である。

更に、人身売買は「ここ10年で大幅に増加している」。「通信販売」さえ現れている。売春でコンドームなしのセックスを強要されるので、HIV感染率も高い。若い性産業従事者のHIV感染率は、「カンボジアの25%からインドのいくつかの地域では48%、コートジボワールのアビジャンでは70%に及んでいる」。

このように世界での妊娠中絶というテーマは、性暴力やエイズ/HIV、売春などとも関連した極めて深刻な問題である。さらに、避妊・性教育、女性の教育、児童婚、女性器切除、家族計画や文化・社会的な問題とも密接に関連している。妊娠中絶という現象は、女性の抑圧がもたらす社会的矛盾が凝縮されていると言える。

ii. 優生保護法と母体保護法——女性障害者の人権

1940年に国民優生法が制定されたが、第二次世界大戦後、日本は外地から引き上げてきた人々や空襲による家族の死亡や家屋の消失などにより、深刻な食糧難・住宅難などの生活苦があった。ベビーブームや、生きていくために売春などをして、望まない妊娠をする女性が多かったため、中絶を合法化してほしいという要望が強く、1948年に優生保護法が成立した。優生保護法は刑法の堕胎罪を存続させたまま、その第1条に「不良な子孫の出生を防止するため」という、色濃く優生思想を反映させた人権侵害の内容をもった条文に、人工妊娠中絶を許可できる条項をつなぎ合わせたものである。優生保護法は翌1949年に一部改正され、「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがあるもの」が中絶許可条項として追加された。これがいわゆる「経済条項」である。

(1) 優生条項

「優生条項」部分では、優生手術の対象となる遺伝病の病名が列挙され、その中には血友病も含まれていたし、遺伝病ではないハンセン病もあった。ハンセン病はこれもまた人権侵害の法律である、らい予防法により、無理矢理患者を施設に隔離した。この施設隔離の中でハンセン病患者同士が結婚する場合、優生保護法を拡大解釈して、優生手術(不妊手術)を有無を言わず受けさせた。ところが、優生手術を医師ではない者が行っていたこともあり、優生手術が不完全であり、妊娠した女性患者は不妊手術を受けている夫から不貞があったのではないかと疑われ、思い悩んで自殺したことなどもあった。これも女性に対する暴力である。しかし、このような事実はなかなか一般の人には知らされなかった。

同様のことは、女性障害者にも行われていた。特に施設に入所している女性障害者に対して、月経の介助が大変などという理由により、病気ではない正常な子宮の摘出手術

が行われていた。嫌々優性手術を受けさせられたある女性障害者の話では、正常な子宮をとられてしまったので、その後ずっと体の調子が悪いとのことだった。

人の体の器官が必要かどうかは本人が決めればよいことである。これが自己決定である。女性障害者の人権および自己決定権を尊重すべきである。

(2)経済条項

一方、「経済条項」をめぐる、日本は豊かになったのだからもう必要ないと主張する保守派と、同条項は守り、同法の優生部分を削除しようとする女性や障害者達の運動があったが、改正はなかなか実現しなかった。ところが、カイロ会議をきっかけに国内外から優生保護法の優生部分への批判が強まり、1996年によく優生部分が削除され、母体保護法となった。けれども、依然として、刑法堕胎罪は存在し、中絶や不妊手術に配偶者(男性)の同意が必要という女性の自己決定権は保障されていない。しかも、男性の不妊手術まで規定しているのに母体保護法という名称であることに整合性がない。母体保護法は、まだまだ改正の必要がある。1995年第4回世界女性会議での北京行動綱領106kの「妊娠中絶を受けた女性に対する懲罰措置を含んでいる法律の再検討を考慮する」という文言と、国連の女性差別撤廃条約2条(g)「女性に対する差別となる自国のすべての刑罰法規を廃止すること」とを熟考して、早急に刑法堕胎罪を廃止すべきである。

《 関連法規 》

刑法第214条では、医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て堕胎させたときは、3か月以上5年以下の懲役に処せられる(業務上堕胎罪)が、母体保護法第14条に規定されている事由があるときは、中絶としてのこれを免れることができる。

母体保護法第14条

第1項 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

第1号 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがあるもの。

第2号 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの。

第2項 前項の同意は、配偶者が知れないとき、若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者が亡くなったときには本人の同意だけで足りる。

以前は優生保護法第14条によって、

本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性疾患又は遺伝性奇形を有する場合

本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性疾患又は遺伝性奇形を有する場合

本人又は配偶者がらい疾患(ハンセン病)に罹っているもの

の中絶も認められていた。

母体保護法第 14 条は、優生保護法第 14 条の 4、5 号を残したものである。4 号 (=母体保護法第 14 条 1 号) は 1949 年に追加された経済条項であり、当時の国情を反映したものである。

なお、指定医師の指定主体として規定されている医師会については、母体保護法を含む全ての法令において何ら措置されていないことから、それが何を指しているのかが法令上明確ではないが、現状においては日本医師会の実質的傘下団体たる都道府県の名を冠した医師会が、本規定に基づき、その権限を行使しているという状況となっている。

中絶論争に新たなる展開をもたらしたのはフェミニズム運動である。アメリカ最高裁のロウ判決(※)にならって、一部のフェミニストは中絶とは女性のプライバシー権であるとして自由化を推進している。すなわち、胎児は独立した生命体ではあるが、母親の胎内に帰属する低次の存在に過ぎず、本来の人間の生命権とは同等ではないと考え、よって、中絶とは「産む・産まない」の選択をする女性のプライバシーの問題であり、中絶の決定権を女性から剥奪する事は性差別であるという考え方である。この考え方に対しては、胎児は順調に成長したならば当然に生命権を取得する存在であるにも関わらず、その前段階だけを見て低次の存在であるとし、プライバシーの問題とする事について専門化の批判もある。一方で、1994 年に国連の人口開発会議で提唱されたリプロダクティブ・ライツを根拠に、中絶を許容する見方が世界では広まっている。

日本では、1970 年代「産む産まないは女性の権利」とするフェミニズムの主張は、障害者団体「青い芝の会」による激しい抵抗に直面することになった。これに対しフェミニストは「産まない権利」の行使には、胎児が障害を持つ可能性とは別の次元であるとする主張を展開したが、これに対し障害者団体は同意を示していない。

中絶に至る人の中には、妊娠したものの、社会的なバックアップを得ることができず、子供を育てる自信を失って中絶に至るケースがある。1973 年には、宮城県の菊田昇医師が中絶を希望してきた女性に出産を奨励し、子どものいない夫婦に斡旋していた事件が発覚したが、この赤ちゃん斡旋事件をきっかけに、生誕した赤ん坊を実親の戸籍に入れることなく養親の戸籍に入れて実子同様に扱う特別養子制度が設けられた。

現在日本では、母体保護法における中絶の要件は母体の生命・健康保護に限定されている。いわゆる「経済条項」による中絶は、健康を理由とした中絶に分類されているが、諸外国では一般的である先天的な異常など胎児に関する理由に基づく「胎児条項」は認められていない。なお、1970 年代に当時の厚生省が「経済条項」の廃止と「胎児条項」の導入を内容とした優生保護法の改正を 2 回試みたが、いずれも失敗している。

(※)…ロウ判決

テキサス州刑法の墮胎罪規定は、“医学的助言によって、母体の生命救済のために墮胎が行わ

れる場合”のみを処罰の例外としていた。

この事件は、未婚の妊婦ロウ(仮名)がテキサス州刑法の堕胎罪規定を違憲とする宣言的判決および同規定の執行差止めを求めるクラス・アクション(共通点をもつ全員のために1人または数人が代表して行う訴訟)をテキサス州北部地区連邦地方裁判所に提起したものである。

ロウは、妊娠の継続による生命の危険はないけれども、安全な診療条件で資格ある医師による妊娠中絶措置を州内で受けることを希望していた。

地方裁判所は、過度の広汎性と例外規定のあいまいさを理由に、テキサス州刑法の堕胎罪規定は違憲であると判決した。しかし、同規定の執行の差止めは認めなかった。

双方の飛越上訴を受けた連邦最高裁は、1973年1月、連邦憲法修正14条の適正手続条項違反を理由に、7対2の多数で、テキサス州刑法の堕胎罪規定を違憲とし、地裁判決を肯定した。最高裁は、以下のような妊娠中絶規制の基準を示し、それに照らして、テキサス州刑法の堕胎罪規定は広きに失するとした。

- ① おおむね前期の終わりまでの段階…人工妊娠中絶決定およびその実現は妊婦の主治医の医学的判断に委ねられなければならない。
- ② おおむね前期を経過した後の段階…母体の健康を保護するという利益を促進するために、州は、母体の健康に合理的な関係のある方法で、人工妊娠中絶措置を規制できる。
- ③ 生存可能後の段階…潜在的な人間の生命を保護するという利益を促進するために、州は、適切な医学的判断において人工妊娠中絶が母体の生命または健康を保護するために必要である場合を除いて、人工妊娠中絶を禁止することもできる。

[プライバシー権としての人工妊娠中絶決定権]

ロウ判決は、女性の人工妊娠中絶決定権を憲法上のプライバシー権として承認した。

まず、判決は、プライバシー権について次のように述べた。

「憲法はプライバシー権については明示的に述べていない。しかしながら、当裁判所は個人のプライバシーの権利、あるいはプライバシーの一定の領域または範囲の保障を認めてきた。……これらの判決は、次のようなことを明らかにしている。すなわち、“基本的”または“秩序ある自由の概念に含まれる”とみなされる人格権のみが、この個人のプライバシーの保障中に包摂されること。また、その権利は婚姻、生殖、避妊、家族関係そして子の養育と教育に関係する権利に及んでいること」
そして、判決は、女性の人工妊娠中絶決定権が憲法上のプライバシー権であることを、次のように明らかにした。

「このプライバシー権は、女性の妊娠を中絶するか否かの決定を包含するに十分な広がりをもつ」

その理由として、判決は、妊娠を中絶するか否かの選択が否定された場合に、女性に課せられる不利益を次のように列挙した。

「妊娠早期においても医学的に診断可能な特定の直接的障害がありうる。母になることや子どもが増えることは女性に苦悩に満ちた生活と将来を強いるかもしれない。心理的障害は差し迫っている。子どもの世話によって、精神的そして身体的健康に負担が加わる。また望まれざる子にかかわる不利益がすべての関係者にもたらされ、すでに心理的その他において子どもを世話することの

できない家族に子どもをもたらすことの問題がある。本件のような場合には、さらに未婚の母という困難と烙印が伴う」(Roe v. Wade, 410 U.S. 113 1973年 石井美智子「プライバシー権としての墮胎決定権」都立大法学会雑誌 19 卷 2 号)

Ⅲ. 墮胎罪と人口妊娠中絶

まず、墮胎罪について述べておく。日本では 1869 年に明治政府が墮胎禁止令を出してから、1880 年に旧刑法、1907 年に現刑法に「墮胎罪」が規定された。現刑法 29 章 墮胎の罪に、「(墮胎)第 212 条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、1 年以下の懲役に処する。」と規定されている。以下、関連条文として、「(同意墮胎及び同致死傷)第 213 条 女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、2 年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させた者は、3 月以上 5 年以下の懲役に処する。」、「(業務上墮胎及び同致死傷)第 214 条 医師、助産婦、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、3 月以上 5 年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させたときは、6 月以上 7 年以下の懲役に処する。」、「(不同意墮胎)第 215 条 ①女子の囑託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、6 月以上 7 年以下の懲役に処する。②前項の罪の未遂は、罰する。」、「(不同意墮胎致死傷)第 216 条 前条の罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。」と規定されている。

日本において、墮胎が刑罰の対象となったのは旧刑法(1880 年(明治 13)年)以来のことである。しかし、伝統的に東洋の古律に墮胎罪はなく、また江戸時代には一般人の墮胎行為は許容されていたこともあり、一般の犯罪意識は希薄であった。明治期を通じ、また大正から昭和へと進むにつれ、富国強兵のための出産奨励の政策をその背景として、次第に墮胎は厳しく禁圧されるようになった。ところが、第 2 次世界大戦の敗戦後は再び事情が大きく変化した。人口過剰(海外植民地の喪失、産業の崩壊、軍人の復員などにより引き起こされた)の圧力その他により、1948(昭和 23)年に優生保護法(現「母体保護法」)が成立し、「人口妊娠中絶」が広範囲で適法化された。特にその 14 条 1 項 1 号(現 2 号)により、「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」についてまで「人工妊娠中絶」が認められ、その結果、近年でも年間 50~60 万件以上に及ぶと推測される「中絶」はすべて適法とされ、他方において、「墮胎罪」の実際に適用される件数はほとんど皆無という状況が出現している。

以上のような現状も踏まえて、墮胎罪のうち少なくとも自己墮胎・同意墮胎については非犯罪化すべきであるという主張が広くなされている。子供を産むことは、養育のための重い負担を覚悟せねばならず、妊娠の継続自体、女性の身体的負担と自由の制限を長期にわたって伴うものである。これとの比較において、妊娠初期の胎児は必ずしもこれを超える法益とは言えず、一定の範囲内(例えば妊娠初期 3 ヶ月)で母親に子供を産むか産まないかの自己決定権が認められるべきだといっているのである。また、この問題については「もぐり墮胎」(*)の流行の危険との対比も重要な論点となる。

しかし、改正刑法草案(1974年)はこれらの論点に顧慮を示さず、営利目的での堕胎を加重処罰すると共に、自己堕胎、同意堕胎罪をともに存置している。これは生命尊重の基本姿勢を示すものと説明されるのであるが、それと何が比較衡量されるべきなのか、結局、堕胎罪によって実際には何を守ろうとするのかは不明であり、なお説得的でない。

このようにして、今現在も堕胎罪が存在していることをクローズアップさせたのが、1994年のカイロ会議であった。カイロ会議では多くの時間を人工妊娠中絶の是非の議論に費やした。バチカンを中心とするカトリック教諸国およびイスラム圏の国々が中絶に反対していた。先進諸国は中絶を認める方向で議論を進めていたが、日本政府は沈黙していた。なぜなら、日本には堕胎罪があったからである。日本の刑法は明治時代に制定され、欧米諸国の法制度を参考にしてつくられた。刑法は当時カトリックの影響の強かったフランスの刑法を参考にして制定されたため、堕胎罪が規定された。江戸時代までの日本では「間引き」などの風習があり、必ずしも堕胎を犯罪とするような感覚はなかった。しかし、1880年に規定された旧刑法で堕胎罪を制定し、1907年の改正刑法では法定刑が重禁固刑から懲役刑へと重くされた。堕胎罪の適用により実際に刑務所に入れられた人がいることは事実であり、堕胎を自分自身で行った女性本人(自己堕胎)、他人に依頼して堕胎した女性本人(同意堕胎)、および女性本人の同意を得て堕胎を行った者(例えば医師など)も対象であり、また、避妊具の提供や研究すらその対象であった。堕胎(中絶)の禁止とは避妊の禁止、という側面もあった。現在の刑法での堕胎罪(刑法 212 条～216 条)の主たる保護法益は胎児である、というのが法務省の説明である。つまり、日本の法律では、胎児の段階では法の主体あるいは対象とはならないからである。刑法では胎児は「全部露出」、つまり胎児が完全に母体外に出た状態が人であり、民法では胎児は「一部露出」、つまり胎児の一部が母体外に出た状態で人と認めている。このように一口に法律といっても、刑法と民法では、人の規定の仕方が異なる。したがって、胎児を法主体とすることには刑法上無理があるため、「法益」という概念を持ち出しているのである。

(※)もぐり堕胎…法令の網をくぐり、許可を受けずに無資格でひそかに堕胎をすること。

IV. 母体保護法 14 条について

母体保護法 14 条は一般法である刑法の 212 条に対する特別法にあたり、一定の制限を設けて「母性の生命健康を保護する」ことが図られている。

諸外国の人工妊娠中絶許容のスタイルは、大きく分けて 2 つある。1 つは、「適応モデル」というある一定の事由が存在しなければ中絶が許容されない法スタイルである。一般的に、このモデルは「期限モデル」よりも胎児の保護が図られる、とされている。もう 1 つは「期限モデル」である。これはアメリカ法が代表例であり、時間の経過に伴い母体にかかる負担に応じて、段階分けをするスタイルである。その結果、ある一定期間を過ぎると中絶は許されないことになる。その根拠が「一定時期を超過すると母体に危険が及ぶ恐れがある」とすることから、一般的に、このモデルは「適応モデル」よりも女性の保護を図ることを第一義としている。以上の 2 つがある。

日本では、法律で「適応モデル」を基礎におき、事務次官の通知により「期限モデル」を一部取り

入れた「期限の限定」がなされているといえる。すなわち、母体保護法を素直に解釈した場合、中絶する際は母体の保護を図ることを第一目的とし、たとえそのためであったとしても「妊娠満 22 週未満」でなければならない。このように解した場合、胎児の生命を尊重する以上、「中絶は女性の自己決定権である」とは観念できない。しかし、実務では「経済的事由」を広義に解することで、「妊娠満 22 週を超えている場合でない限り」、ほとんどの場合「経済的理由により母体の健康を著しく害する恐れがある」として大幅に中絶を認めている。そして、刑法 212 条は、妊娠満 22 週を超過してしまった場合に限り、例外的場面として適用される。これはすなわち、実務では「期限の限定」で事が運ばれていることを意味する。但し、アメリカ法のように中絶を「女性の自己決定権」と認めているわけではないことから、胎児の生命保護と女性の生命健康のどちらを優先させるのか、を非常に曖昧にしたまま中絶を認めている状態である。

i .母体保護法 14 条の問題点

まず、通説は母体保護法 14 条の規定は違法性阻却事由であると解しているが、これには同条の要件さえ満たせばその中絶は違法ではない、と国家が認めることになるという問題がある。胎児も母体内で一定期間を経ると、人間の完全体と同じ姿形をし、神経も脳も出来上がり、痛みを感じる客体となりうる。その客体を殺す際、子宮内で手も足もちぎれ頭蓋骨もバラバラにされ、母体外に出されることになる。自分がどこの誰であるかがわからなくても、神経と脳が形成されていれば痛みは感じることができる、というのは医学分野の専門家の意見が一致しているところである。そういったものを、本人(胎児)の同意もなしに殺すことを、要件を整えさえすれば「違法ではない」とすることには理由がない。一旦、違法性が推定された構成要件該当行為が例外として違法性阻却されることに関し、「憲法上の保護利益主体性」が認められている胎児の生命への侵害・危殆化行為を、国家が容易に違法性阻却判断するということは許されないのではないか、という問題である。

次に、上記にも書いた「適応モデル」と「期限の限定」にも問題がある。「適応モデル」の最大の問題点は、胎児の生命権との衝突をどう説明するのかである。社会的・経済的適応事由により、中絶が生命権に優先される根拠になりえないことは明らかである。倫理的適応事由に関しても、感情的には理解することができるのであるが、胎児は「自然とそこに存在したもの」であり母体を侵害し存在しているのではないため、胎児の生命権を侵害できるだけの強い根拠はない。さらに医学的適応事由も、胎児の存在により母親が死亡してしまう場合は除き(この場合、「緊急避難」として中絶が認められうる)、母親の健康を損ねる程度であれば、果たして胎児の生命まで奪うことが許されるのであろうか。母親が損なう健康の程度にもよるであろうが、少なくとも、一律に認められるべきものではないという考えがある。更に、「適応モデル」列举される適応事由は、違法性阻却事由と解する限り説得的ではないのではないかという考えもある。

「期限の限定」にも問題がある。「期限の限定」が厚生事務次官により通知されたのは、それが母体の生命を保護する趣旨からである。しかしそれでも、「妊娠満 22 週未満」とすることに一定の合理性は認められるものの、その恣意性は排除できない。医療技術が進化し、設備が整った病院においては「22 週」を超えても母体にとって安全な中絶が施術できることもあり、この制限は大きな障害となる。また、出産するつもりで妊娠満 22 週を過ぎてしまったが、突然養育能力が損なわれた場合

(例えば、頼りにしていたパートナーが失踪し、金銭的に工面がつかなくなってしまう場合等)、中絶が認められないとすれば当該女性にとって酷なこととなる。

V. 人工妊娠中絶における女性の権利

多産多死の時代には、人工妊娠中絶を求める女性は少なく、妊娠中絶禁止はそれほど大きな意味を持たなかった。しかし、医学・医療技術の進歩、公衆衛生の発達、家族思想の変化等の結果、多産多死を経て少産少死の時代に移るにしたがって、人口妊娠中絶は大きな社会問題となった。多くの女性たちが家族計画の手段として、人工妊娠中絶を求めるようになったからである。

人工妊娠中絶は、人になる可能性をもつ胎児の生命を破壊する行為であり、妊娠中絶が犯罪として禁止されることは、当然と言える面もある。また、第2次世界大戦後に至るまで人工妊娠中絶はまだ危険な手術であったため、母体の生命、健康を保護する目的からも、人工妊娠中絶は厳格に禁止されていた。

しかし、刑罰をもってしても、産みたくても産めない女性たちの人工妊娠中絶に対する切実な要求を抑えることはできず、危険なヤミ堕胎が後を絶たなかった。それに対し、資格ある医師によって適切な設備のある場所で行われる人工妊娠中絶が安全な処置となるにしたがって人工妊娠中絶禁止の不当・不合理が批判されるようになった。

さらに、権利意識に目覚めた女性たちが、子どもを産むか否かを自分で決める権利を主張し、妊娠中絶法の改正、人工妊娠中絶の合法化を要求し始めた。妊娠・出産・子育ては、身体的・精神的・人格的・社会的に重大な負担を女性に課す。女性が生き方を自律的に選択し、人格を自由かつ十全に発展させ、自己の幸福を追求し実現していくためには、自己の生殖をコントロールし、子どもをもつか否か、いつ、何人の子どもの生むかを女性が自由に決定できることが必要である。女性たちは、子どもを生まないという決定を実現する最後の手段として、人工妊娠中絶の合法化を求めた。

VI. 現代女性を取り巻く環境及び現状

i 中絶

不十分な避妊教育・サービス、男と女の間のジェンダーに基づく力関係などから、女性が望まない妊娠をするケースは多い。2005年の中絶件数は約29万件(表1)、中絶率(女性人口千対)は10.3%である(実際は届け出数を少し上回るだろうと推測される)。中絶は全体的には減少しているが、10代と20代では増加傾向にある(図1, 2)。その背景には、盛んな性産業と氾濫する性情報の中で、思春期および若者の性活動が活発になっていることがある。また、20代の未婚率の上昇も関係している。日本では婚外子の出生率はわずか1%しかないからだ。毎日新聞の調査によれば、既婚者の約3分の1は中絶を経験している。中絶費用も自己負担で、初期は約8~10万円、中期は約40万円にもなり、女性にとつ

ては大きな負担である。避妊同様、公的資金による援助が望まれる。

中絶は、法的には刑法墮胎罪（1907年～）で犯罪とされ、女性と医者が処罰される。しかし、1948年に優生保護法が条件付きで中絶を合法化し、以来墮胎罪は実質上休眠状態となった。優生保護法は1996年に一部改正・名称変更され、優生的文言と条項が削除された。現在は母体保護法と呼ばれる。改正後は「医学・経済的理由」または「強姦による妊娠の場合」が中絶の主な許可条件である。その他、医師の認定、夫の同意、妊娠満22週未満という条件を満たす必要もある。女性の年齢、婚姻関係は問われない。

中絶に対する罪悪感から、水子供養をする女性も多い。水子寺にとって水子供養は大きな収入源になっている。日本にも中絶禁止派があり、学校でビデオを配布するなどの活動を展開している。現在のところ、国会での中絶禁止派の力は、以前ほど大きくないようだ。

2000年3月、中絶手術の指定医である産婦人科医の団体が、減数手術（多胎妊娠の一部を消滅させる手術）の合法化を含む母体保護法の改訂案を発表した。しかし、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの保障という観点からは不十分であり、女性活動家の間では、墮胎罪と母体保護法を廃止し、避妊・中絶に関する新たな法案を求める声が起きている。

最近の厚生労働省の保健・衛生行政業務報告のデータによると、2005年度実施された人工妊娠中絶件数が28万9127件（前年比1万2456件減）と記録が残る1955年以降、初めて30万件を切り過去最低となっている。これは、母体保護法で都道府県知事への届出が義務付けられている妊娠22週未満の中絶件数が対象。件数が極少数にとどまる50歳以上を除き、すべての年代で前年より減少した。特に若年層で減少率が大きく、20歳以上は減少率が0.2～3.7%なのに対して、20歳未満は3万119件で前年より4626件、13.3%の減である。このうち、15歳未満は308件で対前年比148件、32.5%も減少している。

15歳～49歳の女子人口1000人あたりの人工妊娠中絶率も10.3%と過去最小となった。年齢別では20～24歳が19.6%と最も高く、20歳未満は9.4%であった。都道府県別では鳥取が15.9%で最も高く、奈良が5.8%で最も低い。

上記の結果について、少子化が長期的に続いている中で、最も出産しやすい年齢の女性の人口そのものが減少しているのが大きな要因ではないか、という専門家の意見がある。また、経口避妊薬（ピル）の利用率が高まっているほか、保険は適用されないものの、性交後に使用すると高い割合で妊娠を回避できる『緊急避妊ピル』の認知度が若い世代の間で広がっていることが、大きな要因ではないか、という専門家の指摘もある。

・平成17年度の人工妊娠中絶件数は289,127件で、前年度に比べ12,546件減少している。

「20歳未満」について各歳で見ると、「19歳」11,635件が最も多く、次いで「18歳」

8,236件となっている。

- ・人工妊娠中絶実施率（15～49歳の女子人口千対）は10.3となっており、年齢階級別にみると、「20～24歳」19.6、「25～29歳」14.5となっている。「20歳未満」について各歳でみると、「19歳」が17.2、「18歳」が12.5となっている。（表1、図1、図2）

表1 人工妊娠中絶件数および実施率の年次推移

	平成元年 年 (1989)	5年 (’93)	10年 (’98)	15年度 (2003)	16年度 (’04)	17年度 (’05)	対前年度	
							増減数	増減率 (%)
	件数							
総数	466 876	386 807	333 220	319 831	301 673	289 127	△12 546	△4.2
20歳未満	29 675	29 776	34 752	40 475	34 745	30 119	△4 626	△13.3
15歳未満	…	…	…	483	456	308	△148	△32.5
15歳	…	…	…	1 548	1 274	1 056	△218	△17.1
16歳	…	…	…	4 795	3 875	3 277	△598	△15.4
17歳	…	…	…	7 915	6 447	5 607	△840	△13.0
18歳	…	…	…	11 087	9 747	8 236	△1 511	△15.5
19歳	…	…	…	14 647	12 946	11 635	△1 311	△10.1
20～24歳	83 931	85 422	79 762	77 469	74 711	72 217	△2 494	△3.3
25～29歳	79 579	69 975	69 402	66 297	61 881	59 911	△1 970	△3.2
30～34歳	103 459	79 066	62 396	63 923	61 628	59 748	△1 880	△3.1
35～39歳	111 373	76 121	57 122	48 687	46 878	46 038	△840	△1.8
40～44歳	54 409	42 412	26 855	20 950	20 067	19 319	△748	△3.7
45～49歳	4 237	3 954	2 823	1 853	1 666	1 663	△3	△0.2
50歳以上	72	58	45	28	16	28	12	75.0
不詳	141	23	63	149	81	84	3	…
	実施率(年齢階級別女子人口千対)							
総数	14.9	12.4	11.0	11.2	10.6	10.3	…	…
20歳未満	6.1	6.6	9.1	11.9	10.5	9.4	…	…
15歳	…	…	…	2.4	2.1	1.7	…	…

16 歳	7.3	6.1	5.3
17 歳	11.8	9.8	8.7
18 歳	15.7	14.5	12.5
19 歳	19.9	18.4	17.2
20～24 歳	19.5	17.8	17.7	20.2	19.8	19.6
25～29 歳	20.4	16.8	14.5	14.8	14.4	14.5
30～34 歳	26.4	20.4	14.9	13.3	12.7	12.3
35～39 歳	23.5	19.2	14.7	11.6	10.9	10.6
40～44 歳	10.8	8.3	6.8	5.4	5.1	4.8
45～49 歳	0.9	0.8	0.6	0.5	0.4	0.4

〈厚生労働省大臣官房統計情報部 平成 17 年度 保健・衛生行政業務報告〉

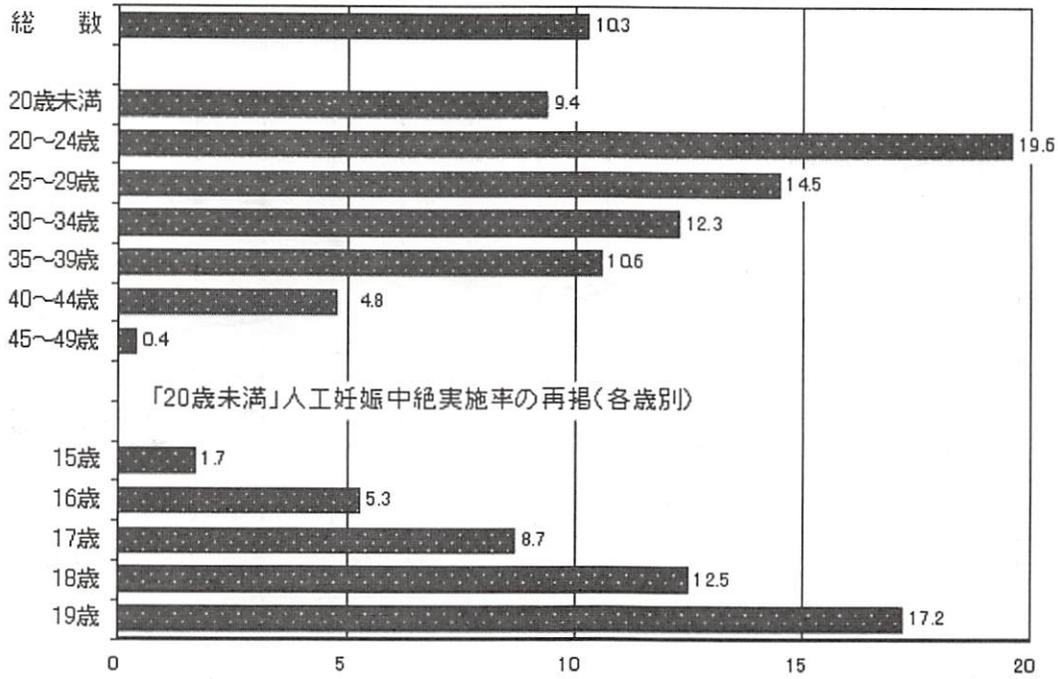
注：1) 「母体保護統計報告」により報告を求めている平成 13 年までは暦年の数値であり、「衛生行政報告例」に統合された平成 14 年からは年度の数値である。

2) 「20 歳未満」の各歳は、平成 15 年度に報告を開始した。

3) 実施率の「総数」は、15～49 歳の女子人口千対。(15 歳未満・不詳の人工妊娠中絶件数を含むが、50 歳以上の人工妊娠中絶件数は除く。)

4) 実施率の「20 歳未満」は、15～19 歳の女子人口千対。(15 歳未満の人工妊娠中絶件数を含む。)

図1 年齢階級別にみた人工妊娠中絶実施率（年齢階級別女子人口千対）平成17年度



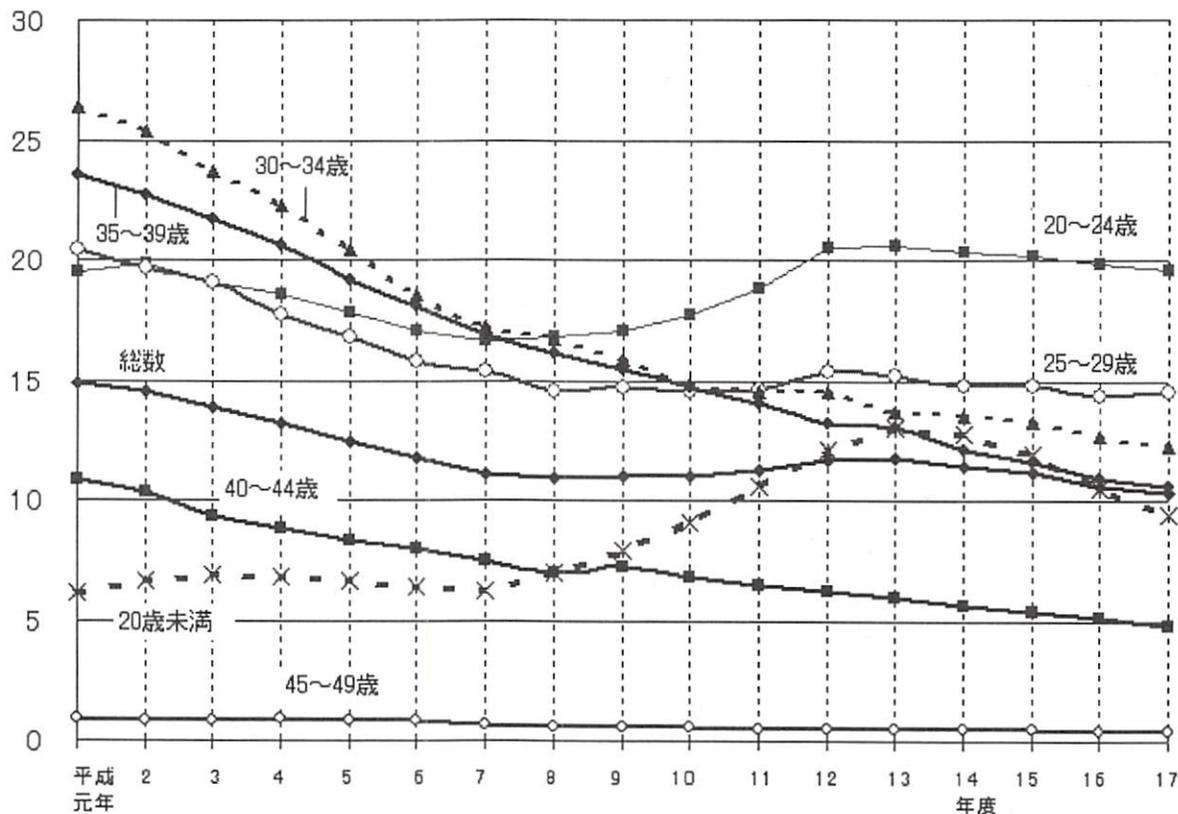
〈厚生労働省大臣官房統計情報部 平成17年度 保健・衛生行政業務報告〉

注：1) 「総数」は、15～49歳の女子人口千対。（15歳未満・不詳の人工妊娠中絶件数を含むが、50歳以上の人工妊娠中絶件数は除く。）

2) 「20歳未満」は、15～19歳の女子人口千対。（15歳未満の人工妊娠中絶件数を含む。）

図2 年齢階級別にみた人工妊娠中絶実施率（年齢階級別女子人口千対）の年次推移

各年(度)



〈厚生労働省大臣官房統計情報部 平成17年度 保健・衛生行政業務報告〉

注：「母体保護統計報告」により報告を求めていた平成13年までは暦年の数値であり、「衛生行政報告例」に統合された平成14年からは年度の数値である。

ii 産みたいのに産めない環境

統計によると、日本ではわずかだが実際より理想子ども数が多い。理想子ども数をもたない理由の一番は、教育費など子育ての経済的負担である。その他、育児の精神的・身体的

負担が重い、仕事と子育ての両立が難しいという理由も多い。政府は男女共同参画社会の推進をうたっているが、「男は仕事、女は家庭」といったジェンダー・バイアスの意識は、被雇用者の4割が女性である今も変わっていない。育児休業制度（1991年～）を利用した男性は、まだ1%未満である。政府は、保育所の拡充、子どもの病気休暇の保障など、仕事と育児の両立支援策と同時に、ジェンダーバイアス意識の変革を一層推進していく必要がある。

iii. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (RH/R)

RH/Rは、一般には、RHは「性と生殖に関する健康」、RRは「性と生殖に関する権利」と日本語に訳されているが、日本語自体にわかりにくいところがあり、どうわかりやすい日本語で表現するかはいまだに課題である。RH/Rは、1994年にカイロで開かれた国連主催の国際人口開発会議で提唱された概念であるが、「性や妊娠・出産（生殖）にかかわることを、人口政策・優生政策や宗教、家父長制、道徳で支配・管理するのではなく、個々のカップル、特に妊娠する機能をもつ女性の健康として位置づけ、その健康を生涯を通し権利として保障すること」といった表現に要約される。国連の文書ではRH/Rをどう定義してきたかという、そもそも健康の定義はWHOが「単に疾病や障害がないというだけでなく、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態にあること」としており、世界的に共通認識として理解されている。なお、WHOは同時に「健康は基本的人権である」(Health as a basic human right)と謳っている。健康すなわち権利であり、健康と権利は不可分なものであることが明確に定義されている。

RH/Rが国際的に市民権を得たのはカイロ会議であるが、それに先立ちWHOが1980年代の後半にRHの定義をしている。WHOのRHの定義では、5つの大きなポイントが挙げられている。ここで注目すべきは、このようなRHの定義がWHOによってなされる過程で、WHOが女性の健康のために運動しているフェミニストと何回か対話を持っていることである。WHOの考えの中に、フェミニストの女性たちの考え方が反映されている。

カイロの国際人口開発会議で、179カ国の政府代表が賛同した行動計画が採択され、その中でRHとRH/Rの定義がなされている。国際人口開発会議は名称が長いので、通称カイロ会議、またはICPDと呼ばれるが、カイロ行動計画の7.2でRHが定義されている。注目すべき点は、RHに性に関する健康も含まれるとある点である。RH/Rはリプロダクション（生殖）にとどまらずセクシュアル・ヘルスも含まれる。7.3の項目ではリプロダクティブ・ライツが定義されている。重要な点は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数を「責任を持って自由に決定できる」こと、そのために必要な情報や手段を得ることが基本的な権利と明確に謳われていることである。この権利にはいかなる差別も強制も暴力も介入してはならないということが同時に謳われている。RH以外の定義がなされている7.6では、ただ単に家族計画にとどまらずに、広範囲にわたって網羅されている。「家族計画のカウンセリング・情報・教育・コミュニケーションとサービス；出産前のケア・安全な出

産・出産後のケア、授乳、乳児と女性のヘルスケア…（中略）…生殖器系感染症の治療；性感染症…（中略）…人間のセクシュアリティ」等々がこの中に含まれている。

カイロ会議においては人工妊娠中絶（以下中絶）の問題が多く議論された。RH/R が中絶を推進する考え方であるという解釈がなされることがあるがそうではない。8.25 を見ればわかるように、世界では危険な中絶が大変多く行われており、そのために多くの女性が命を落とし健康を害しており、そのような安全でない中絶を防ぐことが女性の健康に寄与することであり、女性の公衆衛生の問題であるという観点から行動計画では中絶に取り組んでいる。

カイロ会議で謳われた RH/R は翌年 1995 年に北京で開かれた第 4 回世界女性会議でも再確認され、RH/R は女性の基本的な人権であると明確に謳われた。さらに、中絶に対する懲罰的な措置を見直すことという文言も北京会議で採択された行動綱領に謳われている。

なぜ RH/R がカイロで提唱されたのかということについて、背景には大きく 3 つの要因があると考えられる。

まず一つは「国によるトップダウンの人口政策に対する見直し」が起きたということ。人口政策に関しては、1950 年代後半からアジアの途上国における人口増加、人口爆発の問題が地球規模で議論されるようになった。当初人口問題はそれぞれの国の主権の問題であると消極的な態度をとっていた国連がこれは地球規模の課題であるということから、1960 年後半以降、人口援助（人口問題解決に対する援助）を開始した。多くの先進国が支持し、日本政府も 1969 年以来、民間団体である国際家族計画連盟（IPPF）への援助から始まり、1971 年以降、国連人口基金への援助を毎年続けている。地球規模で「人口抑制」のための様々な政策・プログラムが推進された結果、トップダウンのため、個々のカップル、特に女性の自由意志による避妊・不妊手術といった面が大変に軽視されるようになった。今の言葉で言えば、個々のカップル・女性のインフォームド・チョイスがない状態で避妊薬や避妊具が配布され、女性の体に放り込まれるといった現象が起きた。その結果、様々な副作用に悩まされる女性が出てきた。そして、強制的、半強制的、時にはお金や物と引き換えに避妊や不妊手術が推進されたため、それに対する人々の反感が強まってきた。もっとも象徴的な一例は、1977 年にインドで（当時はインディラ・ガンジー首相〈女性〉）、何千という大規模な強制不妊手術が行われた（男性も対象となった）ことに対して人々が強硬に異議を唱え、ガンジー政権が倒れる一因となったことがある。この例に見るように、頭ごなしに人口政策を行うことは人々の反感こそ招くけれども、本当の意味で家族計画を人々の間に浸透させ、その結果女性の健康の向上・子どもの健康に寄与することにはつながらないのではないかという反省・見直しが起きてきた。

二つ目の背景は女性と健康運動と言われるが、いつ何人子どもを産むか産まないかは妊娠する体を持つ女性自身に最終決定権があるという主張が世界的な規模で女性たちの間から出てきた。代表的な標語としては、「私のからだは私自身（Our bodies are ourselves）」というアメリカの女性から発したスローガンがある。更には、1984 年のメキシコシティで

の第2回国際人口会議で女性たちが独自に会議をもち、人口政策を決めるのは女性たち自身だというようなスローガンも掲げられた。このような女性の運動が強力に推進されてきたことが RH/R の提唱につながる大きな要因としてあったと思われる。「私のからだは私自身」という体の自主権を唱える運動は、歴史を紐解くと20世紀初頭のアメリカのマーガレット・サンガー氏が、日本では加藤シヅエ氏等がパイオニアで産児調節運動を推進してきたことに源泉がみられる。

三つ目の要因としては、HIV/エイズや女性に対する暴力など性にかかわる問題が妊娠・出産の調節にとどまらないということに対する認識が起きてきたということである。カイロで RH/R が定義される前に WHO が RH を定義していたことを申し上げたが、この時 WHO はすでに女性性器切除 (FGM) を含めて多岐にわたる性と生殖にかかわる問題に注目している。このような背景を経て、カイロで RH/R が提唱されたわけであるが、この間のプロセスを要約すると大変大きなパラダイムシフトが起きたということが言える。第1回、第2回の人口会議では、主に国家レベル (マクロレベル) で「人口抑制」をどう推進するかということ、経済・開発とのからみでどうするかという問題が話し合われたが、カイロの会議ではマクロではなくミクロに (国家から個人へ) 視点を移そう、別の言い方をすれば、管理から権利へ、統計から健康へ、強制・半強制から選択の自由へというパラダイムシフトが起きたということが言える。その結果カイロ会議は RH/R がもっとも重要なキーワードとして提唱されただけでなく、両性間の平等・公平や女性のエンパワーメントといった問題も大変強く謳われた。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは「リプロダクティブ」がヘルスとライツの両方にかかっている。RH/R は性と生殖の問題に対して人権に基づいたアプローチをすること、もう一つはライフサイクルの視点に立ったアプローチであることである。RH/R はこれまでの家族計画や母子保健と同じではないかと理解されることがあるが、RH/R は家族計画、母子保健にとどまらずにライフサイクルを通して性と生殖の問題を考えていくということであり、家族計画や母子保健より広い概念である。家族計画や母子保健と全く同じことであるのであれば RH/R という新しい言葉は必要なく、新しい概念が登場したから新しい言葉が必要となり、それが RH/R であったということである。RH/R は男女ともにかかわる問題であるが、妊娠する体をもつ女性にとってははるかに重要な問題と言える。今地球の人口約64億人の半分は25歳未満の若者人口と言われている。いかに思春期の性と生殖にかかわる問題が重要であるかがわかる。

また、歴史的にみて、国の人口政策や優生政策、宗教や男性中心の道徳が女性の体と性を管理・支配してきた傾向が見られ、現在でも続いている。具体的には、当事者の自由意志に反した避妊や不妊手術、中絶、性暴力、女性性器切除、あるいは名誉殺人 (一家の女性が家父長の承諾なしに男性と会った、レイプに遭った場合、一家の名誉を汚すこととして実の父親など一族の男性が女性を殺してしまう) という形で出てきた。このような状態が続く限り女性が自分の体、人生の主人公にはなれない。そこで、女性自身が自分の体、

人生を自分自身の手に取り戻そう、私の体と性は私自身のものと主張する、これは選択の自由が保障され、責任ある自己決定権が実施可能になって初めて成り立つことであるが、このような形にもっていくことがリプロダクティブ・ライツの一番核にある考え方である。そして、女性の健康と権利が重要視されていることの理由としては、妊娠可能年齢（15～44歳）にある男女の疾患を見てみると、女性の場合には男性には起こりえない妊娠・出産を原因とする疾患が18%もあり、約5分の1を占めていることが挙げられる。世界中で52万9000人が妊娠・出産が原因で亡くなっており毎分1人に相当する。HIVや性感染症に関しても、女性の場合は男性と比べ生殖器が体の奥深く入っており、政治的・社会経済的・文化的に弱い立場に立たされているために、より重篤な症状が現れている。

別の見方では、女性と男性には生物的性差があり、女性だけが妊娠・出産、あるいは中絶をする。加えて社会的・文化的性差が存在する。これは私たちが生まれた後に育つ過程の中で作られていく性差であり、英語ではジェンダーと呼ばれており、それに対して生物学的性差はセックスと呼ばれる。ジェンダーの問題が重要であり、国際社会ではジェンダーの主流化があらゆる場で強調されている。バイアグラが認可された時のジャパンタイムズの風刺画は、日本社会におけるジェンダーバイアスを象徴的に表している。バイアグラが認可された時には、ピルは認可されていなかった。バイアグラはたった半年で認可されたが、対してピルは1999年まで10年以上を経てようやく認可されたという経緯がある。

カイロ会議以降の日本における変化については、ピル、子宮内避妊具（IUD）、女性用コンドームが1999年に認可された。カイロ会議の一つの成果である。それに先立ち1996年には、中絶と避妊手術を条件付で合法化していた優生保護法の改正が行われ、法律の名前も変わり現在は母体保護法となっている。こういった動きに加えて、国会でもRH/Rを巡る質疑応答がさかんに行われるようになり、国会の文書の中にもRH/Rの推進が明確に謳われた。

「国会および政府文書の中のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ」にあるように、1995年、1996年、そして2000年と付帯決議がなされた。他の政府文書では、1996年の「男女共同参画2000プラン」でもRH/Rの推進普及が謳われ、1998年の『厚生白書』でも同様にRH/Rの文言が使われている。国際協力の分野でもRH/Rのプロジェクトがベトナム等で行われている。また、性教育をめぐる様々な議論が起きているが、文部科学省が平成11年に学校における性教育の考え方・進め方についてガイドラインを出している。毎年版を重ねているが、平成16年版の冒頭に出てくる学校における性教育の基本的な考え方の中にRH/Rが明確に謳われている。

RH/Rがカイロ会議で提唱されるに至るまでにたくさんの布石があった。一番古くは1968年に世界人権会議がテヘランで開かれたが、その時、すでに産むか産まないかの選択についての言及がなされている。この時点ではまだ両親の権利という謳い方をしていた。それが1974年の第1回目の政府間の世界人口会議では個人およびカップルの権利というように変わった。1979年の女性差別撤廃条約では「女性は、産む産まないの選択および情報・教

育・手段の入手に関し男性と同一の権利を持つ」というように表現がさらに進歩した。これら以外にも様々な会議を経て、カイロ会議、北京会議に至るが、北京会議の後もカイロ会議が5年目、10年目を期してのレビューの会議が開かれ、北京会議の5年目のフォローアップ会議、2000年にはミレニアム・サミットが開かれミレニアム開発目標（MDGs）が謳われている。

中絶の合法化の流れは1960年代頃から世界的に始まったが、「中絶の合法化を促した4つの視点」は、RH/Rの考え方にも合致するものである。これらの視点は「女性の自己決定権」を尊重しようという認識が広がってきたこと、中絶は多くの女性の健康にかかわる「公衆衛生」であるとの認識、安全な中絶を受けられるか受けられないかが貧富の差によって分かれてしまうことがあってはいけないという「社会的公正」の認識、「医学の進歩」により初期中絶であれば出産よりは安全であるという明確なデータが出ている、という4つである。

中絶を禁止するとどういことが起きるかについて、ルーマニアの例では闇で中絶が行われるようになるため、いったん中絶の数がぐっと減っているが、結局女性の死亡が増えていく、しかし中絶を禁止したからといって出生率は上がらないという相関がわかる。（財団法人 ジョイセフ（家族計画国際協力財団）資料より）

iv. 男性の中絶に関する権利（判例）

日本人のものではないが、最近の新聞に載った判例について、以下のような記事があった。

前例のない「父親にならない権利」 裁判所が認めるのは望み薄

コンピューター・プログラマーの米国人男性はある日、ガールフレンドから妊娠していると通告され、頭を抱えた。子どもはまだ持ちたくなかった。結局女性は子どもを産んだ。男性は、養育費を拒否したため、女性によって裁判所に訴えられた。結果は男性の敗訴だった。しかし、男性はこれに反発し、男性にも女性に子どもを産ませない権利があると主張してこのほど、裁判所に逆に訴えを起こした。ただし、ほとんど勝ち目のない訴えで、本人もそれを自覚、問題を提起するための訴訟だと言い切っている。（ベリタ通信＝荻田保）

この男性は、ミシガン州のマシュー・ドゥベイさん（25）。男性の権利向上を主張している活動団体「男のためのナショナル・センター」が、ドゥベイさんの代理となって訴えた。同団体は、男性が望まない出産については養育など責任を拒否できるなどと10年近く、活動を続けている。

米シカゴ・トリビューンなどによると、ドゥベイさんが当時のガールフレンドから妊娠を告げられたのは2004年秋。これには驚いた。なぜなら女性は避妊を施しており、妊娠はあり得ないとドゥベイさんに告げていたからだ。ドゥベイさんもまだ子どもを持ちたくなかった。しかし、女性は中絶を拒否し、結局女の子が生まれた。養育費を求めて女性は裁判所に訴えを起こした。その結果、ドゥベイさんは毎月500ドル（約5万8000円）の養育費の支払いを裁判所から命じられた。

ドゥベイさんには、女性にだまされたとの思いが残り、こうした男性の支援を行っている「男のためのナショナル・センター」のメンバーになった。同団体は、今回の訴えについて、「男性にも女性と同様に、子どもを持つかどうかを決定する権利が与えられるべきだ」と主張している。

“父親にならない権利”を主張する裁判は前例がないが、現行の判例上からは、ドゥベイさんたちの意見が通る可能性は小さいとみられている。

なぜなら法律の世界では、子どもを産むかどうかは女性の「選択」に委ねられているからだ。米連邦最高裁は1973年に、女性には中絶の権利があると判示している。また子どもが経済支援を受ける権利に関しても、父親がどう反論しようとも、覆すのは困難になっている。

全米女性法律センターのマルシア・グリーンバーガー代表は、「米国には首尾一貫した方針が存在する。一方の相手がだましたりしようと、子どもが生まれたからには、二人の親が責任を持つ必要がある」

また妊娠しないという女性の言葉を信用したのは、男性の責任だと指摘。妊娠がいやなら、性行為をあきらめるか、自ら避妊をする方法があったとはず、と述べている。一方、人工授精をめぐる幾つかの訴訟では、男性の父親にならない権利が、裁判所から認定されている。女性が保存していた受精卵を使って妊娠を望んだものの、男性はこれに反対。結局裁判所は男性の言い分を認める判断を示している。

シカゴ・ケント・カレッジのキャサリン・バーカー教授は、「父親にならない権利は、人工授精では認められているが、通常の伝統的な妊娠のケースでは認められていない。これはやや奇妙な感じもする」と、話している。（「日刊ベリタ」2006年03月15日掲載）

この記事を見ても、人工授精の場合を除いては、先進国（特にアメリカ）では中絶に関する女性の自己決定権がとても重要視され、守られていることがわかる。

VII. 改善案

中絶という行為は、直接的には女性のみが抱える問題である。よって、そこに付随する決定権等の権利全てに関し、女性を重視して考え、規定をしていくべきではないだろうか考える。

その具体案として、1 つ目に刑法の墮胎罪を廃止する方法があげられる。女性のリプロダクティブ・ライツ〈性と生殖に関する権利〉は、世界各地の女性運動から発した概念である。私はこれを、「女性が人口政策・優生政策に利用されることなく、子どもを持つか持たないかを誰からも強制されることなく決定できること」と考え、「性と生殖に関する女性の自己決定権」と考える。近年、とくに 1994 年カイロ会議以降、国際社会はさまざまな問題の解決にあたって、女性のリプロダクティブ・ライツを考慮するようになってきている。カイロ国際人口・開発会議行動計画、北京世界女性会議行動綱領にはそれが反映された。母体保護法を見直すにあたってこの視点は重要である。

女性差別撤廃条約の 16 条 (e) には「子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利」を謳っている。また、第 7 条 (g) には「女性に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること」と明記されている。更に、北京行動綱領 106 (k) は、「違法な妊娠中絶を受けた女性に対する懲罰措置を含んでいる法律の再検討を考慮すること」としている。これらの国際条約・文書が言っているのは、「女性の性と生殖に関する権利」の尊重には、避妊・出産・中絶・不妊手術のいずれも強いられてはならず、産む・産まないの選択・決定をするのに必要な情報および手段が、提供されなければいけないということである。そして、妊娠中絶が刑法によって処罰されてはならないということである。これは、わが国において、刑法墮胎罪の廃止を意味する。条約・文書を批准したわが国が、その検討すらしていないことは非常に問題なのではないだろうか。

刑法墮胎罪は女性と施術者を処罰の対象とし、戦前の人口増加政策のもとで女性を苦しめ、今も、生殖を人口政策に組み込む役割を果たしています。女性の人権を視野に入れるならば、墮胎罪の廃止が必要である。条約・文書を批准した日本が、その検討をしていないことは問題であり、早急に検討すべきである。そして、墮胎罪の廃止が達成されるまでの間は、医師の認定・配偶者の同意なしで妊娠中絶ができる期間として、現行母体保護法の規定（22 週未満）が維持されるべきであると考えます。

2 つ目に、配偶者の同意・親権者の同意は、法律で義務づける必要はないということが挙げられる。子どもを産むか産まないか、その決定は女性に委ねられることである。産まないことを選ぶ場合には、まず避妊に関する情報と手段が十分に提供されている必要がある。妊娠中絶についても、偏りのない情報が提供されていなくてはならない。これらの前提の上で、カップルや家族での話し合いや助け合いは、個々の関係において行われるものであり、法が同意を義務づける問題ではないのではないだろうか。配偶者の同意が必要とされているために、不本意な性交によって妊娠した女性が、その相手に中絶の同意を求めねば

ならず、二重に傷つけられる場合もある。成年か未成年か、また妊娠週数にかかわらず、中絶手術における配偶者や親権者の同意を、法律が義務づける必要はないのではないだろうか。

「性・生殖の自己決定権」(Reproductive Right)とは、「セックスする・しない」「子どもを産む・産まない」ことについて、自己決定していく権利をいう。この権利は、他人が介入できない女性の基本的人権である。このことは、上記にもあるように、女子差別撤廃条約において確認されている。この条約は、男女の平等を基礎として、つぎの事を確保するとして、「子の数及び…決定する同一の権利(16条e)」を定めている。日本は、1985年にこの条約を批准している。

子を産む権利、子を産まない権利は、女性の基本的人権であるという視点から、母体保護法の第3条及び第14条1項が問題になる。すなわち、第3条1項は、不妊手術について、第14条1項は、人工妊娠中絶について、「配偶者の同意」が必要であるとしている。これにより、配偶者の同意がない限り、不妊手術や人工妊娠中絶をすることができない。それは、子を産む権利、産まない権利という基本的人権を侵害することになる。性・生殖の自己決定権が、女性の人権として社会的認知を得ようとしている。しかし、母体保護法は、中絶について「配偶者の同意」を条件としている(14条)。これは、性・生殖の自己決定権と矛盾する。

以上が、配偶者の同意・親権者の同意は、法律で義務づける必要はないと考える理由である。

更に、今後の人工妊娠中絶の現状を改善していくにあたり、女性の自己決定権の確立とともに、以下のことが必要であると考えられる。

私たちが「性と生殖に関する女性の自己決定権」の主張で求めているのは“親になるかならないか”を選べることであって、胎児の性別や障害のあるなしで“子どもを選ぶ”ことではない。母体保護法の前身である優生保護法は、障害者を「不良な子孫」と見なしてその「出生を防止する」という目的をもっていった。妊娠中絶を罰する墮胎罪と、健康な子の誕生だけを求める優生保護法は、障害者や女性の人権を侵害し、苦しい立場に立たせてきた。96年の改正で優生思想の条文が削除されたが、このとき政府・厚生省は優生思想への反省を表明することなく、母体保護法のもとでも障害者を排除する思想は、生き続けている。妊娠・出産・子の成長の過程にはさまざまなことが起こる。いつ誰にでも、病気や障害をもつ子の親となる可能性がある。その前提に立ち、どのような場合にも子どもの誕生が歓迎され、差別を受けることなく育児が支援されることが、「性と生殖に関する女性の自己決定権」の保障に欠かせない条件の一つである。反対に、病気や障害があってはならない不幸と見なされるのであれば、親になろうとする女性に不安を与え、障害児の誕生を回避させる圧力となる。強制をとまわず「胎児条項」の形がなくても、女性の選択が障害者排除へと誘導されるのであれば、それもまた優生政策であり、「性と生殖に関する女性の自己決定権」を侵害する。

子どもを産まない・産めない女性や、障害者に対する偏見と差別をなくすこと、障害者がその性と生殖を疎外されないこと、偏りのない情報と手段が年齢や障害のあるなしで制限されることなく提供されること、これらが整ってこそ自己決定は成り立つ。生殖に関わるこれからの法律は、現にある差別をなくし、新たな差別や支配をつくり出すことなく、女性の自己決定権を保障するものでなくてはならない。

また、未成年者の中絶の防止にも力を入れるべきである。20歳未満の未成年者の中絶が年々増加している。未成年者の中絶の防止のためには、国及び地方公共団体、学校教育機関、保護者等が三位一体となって取り組まなければならない。これについて、つぎの施策が考えられる。

- ① 国・地方公共団体は医師・助産婦による「避妊指導マニュアル」を作成し、広く学校や家庭に配布する。
- ② 国・地方公共団体は妊娠・避妊・中絶についての情報を提供していく。
- ③ 国・地方公共団体は保護者に対し、未成年者のための性に関する学習書を作成し、配布する。
- ④ 避妊方法を含め、学校の性教育を充実させる。
- ⑤ 避妊や中絶についての相談体制の整備

また、母体保護法の周知徹底も必要である。母体保護法は、市民にあまり知られていないため、これについても、地方自治体による周知徹底が必要である。

最後に、現在、生殖補助医療技術の発展はめざましく、次々に新しい技術が開発され、様々な問題を生じさせている。そのような現状において、社会の風潮や、環境も大きく変化している。男女平等の価値観や、家族に対する価値観も、現代の状況に沿った男女平等社会の考えを基準にするのであれば、女性の権利についての価値観も大きく変えなければならない。そのことを前提に、母体保護法は、中絶を望む女性にとって社会に引け目を感じることなくその行為をするためのものではないだろうか。だとすれば、その存在意義は大きく、そこに規定されている条文の中身で女性の負担は大きく左右される。そのことを念頭に、今後もう少し上記のように女性の権利を考えた内容に変えていく必要がある。また、墮胎罪との矛盾点の問題について、どちらを残すのか、あるいは両者をどう共存させていくのかを早急に考え、改善していく必要があると考える。

謝辞

本論文を進めるにあたり、多くの方々の御指導、御鞭撻を賜りました。

お忙しい中、貴重な時間にもかかわらず御指導ならびに御教示を賜りました柿崎環先生に深く感謝致します。また、論文指導から制作まで多岐にわたり御指導いただいた吉村英子先生、中林美恵子先生その他多くの先生方に心から感謝致します。

研究に関して良き相談相手でありました友人の坂本さんにも深く御礼申し上げます。

最後に、これまで私をあたたく応援してくれた両親、友人に心から感謝致します。

【 参考文献 】

- ・ 「現代刑法入門」 浅田和茂・内田博文・上田寛・松宮孝明 著 有斐閣アルマ 2004
- ・ 「新版 女性のための法学」 中川淳 編 世界思想社 1994
- ・ 「母体保護法とわたしたち」 齊藤有紀子 編 明石書店 2002
- ・ 「人工生殖の法律学 ―生殖医療の発達と家族法―」 石井美智子 著 有斐閣 1994
- ・ 「司法における性差別」
日本弁護士連合会・両性の平等に関する委員会・2001 年度シンポジウム実行委員会 編著
明石書店 2002
- ・ 「事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス」
第二東京弁護士会・司法改革推進二弁本部・ジェンダー部会・司法におけるジェンダー問題
諮問会議 編 明石書店 2003
- ・ 「財産・共同性・ジェンダー ―女性と財産に関する研究―」
財団法人東京女性財団 発行 1998
- ・ 「戦後日本の女性政策」 横山文野 著 勁草書房 2002
- ・ 「女性をめぐる法と政策」 高橋保 著 ミネルヴァ書房 2004
- ・ 「生命の刑法学」 上田健二 著 ミネルヴァ書房 2002
- ・ 「ジェンダー法学」 浅倉むつ子 監修 不磨書房 2003
- ・ 「法女性学」 金城清子 著 日本評論社 1992
- ・ 「新・生活と法」 平野武・平野鷹子 著 法律文化社 2006
- ・ 「世界人口白書」 国連人口基金 1997・2000・2003 年
- ・ 「財団法人 ジョイセフ (家族計画国際協力財団)」
http://www.joicfp.or.jp/jpn/whats_joicfp/index.shtml
- ・ 「厚生労働省ホームページ」 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・ 「日刊ベリタ」 <http://www.nikkanberita.com/>

女性の健康者集団における、アダルトチルドレン予備軍の調査

～ニートから抜け出す方法を探る～

久松 美奈子

要約

近年、若者の間にアダルトチルドレンやニートが増えている事が問題となっている。働く若者が減少することは、労働力の低下を招き、将来には日本経済を低下させることが指摘されている。アダルトチルドレンと、現在世間を騒がせているニートは、何か共通点があると考え、健康者集団の中に、どれぐらいのアダルトチルドレン予備軍がいるのか跡見学園女子大学の学生を対象にアンケート調査した。

その結果、18～23歳の健康者の中には、アダルトチルドレンになりやすい傾向を持つ人がいることが解った。さらに、アダルトチルドレンについて調べたところ、現在世間を騒がせているニートはアダルトチルドレンが進化したもの見ることが出来ることが解った。今、日本社会が、抱えている「ニート」の現状を調べ、「アダルトチルドレン」のアンケート集計結果をもとに、ニートまたはアダルトチルドレンから抜け出す方法を調べた。いずれも、病気ではないことは明らかで、何かのちょっとしたきっかけや、周りの人の助けにより、アダルトチルドレンやニートから抜け出せることが解った。

1. はじめに

私は、就職活動をするにあたって、「なぜ就職をしなければならないのか」「就職をしなければならない意味」などを考えていたとき、東京大学が発表した学生生活実態調査の記事を目にした。それは、「自分がニートか、フリーターになるのではないかと考えている学生が3割」ともいう記事であった（毎日新聞 2006/12/16）。この記事を見て、以前、大学の社会学の講義で勉強したアダルトチルドレンを思い出した。ここ数年前から、テレビや雑誌で虐待や不登校が公になり問題になっているが、そこから発生しているニートが、アダルトチルドレン（A・C）と類似点が非常に多いように感じたからである。このような現実を、見過ごして良いのだろうか。そのような事から私は、一見、普通に生活をしている私達の周りにも、ニートあるいはアダルトチルドレンの予備軍がいるのではないかと感じた。そこで、跡見学園女子大学の学生に協力をしてもらい、アダルトチルドレン

予備軍調査を実施した。その、アンケート調査の結果をもとに、アダルトチルドレンとニートの関係性を探った。

2、調査方法と対象

アダルトチルドレンの予備軍を調べる為に、吉村英子教授の生理学と総合科目の履修生、および学内で協力してくれた女子学生60人を対象に、日本アダルトチルドレン協会（以下JACA）が公表しているアダルトチルドレンの特徴について、アンケート形式（表1）で調査をした。

表1 アンケート

このアンケートは、卒業論文の研究として使わせていただきます。ご協力をお願いします。まず、ご自身の事についてお伺いします。下線に記入し、また該当するアルファベットに○を付けて下さい。

○年齢は _____歳

○ 家族との同居の有無

a. 家族との同居 b. 一人暮らし c. 寮生活 d. その他()

○ あなたの両親は、ご健在ですか？

a. 健在 b. 母のみ(実母・その他) c. 父のみ(実父・その他) d. 両方いない

○ あなたが15歳以前に両親から、一年以上離れて住んでいたことがありますか？

a. はい (a. はいと答えた方のみお答え下さい。)

それは父ですか？母ですか？ → a. 父 b. 母

b. いいえ

○ あなたは、母と話をしますか？【話す・少し話す・あまり話さない・話さない】

○ あなたは、父と話をしますか？【話す・少し話す・あまり話さない・話さない】

以下の質問は、【あてはまる・少しあてはまる・あまりあてはまらない・全くあてはまらない】の中で適当と思えるアルファベットに、1つ○を付けて下さい。

Q1、まだ起っていない“悪い未来”への不安に縛られてしまい、「自分の将来に待っているのは悪い未来ばかり」としか思えない。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q2、「良い子」の自分でいないと、好きな人から嫌われてしまうし、もう他の誰からも愛してもらえないと思う事がある。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q 3、相手の言動や表情から「自分はイヤがられている」「私がこの人を不快にさせてしまった」などの“悪い答え”ばかりを考えてしまう事がある。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q 4、「認められたい」「愛されたい」という他者への欲求で、自分自身が混乱してしまう事がある。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q 5、相手を困らせたり、不快がらせる言動をわざとして、自分への愛情度を測ってしまう事がある。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q 6、他者との関係が、くっつき過ぎか離れ過ぎかのどちらかになってしまい、互いにとっての適度な距離感が実感できないし、維持できない事がある。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q 7、友達や恋人など、関係が深くなるにつれ、緊張してしまい不安になる事がある。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q 8、他者の感情や行動上の問題に、自ら巻き込まれてしまう。また逆に自分の感情や行動へ相手を巻き込んでしまう事がある。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q 9、「誰からも愛されている」か「誰からも嫌われている」か、そのいずれかだけというように、自分の中にいつも二者択一の選択肢しかない。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q 10、物事において、成功すると約束されているものしか、やりたくない。失敗するくらいなら、やらない方がいいと思ってしまう事がある。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q 11、人間関係を「優・劣」「上・下」「勝ち・負け」の尺度で見ってしまう。しかも多くの場合、自分が「劣」「下」「負け」側になっている。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q 12、嫌なことを「イヤ」と相手に言えなかったり、正当な欲求や要求を「自分のわがまま」だと思い込んでしまい、言葉にして伝えることが出来ない事がある。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q13、「この場をつまらなくさせているのは自分が居るからだ」など、過剰で不要な責任を感じてしまう反面、果たす必要がある責任を放棄してしまう。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

Q14、「嫌だ」「好きだ」と感じた自分の感覚や、怒りなどの自分の感情に、「そう感じた通りで正しい」という実感が持ちにくい。

【 a あてはまる・b 少しあてはまる・c あまりあてはまらない・d 全くあてはまらない】

※このアンケートの収集結果は、卒業論文としてまとめます。ありがとうございました。

3、アダルトチルドレンとは

「アダルトチルドレン」という用語は、語源のアダルト・チルドレン・オブ・アルコールックス (Adult Children of Alcoholics=ACOA) に端を発するように、アルコール依存症の治療現場から生まれた。「アルコール依存症の親を持つ家庭に生まれ、現在大人になった人」というのがその意味である。現在では、このもともと持つ意味が拡大解釈され、単にアルコール依存症の親から生まれた子供でなくても、仕事依存症やギャンブル依存症、摂食障害などの親から生まれた子どもにも、このアダルトチルドレンという言葉が適用されるようになった。我が国では、欧米に対し、アルコール依存症の家庭で育った子供は少ない。その反面、仕事依存症やギャンブル依存の親が多いのである。その親の生態が、欧米のアルコール依存症の親と共通する所がある。こうした事が、我が国では必ずしもアルコール依存症の親から生まれた子供でなくても、アダルトチルドレンと呼ばれるようになった理由ではないかと私は考える。

この、アダルト・チルドレン (=AC) は、病名ではない。自らがACだと自覚した人のための言葉である。本来、子供は両親のたゆみない愛情に包まれて育つ必要がある。そうすることによって、子供は情緒的に安定し、「どんな自分でも愛してもらえる」という安心感を身につけ成長することができるのだ。しかし、親がアルコール依存症や仕事依存症など、様々な嗜癖問題を抱えている場合、その影響が子供に及び、子供は自分自身の人生を生きることができなくなってしまうのである。必要以上に「周囲の期待に応えよう」「自分を受け入れてもらうように、振る舞おう」とする。これらはACの特徴的症状の一部だが、最終的に苦しむ人たちは、自らもアルコール依存症や摂食障害などの嗜癖問題を引き起こしてしまう傾向がある。

4、ニートとは

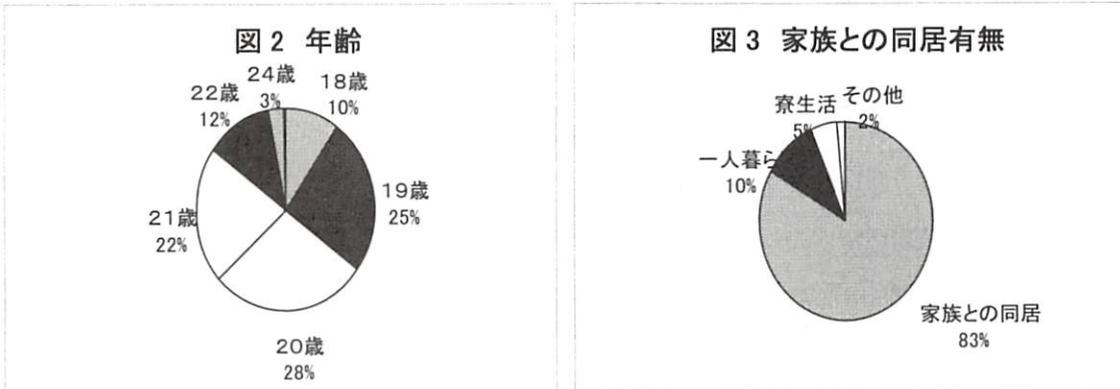
まず、ニートとは英語の NEET (=Not in Education, Employment, or Training) の頭文字をとった造語である。学校に通っておらず、働こうともせず、職業訓練も受けていない無業者のこと。1999年にイギリスの内閣府が作成した報告書によって知られるようになり、日本でも今、若い世代を中心に急増していると言われている。私も就職活動をするに

あたって気がついたが、若者の就職問題といえば、フリーターや失業者の増加に注目があつた。しかし、現在それ以上に深刻化しているのが「ニート」の問題と考える。フリーターはアルバイトであるが働いている。失業者は仕事に就こうと具体的な行動をしているが、適当な職が見つからないだけである。しかし、ニートはフリーターのように働いているわけでもなく、失業者のように職探しすらしていないのである。ここ最近、景気回復してきたが、その陰で働くことも学ぶことも放棄したニートが急増している。「ニート——フリーターでもなく失業者でもなく」(幻冬舎) 東京大学社会科学研究所助教授の玄田有史は同書の中で「ニートは 25 歳未満に限ってみても、40 万人は、いる」と指摘している。しかも、「1997 年時点で、8 万人程度にすぎなかった。それが 2000 年には 17 万人、2003 年には 40 万人と、それぞれ倍増している。たった六年で五倍だ」というのだ。ニートが急増したのは背景には、90 年代後半から厳しくなった若者の就職環境や個性・自己実現の重視を進めてきた教育改革の弊害、家庭環境の変化などがあるだろうと玄田は言っているが、根本的な原因はわからないと言っている。ただ、ニートは働く意欲が低下しているかといえれば決してそうではなく、「人付き合いなど会社生活をうまくやっていた自信がないから」という理由が多いそうだ。仕事をつうじて他者と出会ったり、つながったりした経験がなく、それがために「働こう」と動き出すことができない。「働かない」というよりも「働けない」若者がニートの実像に近いと考えられる。

5、アンケート調査結果

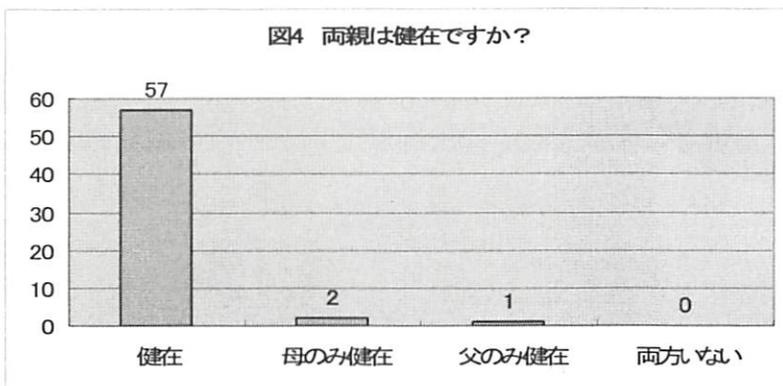
(1) 対象者の特徴

今回、対象となった学生の詳細を図 3・図 4 に示す通りである。

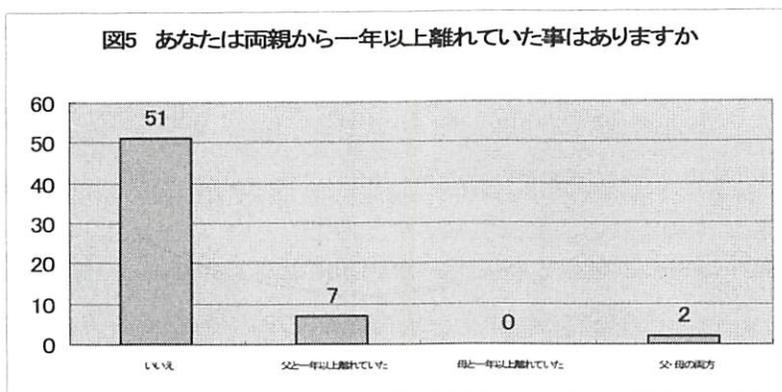


(2) 次に両親が健在かどうかについての調査は、図 5 に示す通りである。

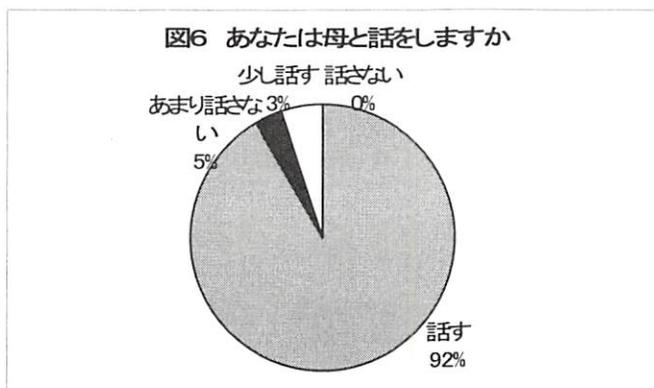
「あなたの両親は、健在ですか」の質問に対し、両親とも健在 58 人・母のみ健在 2 人・父のみ健在 0 人・両方いない 0 人であった。



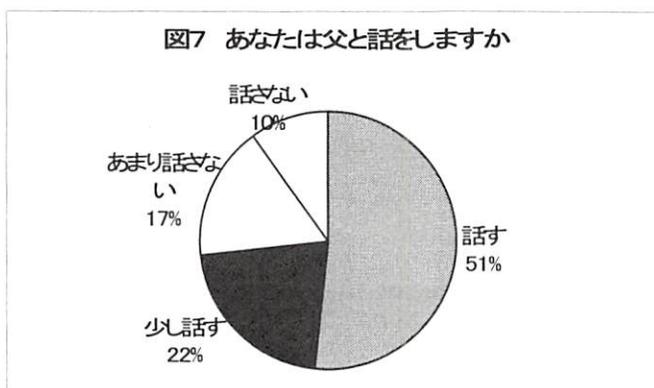
(3) 次にあなたが両親から1年以上離れてくらしただ事があるかの調査は、図6に示す通りである。「あなたは両親から一年以上離れていた事がありますか」の質問に対し、いいえと答えた人が51人・父と離れていた7人・母と離れていた0人・父母と離れていた2人であった。



(4) あなたは、母と話しますかの調査結果は、図7に示す通りである。「あなたは母と話しますか」の質問に対し、話す57人・少し話す2人・あまり話さない3人・話さない0人であった。



(5) あなたは、父と話しますかの調査結果は、図7に示す通りである。話す(31人)・少し話す(13人)・あまり話さない(10人)・話さない(4人)



5-1、アダルトチルドレンに見られる特徴の調査結果

ACといっても、それぞれの成育家族の状況や、個々人のパーソナリティは異なるので、依存症の有無、暴力の問題の有無、鬱病や心身症など症状の有無、ひきこもり状態の有無、就労の可否、(自分が親の側になっての)子供との関係・・・等、具体的に誰がどのような困難を抱えているかは、必ずしも一様ではない。しかし、ACの多くが共通して持っている幾つかの特徴がある。JACAが提示している特徴についての調査結果は以下の通りである。

(1)先取り不安と時間感覚の障害

これは、まだ起っていない“悪い未来”への不安に縛られてしまう。また「自分の将来に待っているのは悪い未来ばかり」としか思えないかどうか調査である。

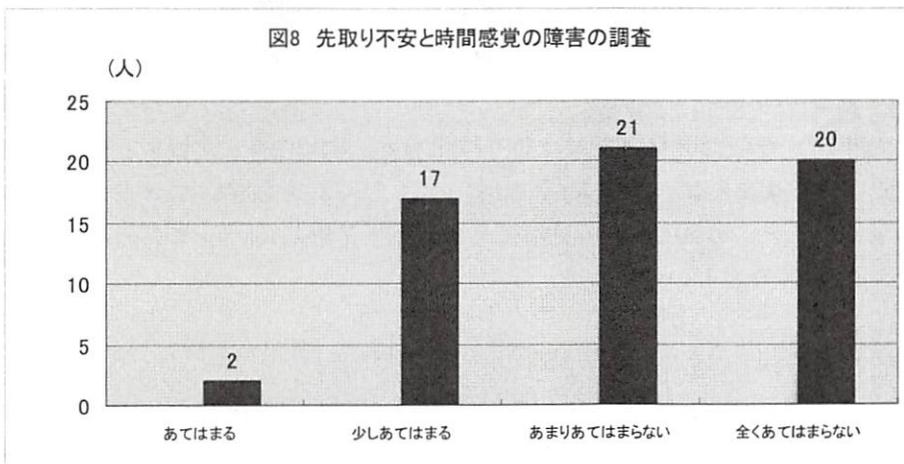


図8の「先取り不安と時間感覚の障害」の調査グラフでは、あてはまる2人(3%)・少しあてはまる17人(28%)・あまりあてはまらない21人(35%)・全くあてはまらない20人(34%)であった。この結果によると、あてはまらない人の方が多い事がわかった。

(2) 見捨てられ不安

“良い子”の自分でないと、好きな人から嫌われてしまうし、もう他の誰からも愛してもらえないと思う調査である。

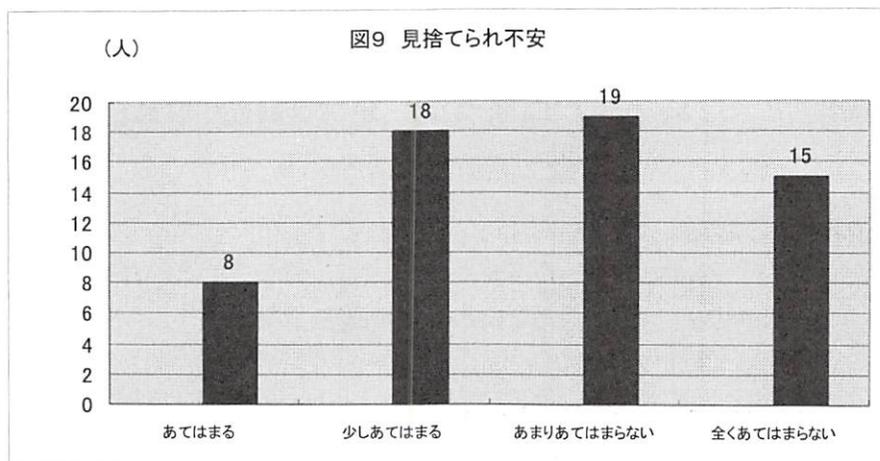


図9の「見捨てられ不安」の調査グラフでは、あてはまる8人(13%)・少しあてはまる18人(30%)・あまりあてはまらない19人(32%)・全くあてはまらない15人(25%)であった。この結果によると、半数の人が「見捨てられ不安」を感じている事が分かった。調査の結果は、だいたい半分ぐらい分かれた。

(3) マインドリーディング

相手の言動や表情から「自分はイヤがられている」「私がこの人を不快にさせてしまった」などの“悪い答え”ばかりを引き出してしまいう読心術。

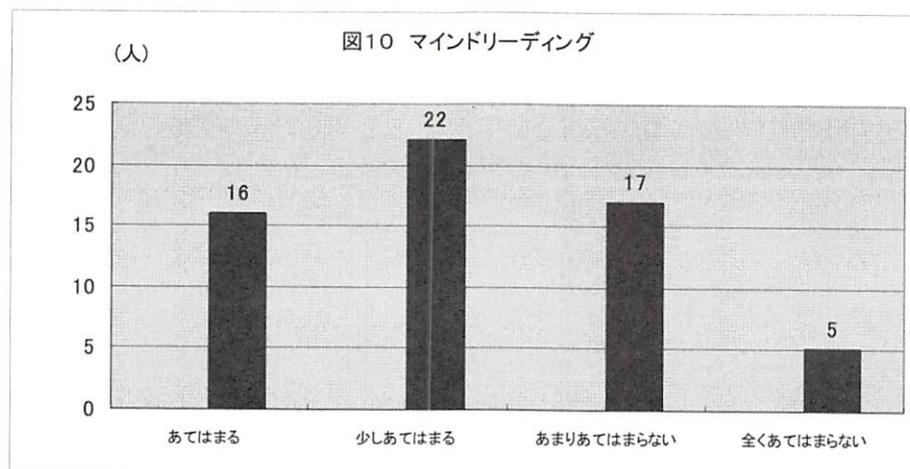


図10の「マインドリーディング」の調査グラフでは、あてはまる16人(27%)・少しあてはまる22人(37%)・あまりあてはまらない17人(28%)・全くあてはまらない5人(8%)であった。この結果によると、あてはまる・少しあてはまるが、半数以上いた。

(4)承認欲求と愛されたい願望

「認められたい」「愛されたい」という他者への過度の欲求で、自分自身が混乱してしまう。

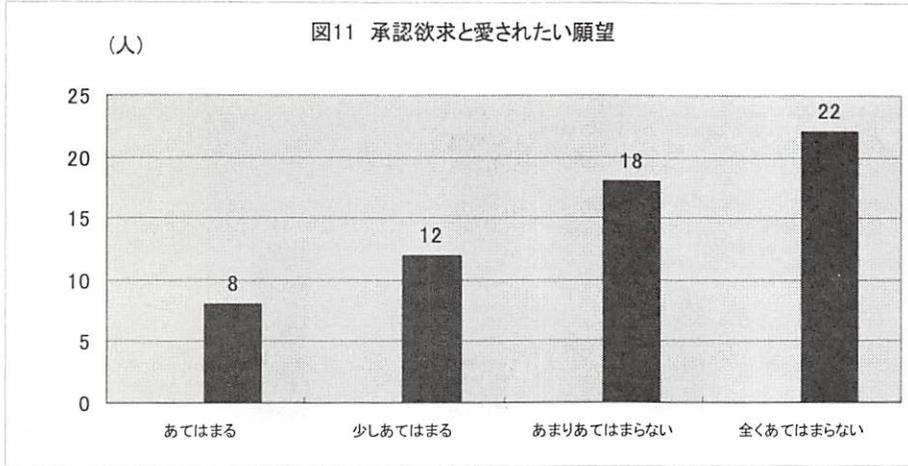


図11の「承認欲求と愛されたい願望」の調査グラフでは、あてはまる8人(13%)・少しあてはまる12人(20%)・あまりあてはまらない18人(30%)・全くあてはまらない22人(37%)であった。

(5)テストイング

相手を困らせたり、不快がらせる言動をわざとして、自分への愛情度を測る「試し行動」。

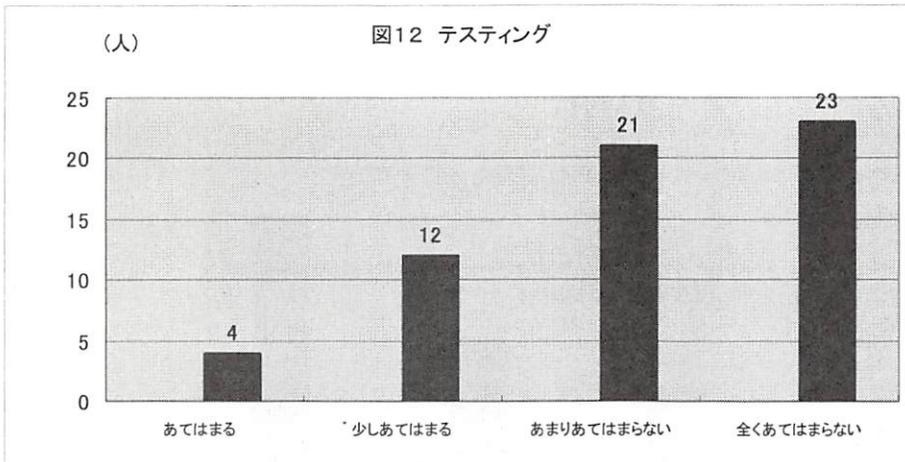


図12の「テストイング」の調査グラフでは、あてはまる4人(7%)・少しあてはまる12人(20%)・あまりあてはまらない21人(35%)・全くあてはまらない23人(38%)であった。この結果によると、あまりあてはまらない・あてはまらないと答えた人が多かった。

(6) 親密感と距離感の問題

他者との関係が、くつき過ぎか離れ過ぎかのどちらかになってしまい、互いにとっての適度な距離感が実感できないし、維持できない。

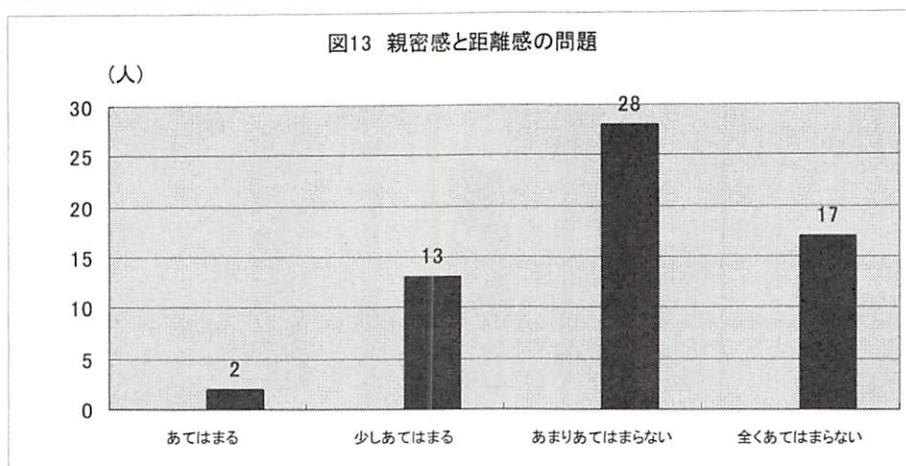


図13の「親密感と距離感の問題」の調査グラフでは、あてはまる2人(3%)・少しあてはまる13人(22%)・あまりあてはまらない28人(47%)・全くあてはまらない17人(28%)であった。この結果によると、あまりあてはまらない・あてはまらないと答えた人が多かった。

(7) 対人恐怖

むしろ相手との関係が親密になってゆく過程で出て来る問題で、表面的な関係では極度な対人緊張として感じる。

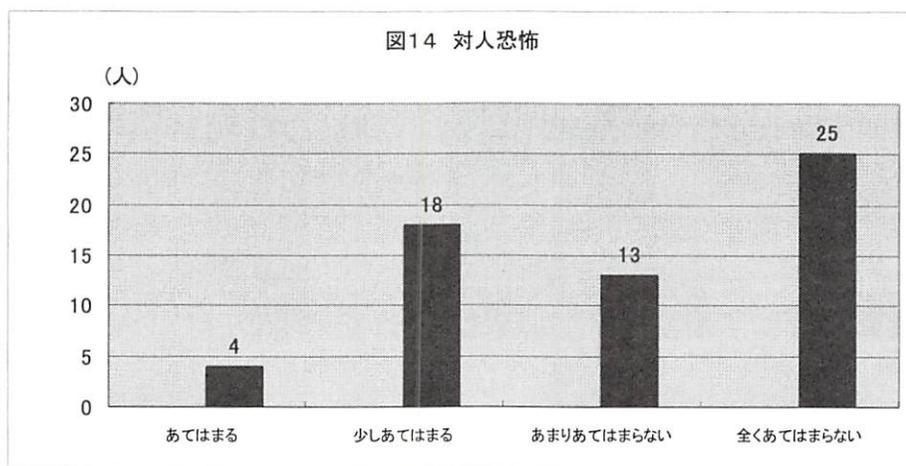


図14の「対人恐怖」の調査グラフでは、あてはまる4人(7%)・少しあてはまる18人(30%)・あまりあてはまらない13人(22%)・全くあてはまらない25人(42%)であった。この結果によると、あまりあてはまらない・あてはまらないと答えた人が多かった。

(8) 自他の境界線の問題

他者の感情や行動上の問題に、自ら巻き込まれてしまう。また逆に自分の感情や行動へ相手を巻き込んでしまう。

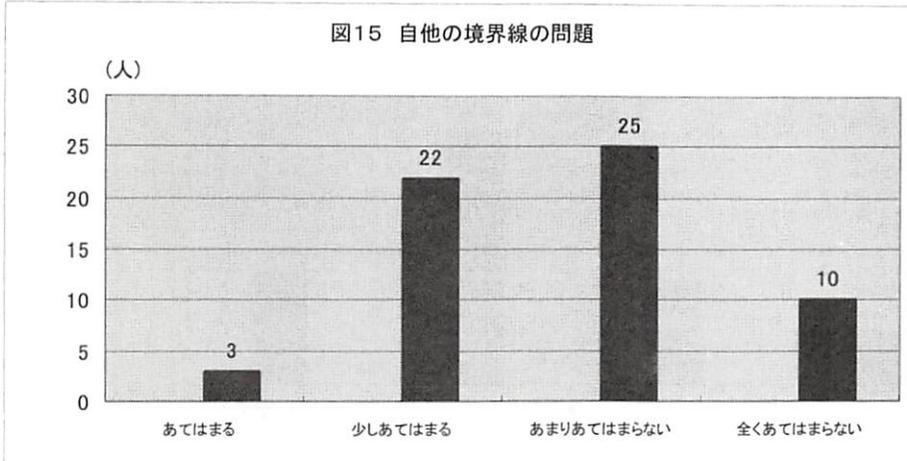


図15の「自他の境界線の問題」の調査グラフでは、あてはまる3人(5%)・少しあてはまる22人(37%)・あまりあてはまらない25人(42%)・全くあてはまらない10人(17%)であった。

(9) 白黒思考

「誰からも愛されている」か「誰からも嫌われている」か、そのいずれかだけというように、自分の中にいつも二者択一の選択肢しかない。

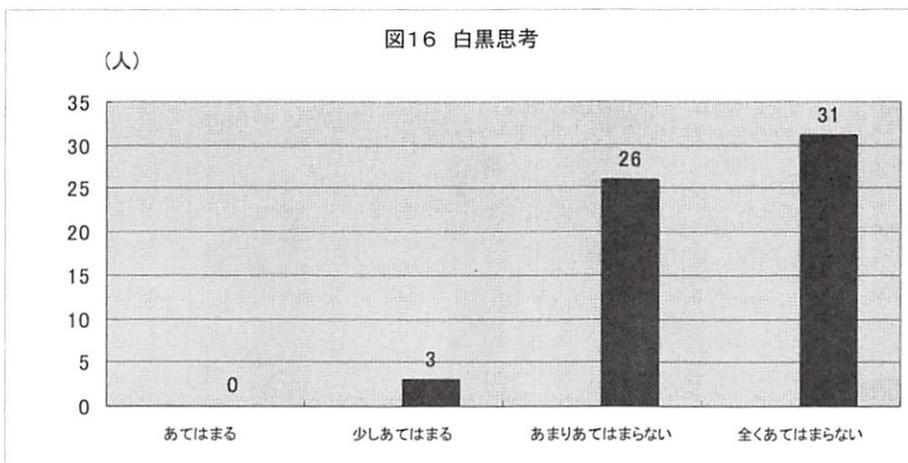


図16の「白黒思考」の調査グラフでは、あてはまる0人(0%)・少しあてはまる3人(5%)・あまりあてはまらない26人(43%)・全くあてはまらない31人(52%)であった。このアンケートに関しては、「あてはまる・少しあてはまる」という人は、少なかった。

(10) 完璧主義

白黒思考と似たオール・オア・ナッシング的な考え方で、「全ての準備」や「成功への約束」が整わないと、“何もしない完璧主義者”になり易い。

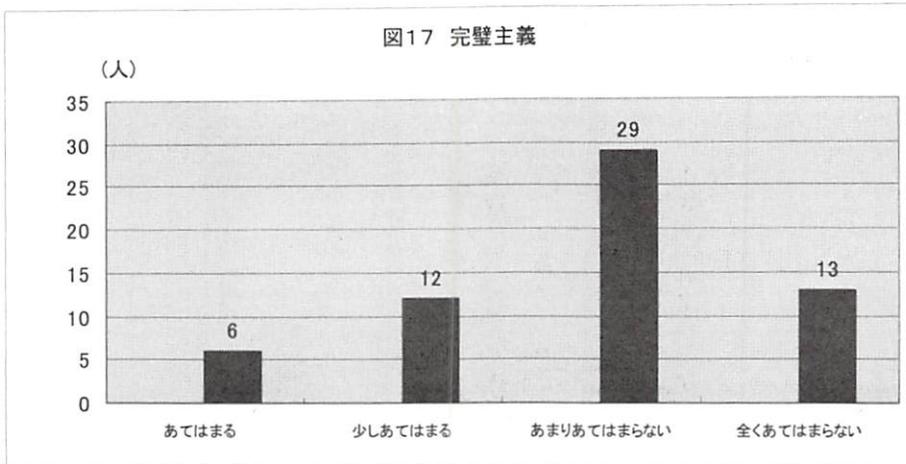


図17の「完璧主義」の調査グラフでは、あてはまる6人(10%)・少しあてはまる12人(20%)・あまりあてはまらない29人(48%)・全くあてはまらない13人(22%)であった。

(11) パワーゲーム思考

人間関係を「優・劣」「上・下」「勝ち・負け」の尺度で見えてしまう。しかも多くの場合、自分が「劣」「下」「負け」側になっている。

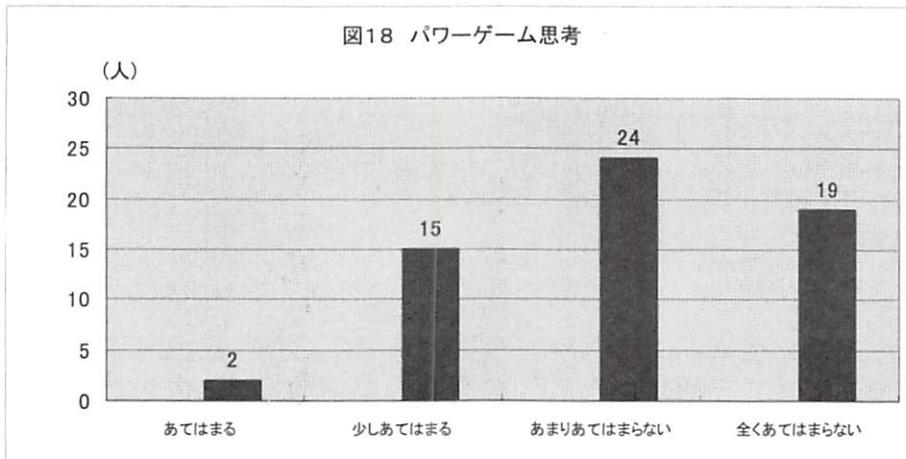


図18の「パワーゲーム思考」の調査グラフでは、あてはまる2人(3%)・少しあてはまる15人(25%)・あまりあてはまらない24人(42%)・全くあてはまらない19人(32%)であった。

(12) 自己主張の問題

嫌なことを「イヤ」と相手に言えなかったり、正当な欲求や要求を「自分のわがまま」だと思い込んでしまい、言葉にして伝えることが出来ない。

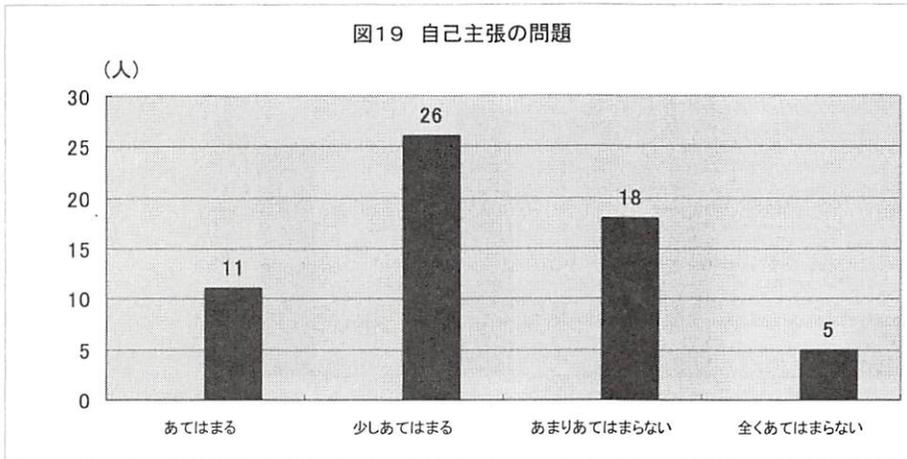


図19の「自己主張の問題」の調査グラフでは、あてはまる11人(18%)・少しあてはまる26人(43%)・あまりあてはまらない18人(30%)・全くあてはまらない5人(8%)であった。

(13) 責任感の問題

「この場をつまらなくさせているのは自分が居るからだ」など、過剰で不要な責任を感じてしまう反面、果たす必要がある責任を放棄してしまう。

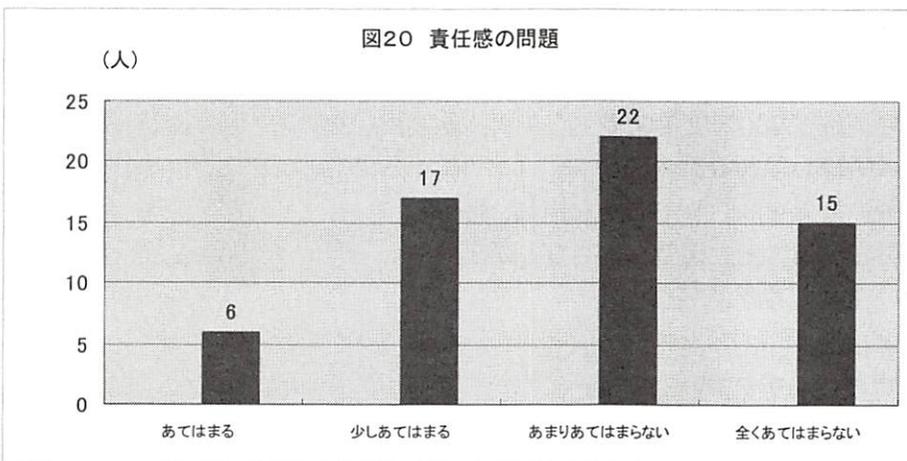


図20の「責任感の問題」の調査グラフでは、あてはまる6人(10%)・少しあてはまる17人(28%)・あまりあてはまらない22人(37%)・全くあてはまらない15人(25%)であった。

(14) 自分の感覚や感情への不確実感

「嫌だ」「好きだ」と感じた自分の感覚や、怒りなどの自分の感情に、「そう感じた通りで正しい」という実感が持ちにくい。

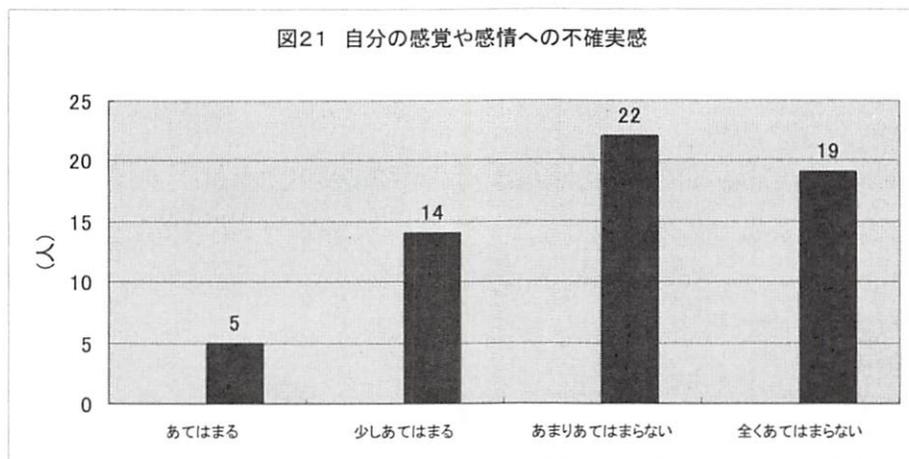


図21の「自分の感覚や感情への不確実感」の調査グラフでは、あてはまる5人(8%)・少しあてはまる14人(23%)・あまりあてはまらない22人(37%)・全くあてはまらない19人(32%)であった。

6、考察

(1) アンケート調査項目の信頼性の検討

齊藤学は、アダルトチルドレンの特徴として次のようなものをあげている。

- 周囲が期待しているように振る舞おうとする
- NOが言えない
- しがみつきと愛情を混同する
- 楽しめない、遊べないフリをする
- 自己処罰に嗜好している
- 他人に自分の真価を知られることを恐れ、恥じる
- 他人に承認されることを渴望し、さびしがる
- 何もしない完璧主義者である
- 環境の変化を嫌う
- 被害妄想におちいりやすい
- 表情に乏しい
- 離人感がともないやすい
- 尊大で誇大的な考え(や妄想)を抱えている

齊藤学「アダルトチルドレンと家族」(学陽書房) 1994年4月

JACAが提示しているアダルトチルドレンの特徴(アンケート項目)と、斉藤学が「アダルトチルドレンと家族」で提示しているアダルトチルドレンの特徴を比較すると、非常にその特徴は似通っており、従って、アンケート調査の項目に該当する数が多いほど、アダルトチルドレン傾向が強いと言える。

(2)結果の考察

Q1の「先取り不安と時間感覚の障害」は、「環境の変化を嫌う」「周囲が期待しているように振る舞おうとする」と類似している所があり、全体の31%の学生があてはまる・少しあてはまると回答していて、悪い未来の不安に縛られてしまうと感じていた。親の期待に過剰に合わせて生きてきたので、親の期待に合わせてられなかった自分を責める傾向があるのである。また、褒められることが少なかったため、自分は褒められるに値しない人間であると考えてしまう。期待に答えられない自分=悪い未来しか待っていないと考えてしまうのである。

Q2の「見捨てられ不安」は、「しがみつきと愛情を混同する」と類似しており、全体の45%の学生があてはまる・少しあてはまるに回答していて、良い子の自分でいないといけないと感じていた。いうことを聞く“いい子”、勉強のできる“いい子”、わがままをいわない“いい子”、面倒見のいい“いい子”。子供は親の目を見て、大人になっていくのである。いい子であれば、自分が傷つかなくて良いと思うのであろう。

Q3、「マインドリーディング」は、「被害妄想におちいりやすい」と類似しており、全体の64%の学生があてはまる・少しあてはまるに回答していて、半数以上の学生が、相手の言動や表情から、悪い答えを想像してしまう事が分かった。「マインドリーディング」で大切な点は、「心」の働きを純粹に知るだけでなく、それが現実の「行動」にどのように反映されるかを理解することである。「心」と「行動」の関連性が理解できれば、相手に、自分がこうして欲しいという行動を取ってもらうために、相手の心に、何をどのように訴えれば良いのかがわかるということになるのである。しかし、この「心」と「行動」を理解していない不安定な人が多い事が、アンケート調査をして分かった。あてはまる・少しあてはまるという人の中で、「両親とあまり話さない。」という人が多かった。コミュニケーションをとる事が、この質問に関しては必要不可欠なのである。コミュニケーションを取る事により、被害妄想なども減ってくるであろう。

Q4、「承認欲求と愛されたい願望」と「他人に承認されることを渴望し、さびしがる」は類似しており、全体の33%の学生があてはまる・少しあてはまるに回答していて、他者への過度な欲求で自分が混乱してしまうと感じていた。このような症状のある人は、親だけに関わらず、友達などにも同じ感情をいだくであろう。あてはまる・少しあてはまると答えた人の半数は、幼少時代に両親と一年以上離れていた。両親を失いたくない気持ちからも、このような症状が出るのである。

Q 5、「テストイング」と「周囲が期待しているように振るおうとする」「楽しめない、遊べないフリをする」は類似しており、全体の27%の学生があてはまる・少しあてはまるに回答していて、相手を嫌がらせる行動をし、自分への欲求度を測る行動があると感じていたようだ。自分にかまってもらいたいばかりにしてしまう行動であろう。子供によく、みられる事である。自分が発した言葉・行動に対して、相手がどのように返してくるのかをみるのである。その対応の仕方によって、自分を思ってくれているかを図るのだが、アンケート調査の結果と、両親と話をするかの結果を比べた所、「あてはまる・少しあてはまる」に回答した人の90%が両親ともよく話しをする人であった。この結果をみて、両親にとっても愛情を受けて育った人に、この症状が当てはまる。

Q 6、「親密感と距離感の問題」と「離人感がともないやすい」は類似しており、全体の25%の学生があてはまる・少しあてはまるに回答していて、互いにとっての適度な距離感が実感できないと感じていた。親から愛してもらえなかったという慢性的な淋しさを感じている人がなりやすい。人を愛してその愛を失うことを極端に恐れ、その恐れゆえ親密な関係を自ら拒んでしまうのである。この結果と、両親と一年以上離れた事があるかという質問を比べてみると、半数以上の人が両親と一年以上離れて暮らしていたと回答していた。

Q 7、「対人恐怖」と「他人に承認されることを渴望し、さびしがる」「他人に自分の真価を知られることを怖れ、恥じる」は類似しており、全体の37%の学生があてはまる・少しあてはまるに回答していて、相手と親密になっていく過程で不安や恐怖を感じている。家庭環境の違いや、過去の嫌な経験が原因になっていることもある。他人が怖いのではなく、人から自分がどう見られているかが不安、怖く感じる症状である。アンケート調査の家族との同居有無で調べてみると、「あてはまる・少しあてはまる」と答えた全員が、家族との同居であった。

Q 8、「自他の境界線の問題」と「NOが言えない」は類似しており、全体の42%の学生があてはまる・少しあてはまるに回答していて、他者の意見に合わせてしまう傾向があると感じているのである。他人の誘いや要請に「NO」とは言えなく、本当は言ったほうが楽な時でも、嘘をついてしまうのである。なんでも、他人の言いなりになってしまう為に、思わぬ事件や犯罪に巻き込まれてしまうのである。

Q 9、「白黒思考」と「環境の変化を嫌う」は類似しており、この問いには、全体の5%の学生しか、あてはまる・少しあてはまるに回答していなかった。この症状は、子供の頃より親の期待に沿うために過剰な努力をしてきた人が多い。しかし、親の期待のハードルは高く常に沿えるものではないのである。親の期待に沿えればYES、沿えなければNOの、二極化思考を見に付けてしまっているのである。

Q10、「完璧主義」と「何もしない完璧主義である」「環境の変化を嫌う」は類似しており、全体の30%の学生があてはまる・少しあてはまるに回答していた。成功すると約束されてないと、何もやりたくない完璧主義者である。初めは完璧主義でなかったはずなのに、ある事を追求していく間に、だんだん緻密な設計図を作っていくのである。その内、完璧な設計図を追い求めるようになってしまう。完璧主義者は完璧主義になればなるほど、「完璧にできないのならば、何もしない方がまし」と思ってしまうのである。

Q11、「パワーゲーム思考」と「環境の変化を嫌う」「NOが言えない」は類似しており、全体の28%の学生があてはまる・少しあてはまるに回答していて、人間関係を「優・劣」「上・下」「勝ち・負け」の尺度で見えてしまい、多くの場合、自分が「劣」「下」「負け」側になっていると感じていた。この症状がある人は、自分の気持ちを抑えて成長してきたので、正直に自己表現をすることを学んでいなのである。なので、勝つか負けるかなど、物事の答えは二つしかないと考えてしまう。また、正直な自己表現が家庭では許されなかったため、正直に自己表現することを恐れているのである。したがって、多くの場合、自分は「劣」「下」「負け」側になってしまうのである。

Q12、「自己主張の問題」と「NOが言えない」「表情に乏しい」は類似しており、全体の61%の学生があてはまる・少しあてはまるに回答していて、全体の半数以上が嫌なことを相手に「イヤ」と伝えられないと感じているのである。自分に自信がないので、自分の意見や行動に自信を持っていないのである。したがって、他者の肯定的な意見を求め安心を得ようとする。相手を思う気持ちから、自分の意見が言えないのである。

Q13、「責任感の問題」と「被害妄想におちいりやすい」は類似しており、全体の38%の学生があてはまる・少しあてはまるに回答していて、過剰で不要な責任を感じてしまう反面、果たす必要がある責任を放棄してしまうと感じている。自分に自信がないため、不測の事態に対応する能力の欠如を感じてしまうのである。したがって定型を外れた不測の事態については、自分はコントロール出来ないと恐れて、物事を放棄してしまうのである。

Q14、「自分の感覚や感情への不確実感」と「自己処罰に嗜好している」「被害妄想におちいりやすい」は類似しており、全体の31%の学生があてはまる・少しあてはまるに回答していて、自分の感情に、「そう感じた通りで正しい」という実感が持ちにくいと感じている。子供の頃より自分を抑えてきたので、「好き・嫌い」の判断が出来にくくなっているのである。また、つらい現実、家庭を直視することが出来ず、子供の頃より外に目を向け続け、虚しさを満たすために衝動的に「好き」に行動していることも考えられる。したがって、自分の行動が正しいのかが分かりにくいのである。

7、アダルトチルドレンからニートへ

(1) ニートの特徴

ニートの特徴として、指摘されている事柄に次のようなものがある。

- ・ 非常に真面目
- ・ 完璧主義
- ・ 物欲などの欲がほとんど無い
- ・ 人との関わりが苦手
- ・ 学校や職場などでイジメ
- ・ 就職活動で挫折した

NEETは4種類に分けられる

1. ヤンキー型
反社会的で享乐的「今が楽しければイイ」というタイプ。
2. ひきこもり型
社会との関係が築けずこもってしまうタイプ。
3. 立ちすくみ型
就職を前に考え込んでしまい行き詰ってしまうタイプ。
4. つまづき型
いったんは就職したものの早々に辞め自信を喪失したタイプ。

こうしたニートの特徴は、アダルトチルドレンに共通しており、荒木は、「ニートはアダルトチルドレンが進化したもの」と言っているように、これは高校卒業や大学卒業にあたり、他の多くの学生が就職する時期に、アダルトチルドレンが就職せずにいるものをニートと呼んでいるのではないかと考える。

(2) 我が国のニート発生の原因

ニートとアダルトチルドレンは、全世界共通の言葉ではない。精神病理学の齊藤環氏の「社会的引きこもり」(PHP新書)によると、アダルトチルドレンに特徴的な症状である「ニート」や「引きこもり」は発展途上国であるタイには見られないし、先進国であるフランスやドイツにも見られないという。タイのような貧しい国にニートがいないのは、何もしない若者を食べさせるだけのお金がないからである。しかし、フランスやドイツのような先進国に、なぜニートはいないのだろうか。日本も先進国ではないのだろうか。心理カウンセラーの荒木創造氏は、この原因の一つに我が国の女性の社会的地位に注目している。他の先進国の女性の現状と、日本の現状を比較すると、日本の女性はOECD(経済協力開発機構)加盟の先進24カ国の中で、女性の職場での昇進や賃金水準などは、韓国に続いて23番目だという。荒木によると、日本の女性(とくに子供を産んだ女性)の生活は、自立と自由からほど遠いと指摘している。従って女性の職場での昇進や賃金水準からみると先進国ではないのだ。自立・自由のない生活とは、自分で自分の人生を選べない事であり、したがって半分子供と同様の精神構造のままの生活を送る事と考えられる。こうした女性の精神状態は、まさにアルコール依存症の症状と類似している。こうした女性を母親にもった場合、子供もアダルトチルドレンになるであろう事は、容易に推測できる事である。

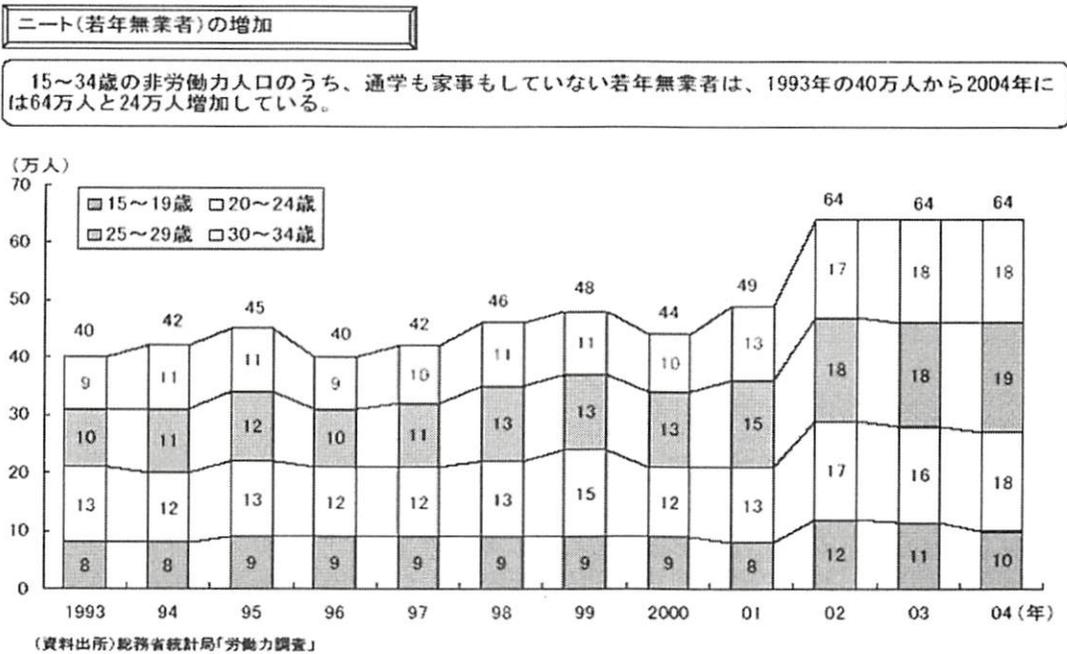
8、ニートから抜け出す方法

(1) ニートの増加の問題点

ニートが増えることにより、実際に、日本経団連は2004年12月14日の経営労働政策委員会報告によると、「ニートの増加は日本全体の競争力低下をもたらしかねない」発表している。ニートが増える事により、働く人も減り、日本経済は低下していくのである。

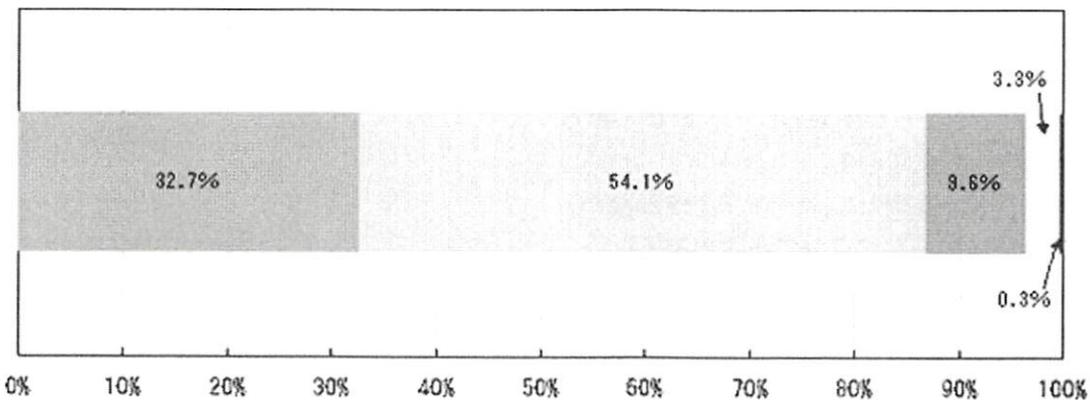
(2) ニート状況

図22 ニートの増加



(3) ニートの増加は、今後増え続けるのだろうか。

図23 ニートは増加すると思うか



■1. 大幅に増加する ■2. やや増加する ■3. 変わらない ■4. やや減少する ■5. 大幅に減少する

(資料出所)株式会社野村総合研究所

図 23 は、株式会社野村総合研究所（本社：東京都千代田区、社長：藤沼彰久、以下NR I）が実施した、認知度や社会への影響、あるいはニートが増加している原因と取り組むべき方策等について 1000 人に、「ニート」に関するインターネットアンケート調査である。その結果、「ニート」に関する認知度は現時点ではそれほど高くない（16.9%）ものの、今後増加すると考える人は87%近くにもなり、さらに「ニート」の増加が社会に大きな影響を及ぼすと考える人が92%を超えることが分かったのである。

(4)ニートからの脱出方法

ニートから抜け出すには、ニート本人のみならず、ニートを支える家族など、双方の努力と働きかけが必要である。現在、ニート問題は、大きな社会問題の一つであり、インターネット上でも様々な脱出方法が紹介されている。その紹介例が以下のようなものである。

○ニートの人に持っていて欲しい考え。

- ①目標は正社員（達成できるできないは別にして）
- ②常に一つ上を目指す（できることから着実に）
- ③焦らない、今の自分を否定しない
- ④今の立場に安住しない

○ニートを支える家族にしてもらいたい事。

- ①安心させてあげる、味方になる
- ②今の気持ちを聞いて、それに合わせたサポートをする
- ③全く動こうとしない場合には、期限を切るなど厳しいことをいってみる

「ニート・引きこもりからの脱出方法」より

これを見ると、普通の学生や家族がちょっとして心がけて実現できるものばかりであると思われる。

(5)ニート・アダルトチルドレンからの回復

アダルトチルドレンから、回復した人達をスライパーと言う。アダルトチルドレンから回復すると、以下のような感情が出てくる。

- 1、一人であることが出来る。一人を楽しめる
- 2、淋しさに耐えられる
- 3、親のことで過剰なエネルギーを使わない。
- 4、自分で選択をして自分で決定出来る。
- 5、他人の期待に操られない。
- 6、選択をしたことに責任がとれる。
- 7、自分は世の中に受け入れられていると思える。

これらは、すべて自分の中に自分の居場所があることを意味している。他者に惑わされることがなく、自分は自分で居られることなのである。自分の中に自分の居場所を持つため

には、自分が自分を受け入れるため、自分にOKを出す事である。このようなものを受け入れられると、ニート・そしてアダルトチルドレンから抜け出せるのである。

9、終わりに

私が「女性の健康者集団における、アダルトチルドレン予備軍の調査」を調べた理由の一つに、自分もACではないかと、講義を受けていて感じたからである。今回、調査したアンケート調査にあたって、全員が全部の質問に対し、「あまりあてはまらない・あてはまらない」と回答した人はいなかった。したがって、アダルトチルドレンやニートではないが、その予備軍となっている人は、多くいる。何かのきっかけで、人間は変わってしまう事もあるであろう。自立しなくてはいけないが、行動に移せていない人が多く、ちょっとしたきっかけで、18～23歳の学生は、アダルトチルドレンやニートになりやすいのではないかと、調査をしていて感じた。両親がアルコール依存症というわけではないが、「良い子」になろう、怒られないようにしようという気持ちは、誰でも持っていると思う。ACとは身近なものであり、しっかりと今後も考えていかないといけない課題であろう。こんな中、自分の中で何かの壁を取り払えたニュースがあった。それは、アメリカのクリントン大統領もACだったという。彼は自らACと自覚して、それを明言した上で大統領選挙に望み当選した。彼には、ACとしての多くの苦しみがあったと思われる。彼はACを自覚し、それを乗り越え、真の大人になったのではないか。ACは自分の努力しただけで治すことができると確信した。

謝辞

本論文を作成するにあたり、多くの先生方にご指導いただきました。吉村英子先生には一年間、論文指導から制作まで多岐にわたりご指導いただき、心から感謝しています。また、この論文に対してのアドバイスを下さった、芝原脩次先生・山澤成康先生には、きめ細かく指導いただき心から感謝いたします。そして、アンケート調査にご協力してくださった、秋学期の生理学と総合科目の履修生のみなさん、とても参考になる資料提供をありがとうございました。最後に、四年生の一年間、この論文の手伝いをしてくれた吉村英子先生の自主ゼミナールの、國井妙恵さん、服部美穂さん、長尾麻衣さん、本当にありがとうございました。跡見女子大学の最後の一年間が、論文を作り上げる事で、とても思い出に残る最高に一年間になりました。協力してくださった方々、本当にありがとうございました。

参考一覧

<参考文献>

- ・ 斉藤学「アダルトチルドレンと家族」(学陽書房) 1994年4月
- ・ 鳥山敏子「居場所のない子供たち」(岩波書店) 1994年5月
- ・ 西山明「ACからの手紙」(三五館)
- ・ 橘 由子「アダルトチルドレン・マザー」(学陽書房)1998年6月
- ・ 玄田有史「ニート——フリーターでもなく失業者でもなく」(幻冬舎)2006年8月
- ・ 荒木創造「ニートの心理学」(小学館文庫) 2005年1月

<参考資料及びURL>

- ・「JACA(日本アダルトチルドレン協会)」
<http://tokyo.cool.ne.jp/jaca2001/main.htm>
- ・「日本の人事」
<http://jinjibu.jp/GuestDctnrTop.php?act=dtl&id=3>
- ・「引きこもり・ニートからの脱出方法」
<http://www.ne.jp/asahi/hiki/neet/>
- ・「社会事情データ図録」
<http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/index.html>

アメリカに影響を与えた日本のアニメ

長尾麻衣

要約

現在アメリカでは日本のアニメやマンガブームが起きている。さらにそこから日本への興味を示すような人たちが出現してきている。

日本のアニメは、ハリウッド映画や、アーティストにも影響を与えている。アニメはアニメ作品そのものだけでなく、そこから日本の音楽や日本文化などへの興味を引き起こすきっかけにもなっていると考えられる。

- I—はじめに
- II—マンガ文化の比較
- III—日本のアニメ映画
- IV—アメリカのアニメ映画
- V—日本のアニメの現状
- VI—アメリカのアニメの現状
- VII—まとめ

I はじめに

インターネット社会になった現在、アメリカの若者の間では、インターネットで日本のアニメやマンガを知り、日本のアニメやマンガを読むだけでなく、日本そのものに興味を持ち、日本のマンガやアニメのオタク文化と同化したいと望んだりする傾向が顕著になってきている。私自身アニメをたくさん見て育ってきたが、アメコミ(アメリカンコミックの略)やディズニー映画などにはまったく興味を持たなかった。アメリカの若者にとってもっとも身近で象徴的なディズニー映画よりも、今なぜ日本のアニメや漫画なのかとも疑問に感じていた。

アメリカだけでなく、世界的に見ても日本のアニメは受け入れられている。『銀河鉄道 999』の作者松本零士氏のファンのフランスのテクノミュージシャンは、自身のCDジャケットのデザインをしてもらったり、アメリカで今一番メジャーなロックバンド LINKIN PARK は、プロモーションビデオを日本のアニメ制作会社 GONZO が制作をして、アニメーションと曲が話題を呼んだ。また三菱自動車の「ランサーエヴォリューション」はアニメ「ガンダムのような車」とのコンセプトで世界で一世を風靡した。

「アニメが好きだ。いまでも毎週欠かさず見ている。」などと 20 代の日本人が言ったなら日本では、マイノティーな集団になるだろう。そして一般の人からは近年ヒットした「電男」とイメージが重なってネガティブな意味を持つ「オタク」へと繋がっていく。

しかしアメリカでは、「OTAKU」という言葉は一種の敬意を払った言葉になっていて、日本とは違ったポジティブな意味合いを多く含んでいるとされる。「私は OTAKU だ。」と言っても何の問題もなく受け入れられているようだ。

私はこの疑問を解くために、様々な文献や映像から考察してみた。

II マンガ文化の比較

アメリカではコミックは子供が読むもので大人が読むものではないといった、考えが一般的であることはよく知られている。日本のように通勤電車の中でサラリーマンが週刊誌のマンガ本を読んでいるような光景は、どうも考えられないのである。

それはなぜだろうか。アメリカには映画化されてヒットした『スーパーマン』や『スパイダーマン』のようないわゆるアメコミといったものが存在する。アメコミはストーリーが単純明快だ。まずはヒロインがピンチに陥り、次に身近にいる頼りない男がヒーローに変身してヒロインを助けて終わる。そして次は自分自身がピンチに陥りヒロインの声援で悪に打ち勝つ。簡単に言えばこういった話のものが多し。これだけならば、大人にならずとも高校生くらいになったらコミックを読むのは止めてしまうだろう。

日本のマンガはどうだろうか。まず、日本のマンガは少年漫画・少女漫画・青年マンガ・レディースコミックと年齢層別に分類できる、あるいは意図してそう作られている。

さらに、少年漫画や少女漫画でも自分の身近に起こりそうなことが書かれていたり、ファンタジーやアドベンチャーものでも、主人公を取り巻く人間関係がアメコミよりもリアルに、そして深く描かれているものが多い。そして主人公の成長過程の中で、挫折も味わう。概して日本のマンガの主人公は特別な能力を持つことは少なく、平凡で目立たないような主人公が描かれていたり、人との関わりあい方から登場人物の本当の性格のようなものを推測させるように構成されたりと、ストーリーが単純には作られていない。

それだけではない。絵にも注目してもらいたい。アメコミは平面的で色が原色、縁取りの太い線が特徴的である。そして一見しただけでは、違った作品でも同じ作者が描いているようにしか思えない。日本のマンガは、構図、背景、繊細なスクリーントーンやペンの線を駆使して描かれているものが多い。登場人物の表情も豊かで、コマ割りも複雑であり、まるでアニメーションのカットを見ているかのような仕上がりになっている。カラーも手で塗ったとは思えないようなものから、最新のデジタル機器を駆使して美しく仕上げたものなど様々だ。

もともとアメリカには「大人向けのコミック」といったような枠は存在しなかったのだが、子供の頃に見ていたアニメが日本のものと知らずに見て育ってきた世代が、インターネットの普及で日本の作品と知り、その世代をターゲットとして出版社などが日本のマンガやアニメを売り込み、日本のマンガを読むようになってきているのである。アメリカやカナダの本屋に入るとコミックコーナーとは別にマンガ「MANGA」コーナーがある。このローマ字の「MANGA」とは日本のマンガを指している言葉である。「スシ」や「ジュードー」のように「マンガ」で通じるのである。

このようにアメリカでは今、少しずつではあるが、マンガ文化に変化が起こっているのである。毎年のように西海岸ではマンガやアニメのコンベンションが開催されていることは、近年日本でも話題になった。さらにそのコンベンションのゲストとして、日本からマンガの作者や声優、アニメのオープニングやバンディングテーマを歌った日本のミュージシャンらが招かれている。さらに、日本のコミックマーケット「コミケ」と呼ばれるイベントのように、アメリカでも参加者はマンガやアニメの登場人物のコスプレをしている。ただ読んで楽しむだけのものではなく、日本のコアなファンに似通った行動をとっており、文化として近づいているように思われる。

III 日本のアニメ映画

日本の劇場用アニメ映画の歴史は古く、大正期の 1916 年から始まる下川凹天、北山清太郎、幸内純一の 3 人の漫画家、画家が手がけたペーパーアニメーションと切紙アニメーションが日本の最初期に制作されたアニメーションとされている。これは 1910 年代に輸入されて好評を博した海外の短編アニメーションを受けて、日本の映画会社が依頼して制作された 10 分ほどの短編作品で、いずれも現存しない。セルアニメーションの導入が遅れた日本では切り紙アニメーションが発達し、この分野では大藤信郎賞にその名を残す大藤信郎が国際的な評価を得た。セルアニメーションでは 1943 年には政岡憲三の『くももちゅうりっぷ』などがある。

第 2 次世界大戦を迎えると、それまで個人工房により乏しい予算で小規模に行なわれて来た日本のアニメーション制作に対して、軍部より予算が投下され、戦時色の強い国威発揚的な内容ながら、瀬尾光世の『桃太郎の海鷲』(1942 年)、『桃太郎 海の神兵』(1944 年)といった作品が制作。後者は日本初の長編アニメーションと位置付けられている。日本において、娯楽色の強いアニメーション

ン映画が普及したのは、東映動画が登場する1960年代になってからである。東映動画の誕生を持って、日本は年に1本から2本のペースで長編アニメが制作されるというアニメではアメリカに次ぐ存在となった。

『白蛇伝』(1958年)を筆頭に、『安寿と厨子王丸』(1961年)、『わんわん忠臣蔵』(1963年)、『太陽の王子ホルスの大冒険』(1968年)、『空飛ぶゆうれい船』(1969年)、『長靴をはいた猫』(1969年)、『海底3万マイル』(1970年)、『どうぶつ宝島』(1971年)など、東映動画と虫プロダクションが長編アニメを世に送り出した。

これらのシリーズは「東映まんがまつり」などのようなお正月などの定番映画として低年齢層向け映画として普及することとなる。これらの映画の多くは映画館だけではなく、小学校の上映会などにも貸し出されて、多くの子供たちが観賞する機会を得ることになる。またこういった長編アニメ映画の小学校などでの無料公開は、後の星空映画会などへと引き継がれていくこととなる。

一方で、これまで長編アニメではフルアニメーションを基本として来た東映動画が、1966年の「東映まんがまつり」の『サイボーグ009』からは、3コマ撮りによるテレビアニメとの中間的位置付けの作りの「B作」と呼ぶ路線が開始となる。従来のフルアニメは「A作」として区別されるようになり、1963年の『鉄腕アトム』開始によるテレビアニメ時代の幕開けの影響を如実に受けるようになった。

尚、1969年公開の『千夜一夜物語』から始まった虫プロによる「アニメラマ三部作」を忘れてはならない。「アニメラマ三部作」は「東映まんがまつり」と逆の位置にあり、大人向けに作られていた。1970年代には『クレオパトラ』、『哀しみのベラドンナ』が公開されている。

この時代になって、ついに東映動画は劇場アニメでもフルアニメーションの制作を中止。「東映まんがまつり」は『マジンガーZ』などテレビで人気を得たアニメの劇場用新作という路線に転換した。一方で、虫プロダクションが倒産して、劇場向け長編アニメといえば東映動画の独壇場だった日本アニメ界において、変化が起きるのは1970年代後半のことである。

1970年代後半になると、主にテレビアニメをオリジナルアニメ化した作品が登場する様になる。1974年にはテレビアニメ『宇宙戦艦ヤマト』が放送される。テレビでの本放送時にはあまり人気が無かったが、再放送によりヒットすると、1977年にテレビ放送を編集した劇場版が公開され、初日から徹夜する客が出る等の大ヒットを記録する。翌1978年には『さらば宇宙戦艦ヤマト-愛の戦士たち-』が公開され空前の大ヒットを記録し、この2作品によって子供をターゲットとしていたアニメ映画というものが、年齢層を超えて楽しめるものであると認識される様になり、この後劇場用アニメ映画が数多く作られることとなる。

『宇宙戦艦ヤマト』シリーズは2作目以降、オリジナル作品が制作されることとなるが、これらの続編ではテレビを意識してか、シネマスコープサイズではない比率の映画が作成されている。

1979年には『ルパン三世 カリオストロの城』、『銀河鉄道999』が公開されるなど、1970年代後半には数多くの作品が公開された。

テレビアニメを再編集した長編アニメが劇場で公開されたのもこの時期の特徴である。これはアニメブームを当て込んだものである一方で、東映動画以外の制作会社はそれまでもっぱらテレビアニメの制作を専門として劇場向け長編アニメを制作するノウハウが無く、急な需要に応えるだけの余力に欠けていたことが原因である。観客の側にとっても、ビデオデッキとレンタルビデオ店の普及が1980年代の半ばだったこともあり、再放送以外では人気テレビアニメを再鑑賞できる唯一の機会という側面があった。

1980年代に入ると、『風の谷のナウシカ』(1984年)が大ヒットし、この後スタジオジブリを立ち上げた高畑勲や、宮崎駿らが2年に1本程度の間隔で『天空の城ラピュタ』(1986年)、『となりのトトロ』(1988年)などのオリジナル劇場用アニメ映画を公開し、好評を博した。

また、1980年から毎年春休みにドラえものの映画作品が公開されている(2005年を除く)『機動戦士ガンダム』の劇場版三部作が1981年から1982年にかけて公開されたのが話題を呼んだ。当初、機動戦士ガンダムは1979年にテレビシリーズとして放映されたが、不人気となり打ち切られた。しかしその後、再放送などで人気をさらに集め、劇場版の公開、さらにはガンダムのテレビシリーズの続編である『機動戦士Zガンダム(1985年)』の放映にまで至った。

サンリオは1979年の『星のオルフェウス』に引き続き、『シリウスの伝説』(1981年)などで、大予算

をかけて、1970年代に入って途絶えていたフルアニメーションによるアニメ映画を制作し海外市場に打って出ようとした。

1990年代には劇場用アニメ映画は大きく飛躍し、数多くの作品が作られている。1993年に映画『クレヨンしんちゃん』シリーズの第1作『クレヨンしんちゃん アクション仮面 VS ハイグレ魔王』が、1997年に映画『名探偵コナン』シリーズの第1作『名探偵コナン 時計じかけの摩天楼』が、1998年に『劇場版ポケットモンスター』シリーズの第1作『劇場版ポケットモンスター ミュウツーの逆襲』が公開された。3作とも現在まで毎年制作され続けている人気シリーズとなった。

また、ほぼ毎年のようにアニメ映画が日本映画の興行成績のトップに輝いている。1989年の『魔女の宅急便』を始めとして、1991年は『おもひでぽろぽろ』、1992年は『紅の豚』、1994年は『平成狸合戦ぽんぽこ』、1995年は『耳をすませば』、1997年は『もののけ姫』、1999年は『劇場版ポケットモンスター 幻のポケモン ルギア爆誕』、2000年は『劇場版ポケットモンスター 結晶塔の帝王 ENTEI』、2001年は『千と千尋の神隠し』と、その年の日本映画の興行成績のトップを記録している。

1998年以降は劇場用アニメ映画が日本映画の興行成績の上位をほぼ独占している。この中には『ポケットモンスター』等数多くのヒット作品が誕生し、全米を含めて海外でも大きく公開されるようになる。1999年にアメリカで公開された『劇場版ポケットモンスター ミュウツーの逆襲』(米題は"Pokemon: The First Movie")は日本映画としては初めて「全米ナンバー1ヒット」となり全米年間映画興行成績トップ20にランキング入りをはたした。

また宮崎駿監督の『もののけ姫』(1997年)、『千と千尋の神隠し』(2001年)は2作続けて日本映画の興行成績の記録を更新し、またアカデミー賞でオスカーを受賞したり、ベルリン国際映画祭で金熊賞を受賞するなど世界的にも認められ、アニメーション映画は現在の日本映画を代表する存在となっている。

2002年には『Pia♥キャロットへようこそ!! -さやかの恋物語-』が公開された。これは史上初のアダルトゲームを原作とする劇場用アニメである。

2004年には、押井守の『イノセンス』や大友克洋の『スチームボーイ』宮崎駿の『ハウルの動く城』と巨匠たちの作品が続いた。しかし宮崎駿の作品以外は興行的にはあまり芳しくなかった。

日本では、テレビアニメで人気を博した作品が映画化される事が現在も主流だが、『ラーゼフォン 多元変奏曲』(2003年)、『劇場版灼眼のシャナ』(2006年公開予定)のようにテレビアニメの人気は大して無かったものの、メディアミックスの一環として映画化される作品も現れている。また『DEATH NOTE』のように、コミックがヒットしてテレビアニメで放送される前に実写映画化されるなど、アニメを超えて映画になるものも出てきている。

IV アメリカのアニメ映画

20世紀初頭のアメリカ合衆国では、ジェームズ・スチュアート・ブラクトンが、アニメーション映画の先駆的作品とも言える、黒板に描かれたチョークの絵を用いた『愉快な百面相』(1906年、原題: Humorous Phases of Funny Faces)や、幽霊屋敷の怪奇現象をトリックにより再現した『幽霊ホテル』(1907年、原題: The Haunted Hotel)などのコマ撮り実写映画を撮影していた。

アニメーションの父ウィンザー・マッケイはブラクトンに触発され、寄席でのヴォードヴィル公演に使用する目的で、『リトル・ニモ』(1911年、原題: Little Nemo)等の短編アニメーション映画を製作した。これらの作品は映画館でも上映され、アニメーションの商業的利用に対する先鞭を付けた(しかしながら、マッケイ自身は商業アニメーションに対しては否定的であった)。また、マッケイの

『恐竜ガーター』(1914年、原題:Gertie the Dinosaur)に登場するガーターは、世界最初の個性を備えたアニメーションキャラクターとして評価されている。

前述のように、テレビが大衆化する以前にはニュース映画の前座として短篇アニメが大量に作られた。これらの短編から、世界中で広く知れ渡っているディズニーのミッキーマウスやドナルドダック、MGMのトムとジェリー、フライシャー・スタジオのベティ・ブープ、ワーナー・ブラザーズのバックスバニーなどの人気キャラクターが生まれた。

映画史上に残る偉業を数多く成し遂げた『白雪姫』(1937年)は世界初の長編アニメーション映画となった(ただし、アルゼンチンでは1931年に長編アニメーション『ペルードポリス』が公開されている)。またディズニーは以降も名作の長編アニメーションを作りつづけた。

1980年代からコンピュータ・グラフィックスによるアニメ製作が模索されはじめ、トイ・ストーリー(1995年)を始めとする、3Dのコンピュータグラフィックスによる劇場用アニメーションも、ピクサー社などを始めとして、数多く製作されてきている。

ウォルト・ディズニー以外にアメリカにおけるアニメーションに大きな影響を与えた人物にテックス・アヴェリー(本名フレデリック・ビーン・アヴェリー)がいる。テックス・アヴェリー派の中心人物でエキセントリックなキャラクター、動きを得意とする。代表的なキャラクターにドルーピーなど。ジム・キャリー主演の映画『マスク』など後のアメリカ映画、アメリカコミックスに大きな影響を与えた。

2000年に入り、アメリカでは日本のアニメーション映画が上映されるようになった。日本のアニメーション映画はヨーロッパやアジア各国では次々にヒットを飛ばしているが、アメリカでは現在のところ、日本の劇場用アニメ映画が興行的に成功した例は少ない。空前のヒット作といわれた『劇場版ポケットモンスター ミュウツーの逆襲』でも興行収入8574万ドルであり、アメリカの実写映画に比べると、大ヒットの基準とされる興行収入1億ドルには及ばないが、アニメーションとしては歴代1位の興行収入を記録している。『千と千尋の神隠し』は興行収入1000万ドルである。またアメリカでの日本アニメ映画は公開される数がまだまだ圧倒的に少ない上、1作あたりの公開される劇場数も(『ポケットモンスター』『遊☆戯☆王』などの例外を除き)多くの場合は少ない。

V 日本のアニメの現状

日本では現在、週に約70本のアニメ番組が放送されている。地域によって見られない場合もあるが、最近では大人(高校生以上)をターゲットとした深夜枠が増えてきているようである。

1980年代まで主流を占めていた平日19時台に放送される作品は激減して、テレビ朝日の金曜19時枠とテレビ東京での平日18時台と深夜枠、土日の午前が主流となってきている。地方ケーブルテレビでは、土曜の18時枠と夜の10時枠が多いようである。

多くは児童・ファミリー向けであり、アニメが子供のものだという認識がある一方で、深夜枠が増えていることを考えると、大人をターゲットとした作品のものも増えているようである。

このことから、子供以外の層でもアニメに拒否感を示す者の割合が減少しつつあるように思える。これは、アニメを見て育った世代がそのまま高齢化したためであると考えられる。児童・ファミリー向けでないアニメの成功例としては、『美味しんぼ』や『YAWARA!』などがある。かつて、これらのマンガは、同時にキャラクターグッズの展開を伴っていて華々しかった。

しかし、いわゆる「オタク」の出現によりアニメの形式が変わった。オタクが向かった先は、子供向けのアニメでなく、大人向けのアニメであった。かつては子供向けのおもちゃ会社や食品会社などがスポンサーばかりで、必然的に内容も子供向けになっていたが、最近ではビデオ会社がスポンサーに登場したことで、大人向けの様々なジャンルのアニメを放送することが可能になった。主に深夜に放送され、その中にオタクの興味をもつアニメがあったのである。低視聴率でもターゲットとする層に確実に届けばよしとして、放送しているようである。

ターゲットが定められていないアニメもある。1995年に社会現象となった『新世紀エヴァンゲリオン』は小学校高学年から社会人にいたるまで、幅広い年齢層でヒットした。しかし放送開始当時は、放送時間は18時台と子供向けの時間帯に放送された。しかし内容が難しかったためさほど視聴率も高くはなかった。深夜枠で再放送が始まると、結末の謎やスタイリッシュなメカニックが大人の視聴者をひきつけ、劇場版が2本立てで公開された。(最近ではハリウッドでの実写化も決定しており、現在計画は進行中。また10周年をむかえて、2008年には日本で新たに劇場版4部作が公開される予定である。)ストーリーは極めて難解で、思想的な部分も含まれている。その事から、大人の視聴者にも受け入れられ、主人公の冴えないキャラと、脇役の美少年の存在から若い女性ファンも増えた。さらに大人向けのアニメにも関わらず、グッズの売れ行きも好調であったようだ。当時を思い出すと、エヴァンゲリオンのグッズを持っている人がたくさんいた。いまや日本のアニメはテレビだけでなく、海外のアーティストのプロモーションビデオを製作したり、企業のコマーシャルなどに使われたりしている。

VI アメリカのアニメの現状

アメリカでは日本の放送とほぼ同時期に『鉄腕アトム』の放送が開始された。アメリカは日本からアニメを輸出した一番最初の国であったが、日本のアニメが受け入れられたのはもっとも遅い国でもあった。アメリカで日本のアニメが受け入れられたのは、先ずアメリカン・オタクの層であった。大衆に受け入れられるようになった作品は、『ポケモン』からである。

大友洋平の『AKIRA』の爆発的なヒットから『日本のアニメ』は地位を持ち始めた。それ以前からアメリカン・オタクの間では、『ガンダム』や『キャプテンはーロック』『宇宙戦艦ヤマト』などの、日本人ならば誰でも知っているようなアニメが人気だった。自分たちで手に入れた日本のオリジナルのアニメを、自分で翻訳するなど一生懸命に勉強した。日本語を聞き取って自分たちで字幕をつけたビデオで集会を開いたり、個人的にお互い貸し借りをして、日本のアニメに没頭している人たちもいた。それは、アメリカで『宇宙戦艦ヤマト』などがテレビ放送された際に、オリジナルのものをアメリカ用に編集しなおしてから放送されたことがきっかけとなった。インターネットの普及や、日本に旅行に行った際に、オリジナルのアニメを見て、かつて自分たちが見ていたアニメとの違和感や、切られたカットなどに気づいたアメリカン・オタクがいた。そこで彼らはオリジナルのアニメを手に入れ、自分たちの作った自作の翻訳入りビデオで細々と活動していた。しかし、IT革命によりインターネットが急激に普及してからは、ネットでリアルタイムに日本の状況をつかむ事が出来るようになった。さ

らに、動画の配信なども簡単に行えるようになり、日本のオリジナルアニメが違法ではあるが、アメリカの多くの若者に浸透していったのである。

さらに 95 年に放送された『攻殻機動隊』のヒットがある。この作品は映画『マトリックス』に大きな影響を与えた。マトリックスで描かれているネットと人の脳を直接つなぐという発想は、このアニメに描かれている世界とまったく一緒である。

このように表立って日本のアニメは、意識されないまでもアメリカの大衆に浸透していったのである。

今現在、日本で放送されているアニメは半年遅れ程度でアメリカでも放送されている。日本製のアニメ以外で人気のものと言えば、最近日本でもキャラクターグッズが人気の『スポンジボブ』がある。アメリカのテレビ番組はアニメ専用チャンネルがあり、私が去年アメリカに行った時にホテルで見たものは『スポンジボブ』以外はすべて日本のアニメであった。

アニメから日本に興味を持ち、またその主題歌から日本の音楽が好きになったりと、日本のアニメがアメリカの若者に様々な影響を与えているのも事実である。例としてカルフォルニアで毎年開催されているアニメ・マンガコンベンションの様子を挙げる。毎年日本人のゲストが招かれ、去年はビジュアル系バンドのムック、一昨年は『鋼の錬金術師』のテーマソングを歌っていた L'Arc-en-Ciel、さらにその前年には『機動戦士ガンダムシード』のテーマソングを担当した T.M.Revolution が招かれている。ライブを行い大成功をおさめている。去年のゲストムックはアニメのテーマソングは歌っていないが、アメリカ国内にコアなムックファンがたくさんいたり、ヨーロッパでも人気があることから招かれたようである。また、彼らはビジュアル系独特のメイクをしていて、コスプレなどど似通った面もある。去年のクリスマスに行われたライブには、海外から来たムックのファンの女の子がけっこうたくさんいた。その時少し話をする事が出来、やはり彼女たちもきっかけは日本のアニメであり、その後日本に興味を持ちムックが好きになったと話していた。

VII まとめ

近年、日本ではアニメを基に、実写のドラマや映画が作成されることがあり、アニメを映画館やテレビといった動画で見るが多くなった。結果、マンガ単体(雑誌)では売り上げが伸び悩んでいると聞く。アニメを楽しむ人口は減っているわけではないので、一人で部屋に閉じこもって、熱心に、真剣に漫画本を読みふけるようなオタク的な読み方をする人が少なくなっているのではないだろうか。テレビや映画でオタクという言葉が飛び交っている今日では、アニメやマンガが決してオタク的な要素ではなくなっていると考えられる。友達と映画館やビデオで見たり、家族と一緒に楽しんだりとみんなで楽しむものになり、その結果、マンガの雑誌が下火になってきているのではないか。

そんな中、今まで子ども向けのものしか見たことがなかったアメリカで、アニメブームに火がついたのである。日本のアニメはストーリーがドラマのようにしっかりとしているため、ある程度高い年齢層

にも受け入れられるようになっていく。アニメだけではなく、その原作となるマンガも相次いでアメリカで出版されたことから、マンガブームにも火が付き、日本のマンガという意味で『MANGA』と表記されるほどになった。さらには、日本のアニメのオープニングテーマを歌ってるミュージシャンを「YOUTUBE」などで検索して音や映像を楽しんだり、ファンになったりするアメリカ人も出現してきている。アニメのコスプレをしているかのようなヴィジュアル系バンド「サイコ・ル・シェイム」がアメリカでファンを獲得したり、たくさんのアニメソングを歌ってる「ラルク・アン・シエル」もアメリカでのライブを成功させた。アメリカで人気があると言われている「ドリカム」や「B'z」は実際アメリカの地でライブを行った際は、客の9割が日本人といった状況であった。しかし、先に上げたヴィジュアル系バンドやラルクなどは、ほぼ全員が現地のアメリカ人だったことがライブのDVDなどでわかる。このことから、アニメはアニメ作品そのものだけでなく、そこから日本の音楽などへの興味を引き出すエッセンスにもなっていると考えられる。

映画『マトリックス』や『KILL BILL』『ワイルドスピード』などの作品に日本のアニメは深く関わっている。まず『マトリックス』はアニメ『攻殻機動隊』の内容がそのまま使われているところもある。それは映画の監督がこのアニメの原案者押井守のファンで、このアニメに惹きつけられていたためである。戦闘シーンなどはアニメのカットが元となっている事が分かるシーンまである。『KILL BILL』では日本のアニメ製作会社プロダクション I.G 依頼を受けて描いたアニメーションを映画の中に入れ込んでいる。『ワイルドスピード』にはスカイラインやガンダムを連想させるランサーエボリューションなどの日本車が大量に出てくる。スピードレースモノはアメリカでも放送されて人気のあったアニメ『マッハGO!GO!』の影響を受けたものが多い。

このように、日本のアニメやマンガがアメリカで読まれるようになり、さらにこのアニメや漫画が映画やドラマとなったことで主題歌や挿入歌が知られるようになり、音楽の趣向も、日本に向けさせたとと言えるのではないだろうか。かつて幼い頃に無意識に見ていた日本製のアニメが、きっとハリウッドの映画にも影響をもたらしているのではないだろうか。

謝辞

この論文を書くにあたり、急遽自主ゼミで受け入れていただき、一年間ご指導いただいた吉村先生に心から感謝します。この論文を完成させるに当たって、ゼミのメンバーである國井さん、服部さん、久松さんの3人の協力がなければ、論文を完成させることは出来ませんでした。この経験をいかして、今後の成長に役立てていきたいと思っております。ありがとうございました。

参考文献

- ① パトリック・マイアス・町山智浩編・訳(2006)『オタク・イン・USA』(太田出版)

- ② 杉山智之(2006)『クールジャパン世界が買ったがる日本』(祥伝社)
- ③ 堀淵清治(2006)『萌えるアメリカ～米国人はいかにして MANGA を読むようになったか』(日経BP)
- ④ 日経新聞 2006.10.17(火)夕刊文化面

参考資料

アニメの歴史

1906 年

『愉快な百面相』現在わかっている最古のアニメ作品 (アメリカ)

1900 年代

古いアニメーションフィルムが2005年に京都にて発見されているが、フィルム制作の技法や一緒に発見された映写機の製造年代より、明治 40 年代に作られたと見られる。日本最古の現存するアニメーション作品である可能性がある

1917 年

『芋川椋三玄関番の巻』日本最初のアニメーション映画

1924 年

『兎と亀』完全な形で残る日本アニメとして最古。

『煙草物語』フィルムが現存しているものとしては日本最古の実写合成アニメーション映画(未公開)

1928 年

『蒸気船ウィリー』ディズニーを代表するキャラクター、ミッキーマウスの登場。世界最初の有声アニメ映画 (アメリカ)

1930 年

『煙突屋ペロー』反戦を訴えながら、検閲でその部分が削除され戦争賛美映画にされてしまった影絵アニメーション映画。1987年に完全復元

1932 年

『力と女の世の中』日本初のトーキーアニメ映画

1937 年

『白雪姫』初のカラーによる長編アニメ映画 (アメリカ)

1941 年

『鉄扇公主』萬籟鳴、萬古蟾監督(双子の兄弟)によるアジア初の長篇アニメ。1942年日本公開。中聯作品。萬兄弟は香港時代の胡金銓(King Hu)の上司である。

1943 年

『くもとちゅうりっぷ』戦時下で作成された、極めて芸術性の高い小品。戦前の最高傑作の一つ。

『桃太郎の海鷲』初の国産長編アニメ。

1945 年

『桃太郎 海の神兵』戦意高揚であるが、技巧や芸術性では戦前の長編アニメの最高峰とされる。
また手塚治虫に大いに影響を与えた。

1947 年

日本動画株式会社(現東映アニメーション)設立

『すて猫トラちゃん』ダイナミックな動きで当時の作画技術の高さを伝える

1958 年

『白蛇伝』日本最初の長編カラーアニメ映画

1960 年

『新しい動画 3 つのはなし』(NHK 系) 国産初の TV アニメーション番組。3 つのアニメ作品を実写
パートによってつなぐ構成

1961 年

『インスタントヒストリー』(CX、おとぎプロ制作) 国産初の連続 TV アニメーション

1963 年

『鉄腕アトム』テレビアニメとして初めての作品。

『鉄人 28 号』

『仙人部落』フジテレビに於けるアニメで世界初の深夜アニメ。

『銀河少年隊』NHK における最初の国産 TV アニメシリーズ。但し竹田人形座繰演の人形劇との
組み合わせであった。

『エイトマン』テレビ局とスポンサー主体でタイアップ製作された最初のアニメ作品

1965 年

『ドルフィン王子』『ジャングル大帝』日本初のカラーテレビアニメシリーズ

『宇宙人ピピ』NHK で放送された日本初の実写合成 TV アニメシリーズ

『オバケの Q 太郎』当時の SF ヒーローもの全盛の中で、社会現象と言われる程ヒットしたギャグア
ニメ

1966 年

『魔法使いサリー』魔女っ子アニメのはしり

1968 年

『巨人の星』「スポ根」というジャンルを確立したテレビシリーズ作品。放映は3年間に渡る。

1969 年

『サザエさん』日曜日の夕暮れの代名詞ともなった長寿作品

『アタック No.1』女子向けスポ根アニメの草分け

『ムーミン』「世界名作シリーズ」の皮切りとなった作品

1972 年

『科学忍者隊ガッチャマン』タツノコプロを代表するヒーローアニメのひとつ。

12月3日『マジンガーZ』放映開始。巨大ロボットアニメシリーズの始まり。

有限会社サンライズスタジオ(現サンライズ)設立

1973 年

『ドラえもん』長寿作品となったシンエイ動画のシリーズより前のアニメ化

1974 年

カルピス劇場として『アルプスの少女ハイジ』放映開始

『宇宙戦艦ヤマト』テレビシリーズ放送。のちに映画化され一大ブームを巻き起こす。

1975 年

TV で世界名作劇場シリーズがスタート。この年は『フランダーズの犬』

1978 年

『さらば宇宙戦艦ヤマト-愛の戦士たち-』が公開、興行収入 43 億円、配給収入 21 億円という日本映画史上記録的な大ヒットとなる。

『銀河鉄道 999』がテレビアニメで放送。

1979年

1978 年に放映された『銀河鉄道 999』が映画化され、配給収入 16 億円とアニメ作品としては初めて 1979 年度の邦画年間配給収入第一位を記録する。

『ルパン三世 カリオストロの城』宮崎駿のアニメ映画監督としての第一作。

『機動戦士ガンダム』ガンダムシリーズの第一作。初回放送の視聴率は振るわなかったが、再放送を重ねるうちに人気は上がり、映画版が作られたことでその人気は爆発。以降、シリーズとしていくつかが作られることとなる。

1981 年

『うる星やつら』同人誌においていわゆるエロパロ本が大量に発行されたおそらく最初の作品。

『六神合体ゴッドマーズ』やおい本がそれまでのディープな存在から、即売会などで一気に一般化する足がかりとなった作品

1983 年

『ダロス』日本初の OVA。制作:スタジオぴえろ

1984 年

『北斗の拳』数々のセリフが流行語になる。

宮崎駿監督の劇場作品『風の谷のナウシカ』が公開される。

『くりいむレモン』などに代表される、成人を対象した OVA アダルトアニメが発売されはじめる。

1985 年

第一回広島国際アニメーションフェスティバル開催。『シティーハンター』放送開始

1986 年

スタジオジブリの第一作となる劇場作品『天空の城ラピュタ』が封切られる。監督は宮崎駿。

『ドラゴンボール』放映開始。直接の続編である『Z』『GT』と合わせると、11 年 9 ヶ月に渡る長期シリーズとなる。

1988 年

OVA シリーズとして『機動警察パトレイバー』が始まり、多くのファンを獲得する。この作品の成功により、アニメをビデオのみで売るとい OVA の手法が商売として成り立つことが証明されるとともに、それまでまちまちだった OVA の製作・販売フォーマットも 1 本 30 分弱・価格は 5,000 円前後という形に収斂されていくこととなる。

大友克洋監督の劇場作品『AKIRA』公開。製作費に当時としては異例の 10 億円を投じた大作で、日本のみならずアメリカでもヒットし、その後の日本アニメの海外進出の足がかりを作った。『となりのトトロ』『火垂るの墓』二本立てで上映される。興行的には不振だったが、ビデオ販売が好調で、国民的映画となる。

1989 年

宮崎駿監督の『魔女の宅急便』公開。配給収入 22 億円と『さらば宇宙戦艦ヤマト』の記録を抜いてアニメーション映画の歴代トップを記録する。

1990 年

『ちびまる子ちゃん』アニメ本編とともに、エンディングテーマ「踊るポンポコリン」も大ヒットし、紅白に出場。

『勇者エクスカイザー』長期に渡る「勇者シリーズ」の始まり。

1991 年

ケーブルテレビ局向けにアニメを中心とした子供向け番組の配信を行う「キッズステーション」が運営開始。

1992 年

『美少女戦士セーラームーン』美少女アニメが話題に。

宮崎駿監督の『紅の豚』公開。配給収入 27 億円と二作続けてアニメーション映画の歴代記録を更新する。

『クレヨンしんちゃん』TV 版は下品な内容が好ましくないとされ子供に見せたくないアニメとして親世代からはたびたび槍玉に挙がるが、子供たちからの人気は高く 10 年以上続く長寿アニメとなる。

1994 年

ディズニー映画『ライオン・キング』が大ヒット。全世界で 7 億ドル、全米で 3 億ドルを越える興行収入を記録し、この時点で、全米興行成績ランキングで、『スター・ウォーズ エピソード 4』、『E.T.』『ジュラシック・パーク』、『フォレスト・ガンプ』に次ぐ歴代 5 位となる(全世界では『ジュラシック・パーク』、『スターウォーズ』に次ぐ歴代 3 位)。

1995 年

『新世紀エヴァンゲリオン』哲学・学術用語の飛び交う難解なストーリーに、多くの若者がハマり社会現象となる。

『トイ・ストーリー』劇場公開作品としての世界初のフル CG 作品。興行的にも成功し、この年の最大のヒット作となった。

押井守監督の映画『GHOST IN THE SHELL / 攻殻機動隊』が公開される。日本での興行収入は

振るわなかったが、後に海外では高い評価を受け、『マトリックス』などの作品に影響を与えた。

1996 年

デジタル CS 放送「パーフェク TV!」(現:スカイパーフェク TV!) 開始。

1997 年

この年からテレビアニメの本数が増加傾向を示す。それにほぼ呼応する形で萌えアニメが大量に製作され始めるようになる。

『新世紀エヴァンゲリオン シト新生』『The End of Evangelion Air:まごころを君に』劇場公開。テレビアニメが 95 年のヒットと結末の不透明さを埋めるために公開された。

『ポケットモンスター』 コンピューターゲーム『ポケットモンスター』のアニメ化。ピカチュウは全世界的な人気キャラクターになった。

同作品、作品中の激しい点滅によるてんかん事件が発生。それ以後、アニメ作品の OP 前や A パートの冒頭などにアニメの注意テロップが表示される。

『ゲゲゲの鬼太郎』東映アニメーションは、この作品を期に彩色作業を中心に従来の手作業からコンピュータを用いたデジタルへ移行。以後、多くのプロダクションがデジタルへの移行を開始する。宮崎駿監督の『もののけ姫』が配給収入 113 億円、興行収入 193 億円となり、1983 年公開の『南極物語』を抜いて邦画収入記録を更新、日本映画歴代トップとなる。

アメリカ発のアニメ専門チャンネル「カートゥーンネットワーク」が日本のケーブルテレビ・CS で開局。日本初のアニメ専門チャンネルとなる。

テレビ東京が運営を行うアニメ専門チャンネル「アニメシアター X」が CS 放送のディレク TV ジャパンで開局。マニアに向けた独特の番組編成や高額な視聴料金で他局との差別化を図る。

1998 年

独立 UHF 放送局、WOWOW ノンスクランブル枠と、新しいアニメ放送枠が開拓された。日本のアニメ専門チャンネル「アニマックス」がケーブルテレビ・CS で開局。出資には大手スタジオが関わる。

2001 年

宮崎駿監督の『千と千尋の神隠し』が興行収入 300 億円を記録し、歴代邦画収入記録を二作続けて更新。アメリカでは 2002 年に劇場公開され、アカデミー賞・長編アニメーション部門を受賞。

2002 年

2001 年度からアカデミー賞に長編アニメーション部門が新設される。最初の受賞作となったのは、『シュレック』。

「最終兵器彼女」(2005 年には、実写映画化されヒットした。)

2003 年

『ファインディング・ニモ』が世界的に大ヒット。全米興行収入は 3 億ドル、世界興行収入は 8 億ドルを越え、アメリカ、全世界とも、従来アニメ映画でトップだった『ライオン・キング』を抜き、総合としても、この時点で興行成績ランキングのいずれも歴代トップ 10 に入る。アカデミー賞・長編アニメーション部門を受賞。

2004 年

ドリームワークスの劇場作品『シュレック 2』が、前年公開の『ファインディング・ニモ』を越え、アニメ映画歴代トップとなる興行成績を挙げる(この時点で世界歴代 7 位、全米歴代 3 位)。しかし、アカデミー賞は『Mr.インクレディブル』に奪われ、シリーズ 2 作連続での受賞はならず。

日本では、押井守の『イノセンス』、大友克洋の『スチームボーイ』、宮崎駿の『ハウルの動く城』といった、アニメ界の巨匠が相次いで劇場作品を発表したが『ハウルの動く城』以外は興行的に振るわずなかった。大ヒットした『ハウルの動く城』にしても最終的な興行成績は同監督の前作『千と千尋の神隠し』には届かず、やや肩透かしとなった。

2005 年

「魔法先生ネギま!」が大ヒットし、社会現象になった。

この頃から、オタクだけをターゲットにしても十分な収入が得られる時代へとなった。OP 曲「ハッピーマテリアル」はアニメソングであるにもかかわらずオリコン 10 位以内に入るなど常識を覆す結果となった。

映画・ドラマ「電車男」の大ヒットにより、一般人のオタクへの感覚が良い方向へと向き、オタクブームが始まった。

マンガが原作の『NANA』が実写映画化され話題を呼んだ。原作とともにヒットし、映画のために作られた歌も大ヒットした。

2006 年

「涼宮ハルヒの憂鬱」が大ヒットする。

スタジオジブリ作品の『ゲド戦記』は前評判よりも内容が劣ったため、ヒットにはいたらなかった。

マンガが原作の『DEATH NOTE』が実写映画で公開され、現在テレビアニメで放送中。

『跡見マネジメント』

跡見学園女子大学マネジメント学部卒業生優秀論文集

第2号（第2期卒業生）

2007年（平成19年）3月18日発行

発行者：跡見学園女子大学マネジメント学部

〒352-8501 埼玉県新座市中野1-9-6

電話 048-478-4110（学部代表）FAX 048-478-4142

印刷・製本：有限会社エフオート
